

第2次山口市総合計画後期基本計画及び 第2期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和2年3月策定
山 県 市



水と緑を大切に、活力ある山口市



山県市人口ビジョン改訂版

令和2年3月

山県市



目次

山口市人口ビジョン改訂版

第1章 山口市人口ビジョン改訂版	1
第1節 山口市人口ビジョン改訂版の概要	1
1 位置づけ	1
2 対象期間	1
3 山口市総合計画との関係性	1
第2節 山口市の人口の現状と将来人口の推計	2
1 人口動向分析	2
2 人口動態分析	11
3 将来人口の推計と分析	24
4 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察	28
第3節 山口市の人口の将来展望	31
1 将来展望に必要な調査・分析	31
2 目指すべき将来の方向	32
3 人口の将来展望	34

第1章 山口市人口ビジョン改訂版

第1節 山口市人口ビジョン改訂版の概要

1 位置づけ

山口市人口ビジョンは、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、2060年（令和42年）に1億人程度の総人口を確保する中長期展望を示した国の「長期ビジョン」及び2100年（令和82年）に人口130万人を維持すると掲げた岐阜県の「岐阜県人口ビジョン」を勘案しつつ、本市における目指すべき将来の方向と将来展望を示す「地方人口ビジョン」として、2015年（平成27年）10月に山口市人口ビジョン（以下「改訂前人口ビジョン」といいます。）を策定しました。

地方人口ビジョンについては、国の「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に関する有識者会議中間取りまとめ報告書（令和元年5月31日）」において、「中長期的には人口の自然増が重要であるという観点を重視しつつ、最新の数値や状況の変化を踏まえた上で必要な見直しを行うべきである」とされています。

これを踏まえ、本市では、国の「長期ビジョン（改訂版令和元年12月公表）」及び県の「県人口ビジョン2017年（平成29年）7月改訂版」を勘案しつつ、改訂前人口ビジョンについて必要な時点修正を行い、「山口市人口ビジョン改訂版（2019年度（令和元年度）改訂。以下「人口ビジョン」といいます。）」をまとめました。

人口ビジョンは、本市のまち・ひと・しごと創生を一層推進するための重要施策をまとめた「第2期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」といいます。）」及び「第2次山口市総合計画後期基本計画（以下「総合計画」といいます。）」の方向性を決定づける基礎資料として位置づけます。なお、総合計画及び総合戦略は、今回、一本化します（以下「総合計画等」といいます。）。

2 対象期間

人口ビジョンの対象期間は2060年（令和42年）とします。

3 山口市総合計画との関係性

人口ビジョンは、2015年（平成27年）に策定した「第2次山口市総合計画」において定めた2023年（令和5年）における目標人口（27,800人）は、今回の総合計画等策定を機に改め、目標人口（24,871人）と改めます。なお、今回、総合計画等を一本化することから、総合計画の中に総合戦略が内包される関係性となります。

第2節 山県市の人口の現状と将来人口の推計

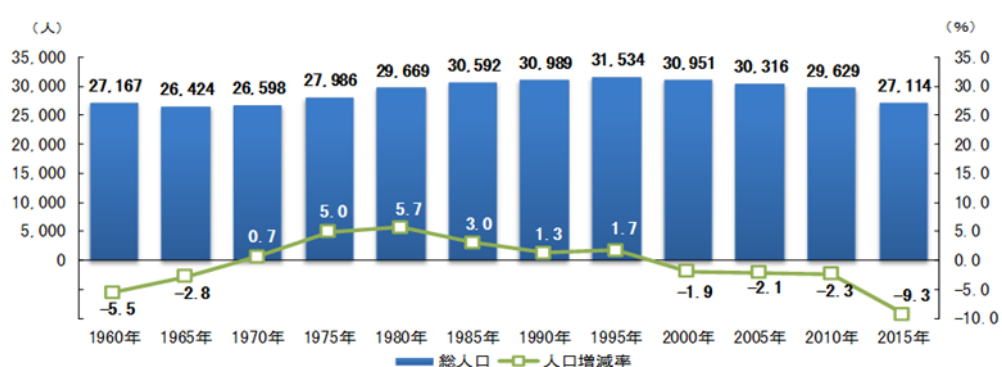
1 人口動向分析

(1) 人口と世帯数の推移

① 総人口の推移

本市の総人口は、1965年（昭和40年）以降増加傾向にあり、ピークとなる1995年（平成7年）までの30年間で5,110人増加しました（26,424人→31,534人）。しかし、2000年（平成12年）にかけて減少に転じ、直近の国勢調査（2015年（平成27年））では27,114人と、ピーク比の約86.0%の人口規模に縮小しています。

〔図表1 総人口の推移と人口増減率〕

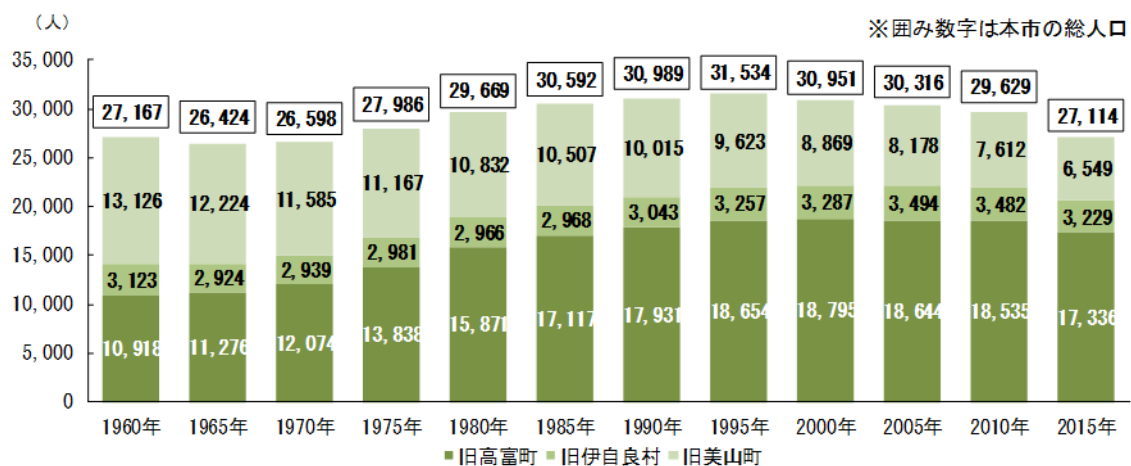


【出典：総務省「国勢調査」※合併以前は旧3町村の合計。以下、特記がないものは同様】

総人口の推移を旧3町村別で見ると、旧高富町は2000年（平成12年）をピークとして、旧伊自良村は2005年（平成17年）をピークとして、旧美山町は1960年（昭和35年）以降減少しています。

〔図表2 旧3町村別の人口推移〕

【出典：総務省「国勢調査」】

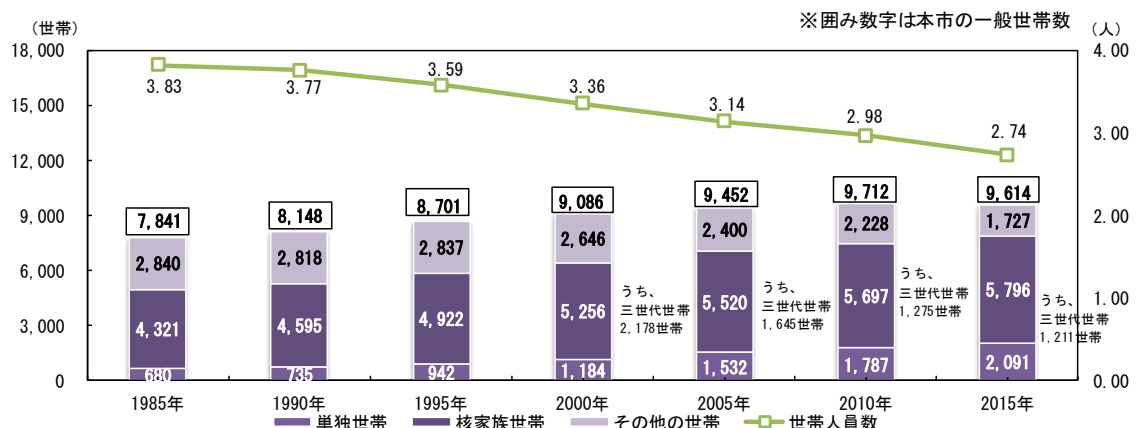


② 世帯の推移

本市の一般世帯数は、単独世帯や核家族世帯の増加を受けて増加傾向にあります。世帯人員も 1985 年（昭和 60 年）からの 30 年間で 1.09 人減少しており、世帯規模の小規模化が一層進んでいます。また、単独世帯の内訳を見ると、世帯主が高齢者の単独世帯が大きく増加しています。

三世帯世帯（世帯主の直系世代のうち 3 つ以上の世代が同居している世帯（例）世帯主、世帯主の父母、世帯主の子）の推移を見ると、2000 年（平成 12 年）は 2,178 世帯（一般世帯数比 24.0%）でしたが、2015 年（平成 27 年）には 1,211 世帯（同 12.6%）と減少傾向にあります。三世帯世帯は一般的に共働き率が高いといわれており、女性活躍を後押しする要素といわれています。

【図表 3 家族類型別一般世帯数と世帯人員数の推移】



【出典：総務省「国勢調査」】

③ 年齢 4 区分別人口及び人口の割合（総人口に対する割合）の推移

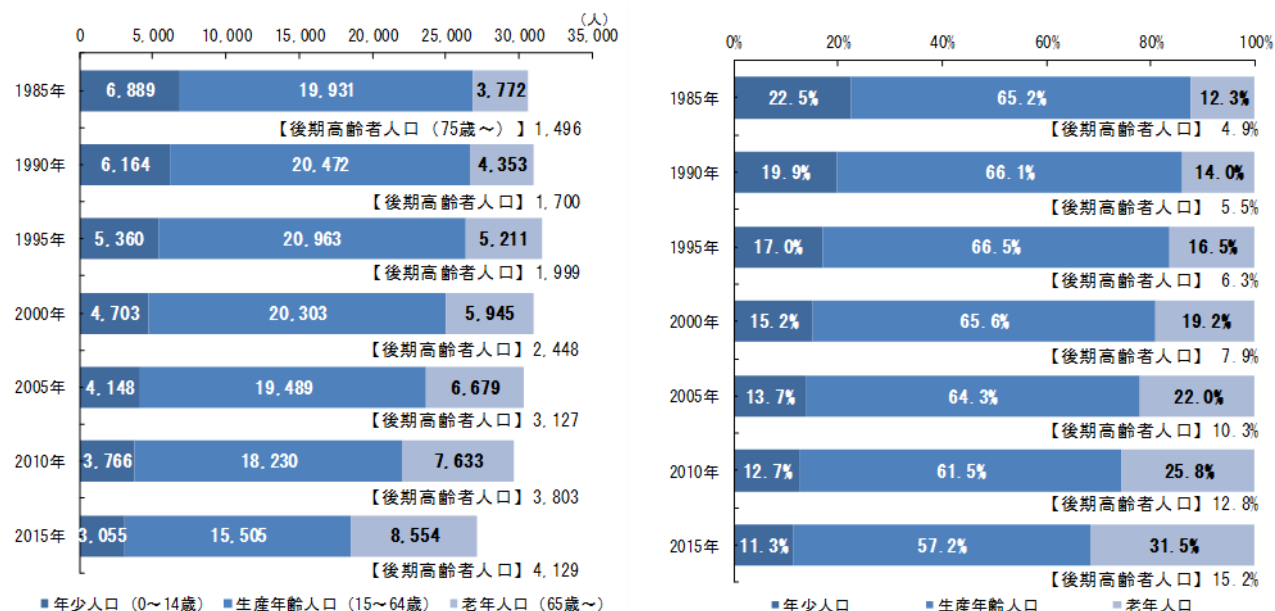
本市の年少人口（0～14 歳の人口）は、1985 年（昭和 60 年）から一貫して減少傾向にあります。2015 年（平成 27 年）の年少人口は 3,055 人となり、1985 年（昭和 60 年）の 6,889 人から 3,834 人減少し、人口割合で見ると半減（22.5%→11.3%）しています。生産年齢人口（15～64 歳の人口）は、1995 年（平成 7 年）の 20,963 人をピークとして減少し、2015 年（平成 27 年）の生産年齢人口は 15,505 人と、20 年間で 5,458 人減少しています。

老年人口（65 歳以上の人口）は、1985 年（昭和 60 年）以降増加の一途をたどっています。2000 年（平成 12 年）に年少人口を上回り、2015 年（平成 27 年）には 8,554 人と同年の年少人口（3,055 人）の 2.8 倍となっています。また、2015 年（平成 27 年）には人口割合が 3 割を超え、市民の 10 人に 3 人以上が高齢者となっています。

後期高齢者人口（75 歳以上の人口で、老年人口の一部）も、老年人口同様に 1985

年（昭和 60 年）以降は増加傾向にあります。人口割合の増加率を見ると老年人口より大きく、1985 年（昭和 60 年）と 2015 年（平成 27 年）を比較すると、3 倍以上に増加しています。

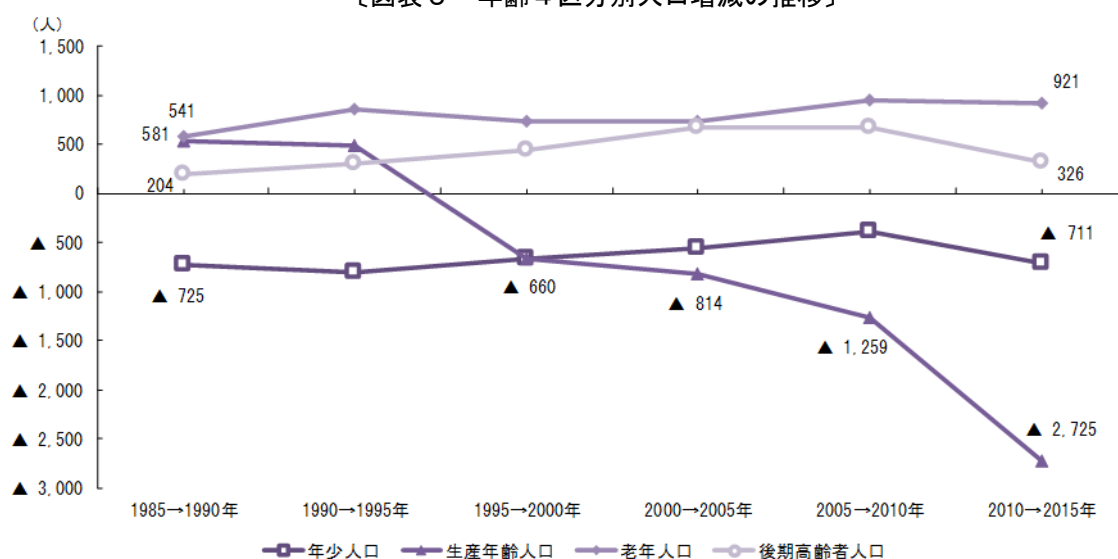
〔図表 4 年齢 4 区分別人口及び人口割合の推移〕



【出典：総務省「国勢調査」※年齢不詳は按分している。以下、特記がないものは同様】

1985 年（昭和 60 年）から 2015 年（平成 27 年）までの 30 年間の年齢 4 区分別人口増減を 5 年ごとにしてみると、生産年齢人口の減少幅が拡大しており、本市の人口動向に大きな影響を与えていることがわかります。

〔図表 5 年齢 4 区分別人口増減の推移〕



(2) 将来人口の推移

① 総人口及び年齢4区分別人口の推計

国立社会保障・人口問題研究会（以下「社人研」という）の推計（2018年（平成30年）3月推計）によると、本市の総人口は2040年（令和22年）に17,123人になると予測されています。改訂前人口ビジョン策定時点での社人研推計（2013年（平成25年）3月推計）における2040年（令和22年）の総人口21,289人であったことを鑑見ると、本市の人口減少がより一層深刻化したことがわかります。

社人研の推計方法に準拠して、本市が独自に推計した2060年（令和42年）の総人口は10,044人となり、ピークである1995年（平成7年）の総人口（31,534人）の3分の1以下にまで減少します。

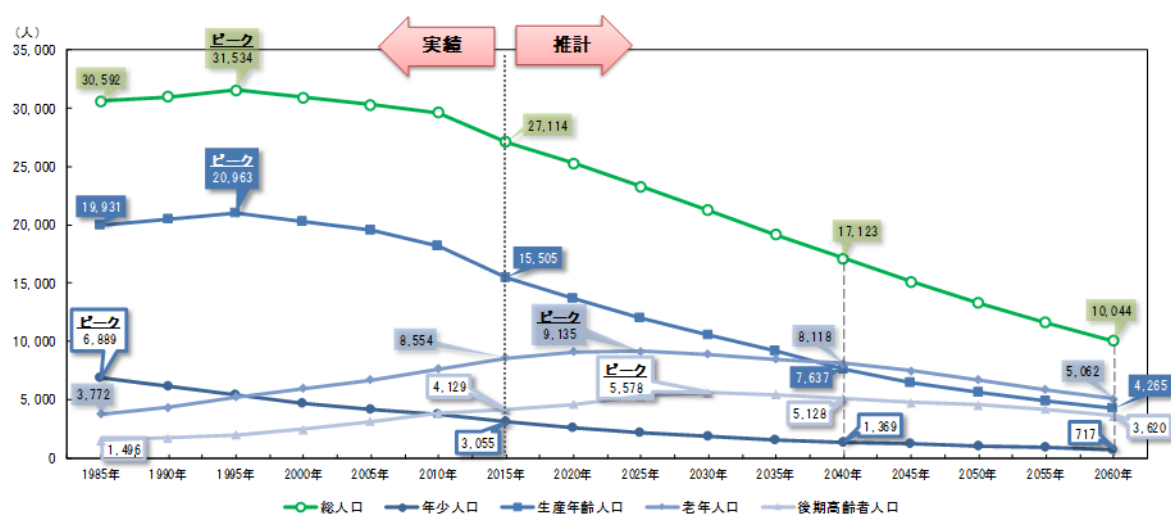
また、年齢4区分別の人口を見ると、年少人口は減少の一途をたどり、2040年（令和22年）には1,369人、2060年（令和42年）には717人になると予測され、これは1985年（昭和60年）の年少人口（6,889人）と比べて19.9%と10.4%の水準となります。

生産年齢人口も減少傾向にあり、2040年（令和22年）には7,637人、2060年（令和42年）には4,265人にまで減少します。ピークとなった1995年（平成7年）の生産年齢人口（20,963人）と比較すると、それぞれ36.4%、20.3%の水準となります。

老年人口は、2025年（令和7年）に9,135人となり、同年までは増加しますが、以降は減少することが予測されています。

後期高齢者人口は、2030年（令和12年）にピーク（5,578人）を迎えますが、以降は減少する推計結果となっています。

【図表6 総人口及び年齢4区分別人口の推移と将来推計】

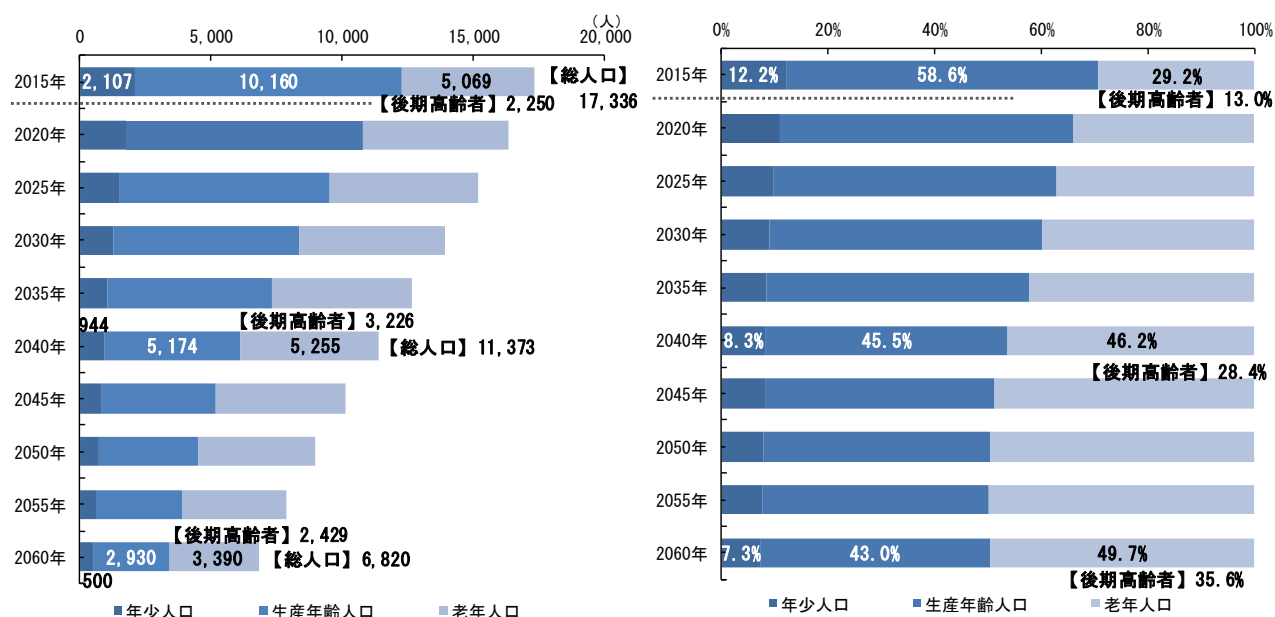


【出典：総務省「国勢調査」、社人研「日本の地域別将来推計人口」、本市独自推計】

※将来推計は、四捨五入により年少人口と生産年齢人口と老年人口の合計が総人口と一致しない

旧3町村別の推計結果を見ると、旧高富町は2040年（令和22年）には総人口が11,373人（2015年（平成27年）対比65.6%）となり、2060年（令和42年）には6,820人（同39.3%）になると推計されます。2015年（平成27年）から2060年（令和42年）までの人口割合の推移を見ると、年少人口割合は12.2%→7.3%、生産年齢人口割合は58.6%→43.0%に減少する一方、老年人口割合は29.2%→49.7%（うち、後期高齢者人口割合は13.0%→35.6%）と増加します。

【図表7 旧高富町の将来推計】

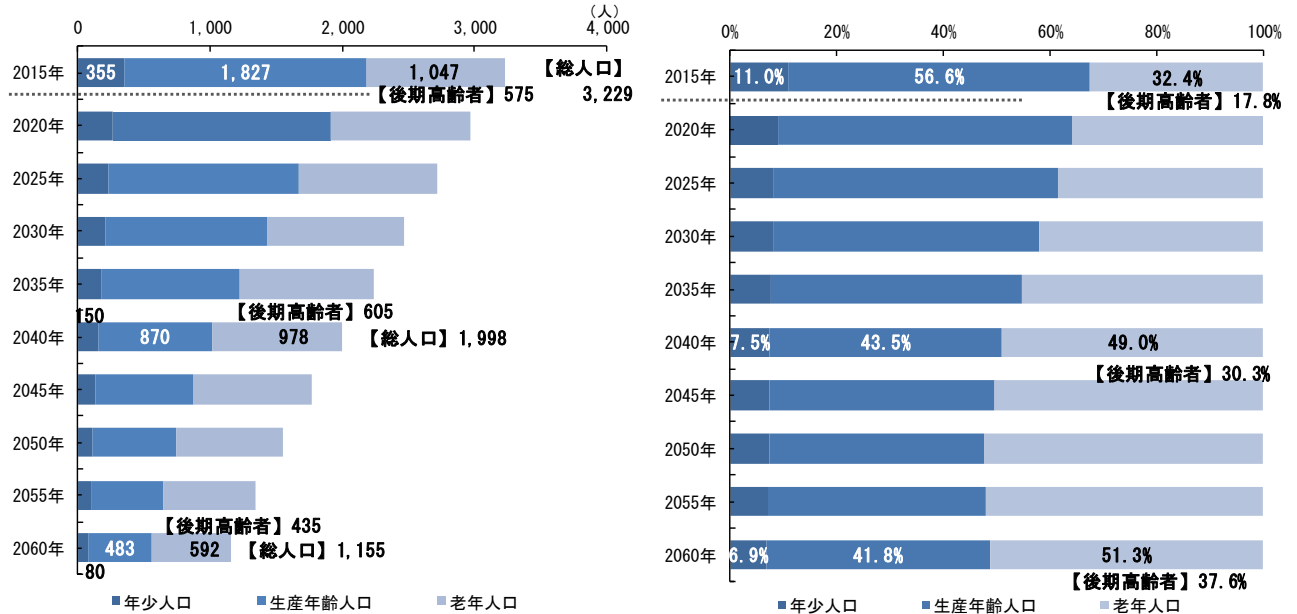


【出典：本市独自推計（以下、図表9まで同様）】

※将来推計は、四捨五入により年少人口と生産年齢人口と老年人口の合計が総人口と一致しない

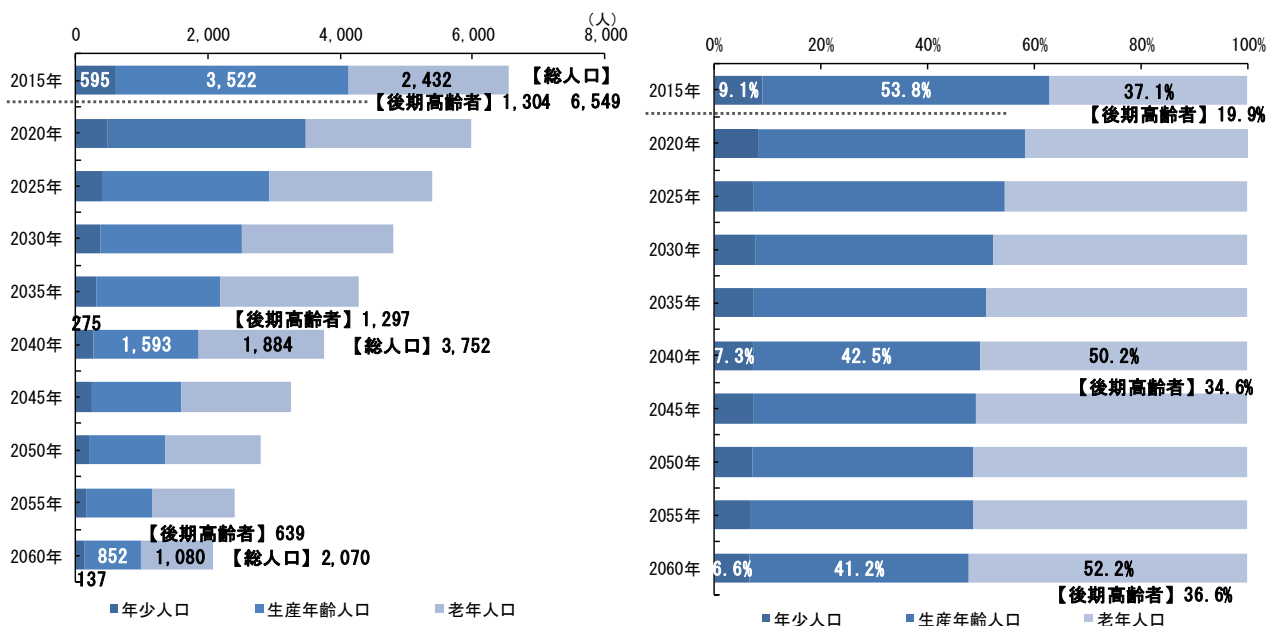
旧伊自良村は2040年（令和22年）には総人口が1,998人（2015年（平成27年）対比61.8%）となり、2060年（令和42年）には1,155人（同35.8%）になると推計されます。2015年（平成27年）から2060年（令和42年）までの人口割合の推移を見ると、年少人口割合は11.0%→6.9%、生産年齢人口割合は56.6%→41.8%に減少する一方、老年人口割合は32.4%→51.3%（うち、後期高齢者人口割合は17.8%→37.6%）と増加します。

〔図表8 旧伊自良村の将来推計〕



旧美山町は2040年（令和22年）には総人口が3,752人（2015年（平成27年）対比57.3%）となり、2060年（令和42年）には2,070人（同31.6%）になると推計されます。2015年（平成27年）から2060年（令和42年）までの人口割合の推移を見ると、年少人口割合は9.1%→6.6%、生産年齢人口割合は53.8%→41.2%に減少する一方、老年人口割合は37.1%→52.2%（うち、後期高齢者人口割合は19.9%→36.6%）と増加します。

〔図表9 旧美山町の将来推計〕

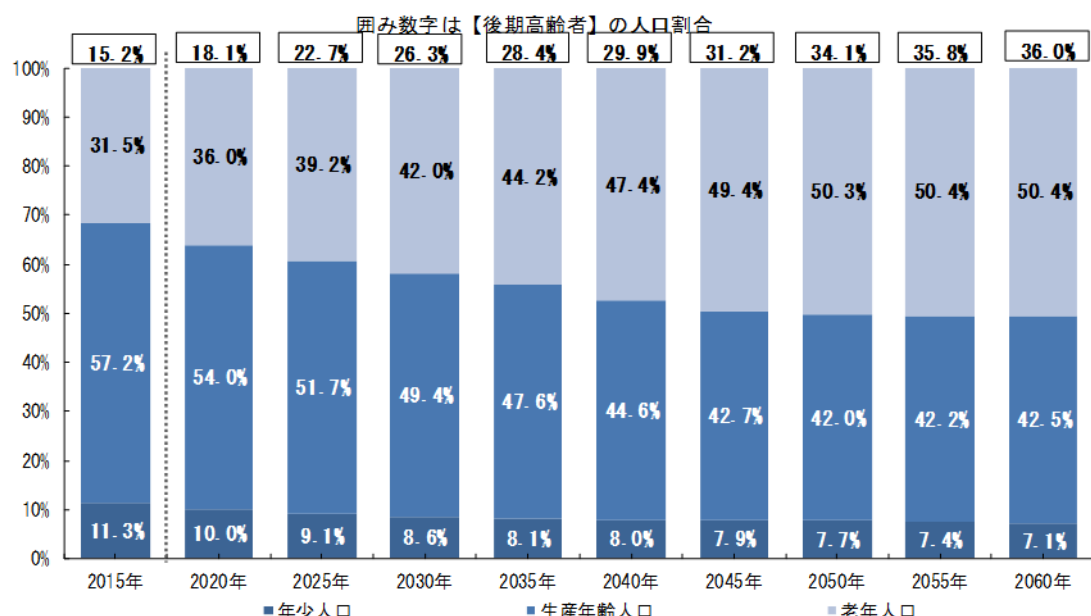


② 人口構造の変化

前述のとおり、2015年（平成27年）までの実績を見ると、年少人口割合と生産年齢人口割合が一貫して減少する一方で、老年人口割合（＝高齢化率）と後期高齢者人口割合は一貫して増加しています。

2020年（令和2年）以降の人口構造の変化を見ても傾向は変わらず、2040年（令和22年）には、年少人口割合が8.0%、生産年齢人口割合が44.6%、老年人口割合が47.4%（うち、後期高齢者人口割合は29.9%）となり、更に2060年（令和42年）には、年少人口割合が7.1%、生産年齢人口割合が42.5%、老年人口割合が50.4%（うち、後期高齢者人口割合は36.0%）となり、高齢化の一層の進行が予測されています。

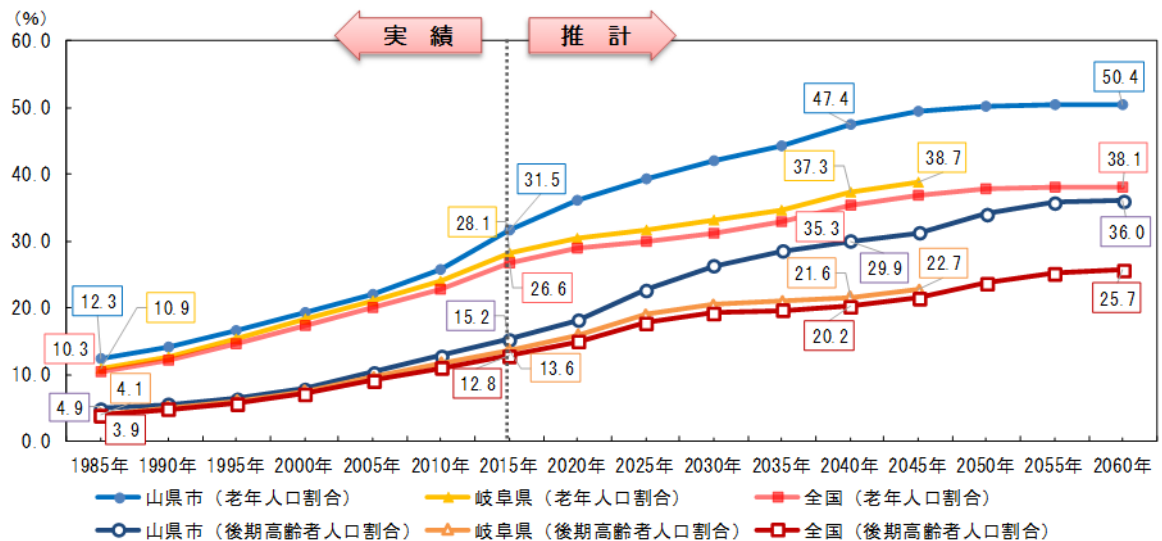
〔図表 10 年齢4区分別人口割合の将来推計〕



【出典：総務省「国勢調査」、社人研「日本の地域別将来推計人口」、本市独自推計】

本市の老年人口割合及び後期高齢者人口割合は、これまで国や県の割合よりも高い割合で推移してきました。将来推計を見ても傾向は変わらず、2040年（令和22年）には老年人口割合は国対比＋12.1ポイント、県対比＋10.1ポイント、後期高齢者人口割合は国対比＋9.7ポイント、県対比＋8.3ポイント高い水準にあります。更に2060年（令和42年）には老年人口割合は国対比＋12.3ポイント、後期高齢者人口割合は国対比＋10.3ポイントとなり、高齢化の深刻度は一層高まることになります。

〔図表 11 本市、国、岐阜県における老年人口割合及び後期高齢者人口割合の推移と将来推計〕



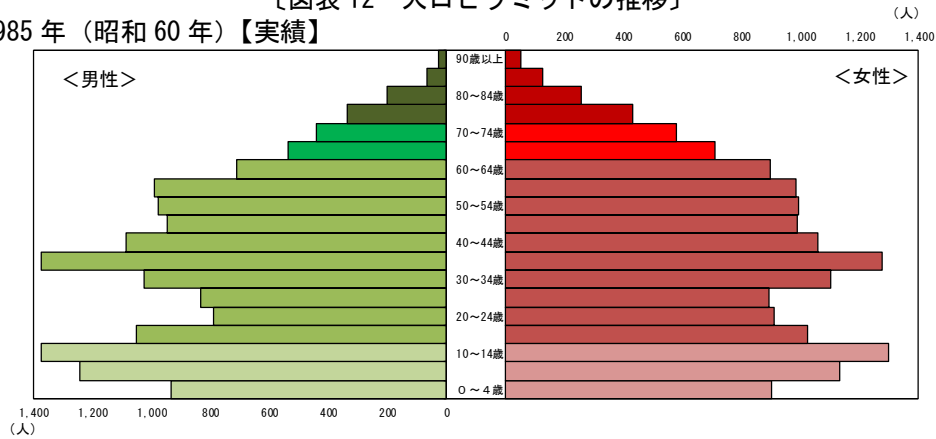
【出典：総務省「国勢調査」、社人研「日本の将来推計人口」「日本の地域別将来推計人口」、本市独自推計 ※県の推計は社人研が公表する 2045 年（令和 27 年）まで記載している】

【出典：総務省「国勢調査」、県「岐阜県長期構想中間見直し」】

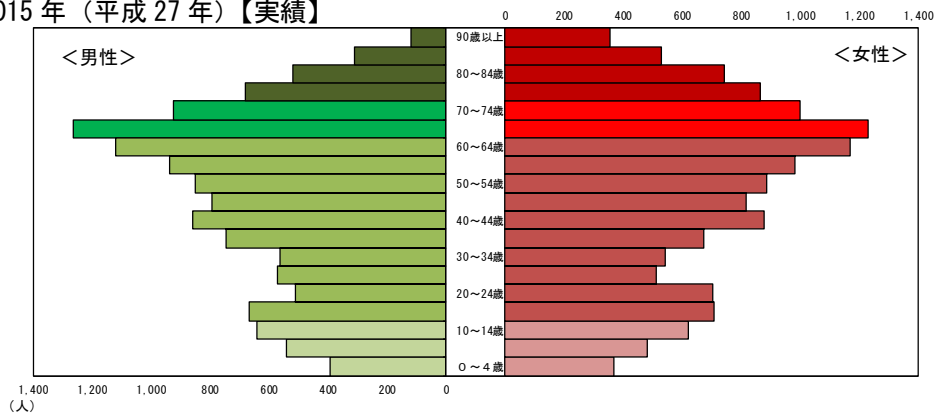
また、本市の 1985 年（昭和 60 年）【実績】、2015 年（平成 27 年）【実績】、2040 年（令和 22 年）【推計】、2060 年（令和 42 年）の人口ピラミッド（男女別に 5 歳階級ごとの分布を図で表したもの）を比較すると、1985 年（昭和 60 年）は年少人口と 30 歳代に厚みがある「星型」でしたが、2015 年（平成 27 年）には 1985 年（昭和 60 年）当時の年少人口が生産年齢人口となる一方で 30 歳代が 60 歳代となり、人口ピラミッドは「つぼ型」になりました。2040 年（令和 22 年）では、ピラミッド下部の若年層が人口減少により細くなり、上部の高齢層が人口増加により厚くなりますが、2060 年（令和 42 年）には全年齢階級の人口が減少し「つぼ型」のまま徐々に細くなっていきます。

〔図表 12 人口ピラミッドの推移〕

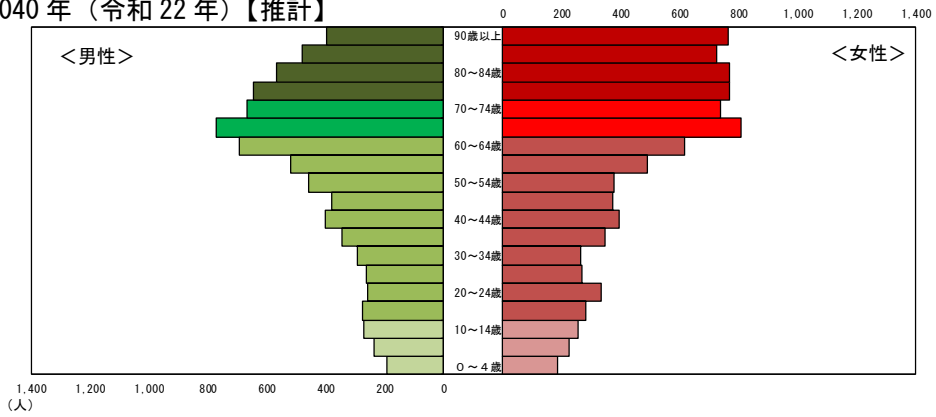
1985 年（昭和 60 年）【実績】



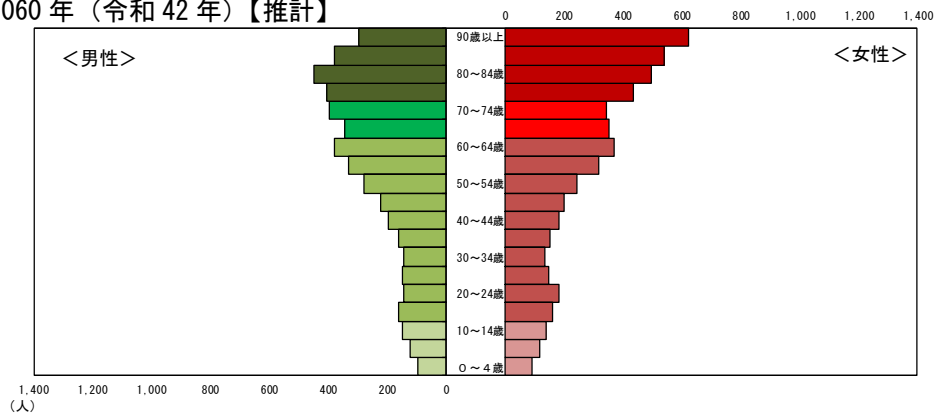
2015 年（平成 27 年）【実績】



2040 年（令和 22 年）【推計】



2060 年（令和 42 年）【推計】



【出典：総務省「国勢調査」、社人研「日本の地域別将来推計人口」、本市独自推計】

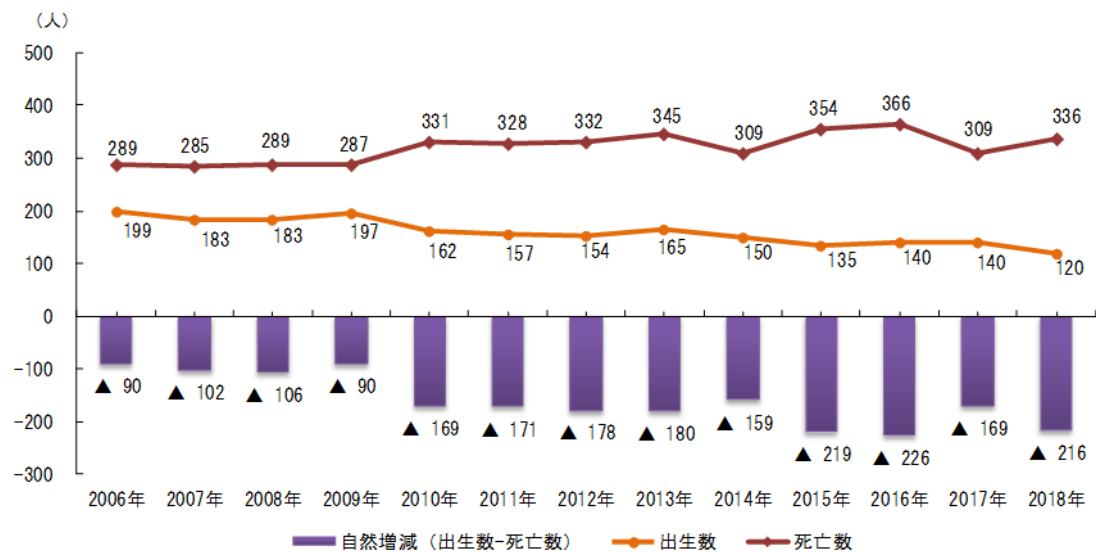
2 人口動態分析

(1) 自然動態

① 出生数、死亡数及び自然増減の推移

2006年（平成18年）以降の本市の状況を見ると、一貫して死亡数が出生数を上回る「自然減」となっています。更に、出生数が減少傾向にあるのに対して死亡数は300人前後で推移しているため、「自然減」は拡大しています。

〔図表 13 出生数、死亡数及び自然増減の推移〕

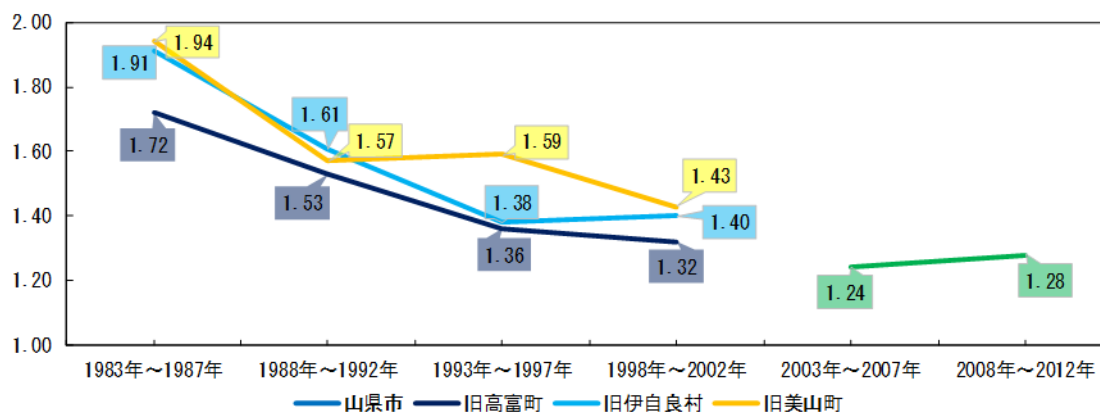


【出典：県「岐阜県人口動態統計調査」】

② 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）は、3町村の合併以前も含めて減少傾向にあります。直近の合計特殊出生率は1.28と前期比0.04上昇しています。なお、2013年（平成25年）～2017年（平成29年）における本市を含む市町村単位の合計特殊出生率は公表されていませんが、直近（2008年（平成20年）～2012年（平成24年））の公表数値は県内最下位に甘んじており、合計特殊出生率の改善が人口減少対策における喫緊の課題です。

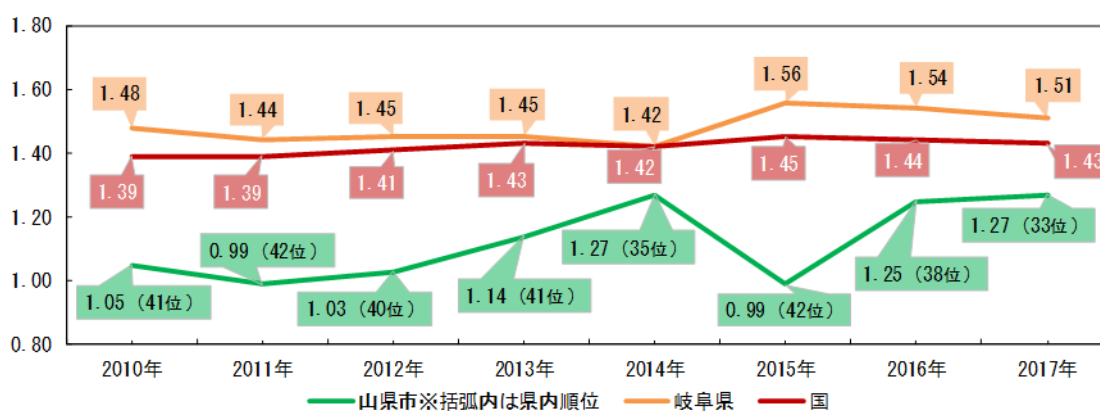
〔図表 14 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移〕



【出典：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」】

厚生労働省が公表する市町村単位の合計特殊出生率は、標本数（出生数）が少ないことによる偶然変動の影響を可能な限り排除するため、二次医療圏（本市の場合は岐阜医療圏：岐阜市、羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町の6市3町）のデータも利用して数値を算出しています（「ベイズ推定」という）。一方、県では各保健所がベイズ推定前の市町村単位の合計特殊出生率を公表しています。同数値の推移及び県内42市町村の順位を見ると、改訂前人口ビジョンを策定した2015年以降、合計特殊出生率も最下位近辺に甘んじていた県内順位も改善傾向にあります。

〔図表 15 本市、国、岐阜県における合計特殊出生率（本市はベイズ推定前）の推移及び県内順位〕

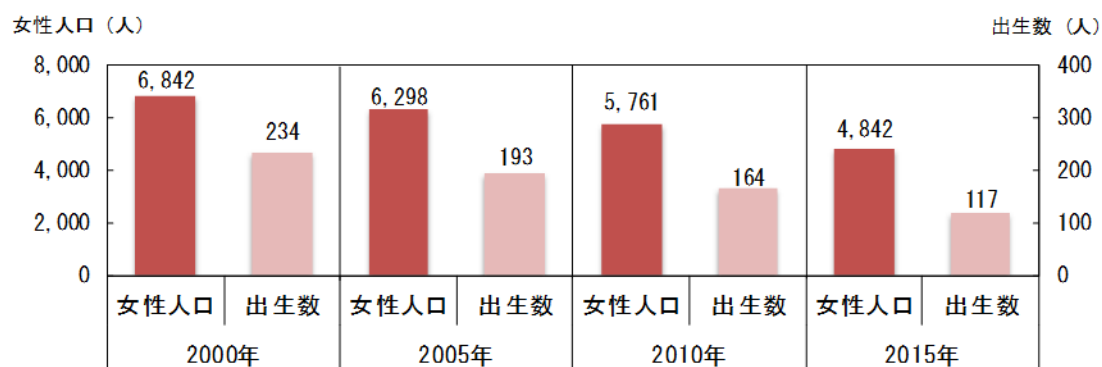


【出典：県内各保健所「地域の公衆衛生」】

③母となる 15～49 歳の女性人口と出生数の推移

母となる 15～49 歳の女性人口は、2000 年（平成 12 年）から 2015 年（平成 27 年）まで減少傾向にあります。将来的にも減少が続けば、仮に合計特殊出生率が国民の希望出生率である 1.80 や人口置換水準である 2.07 まで改善しても、出生数の大幅な増加に繋がりません。

〔図表 16 15～49 歳の女性人口と出生数の推移〕

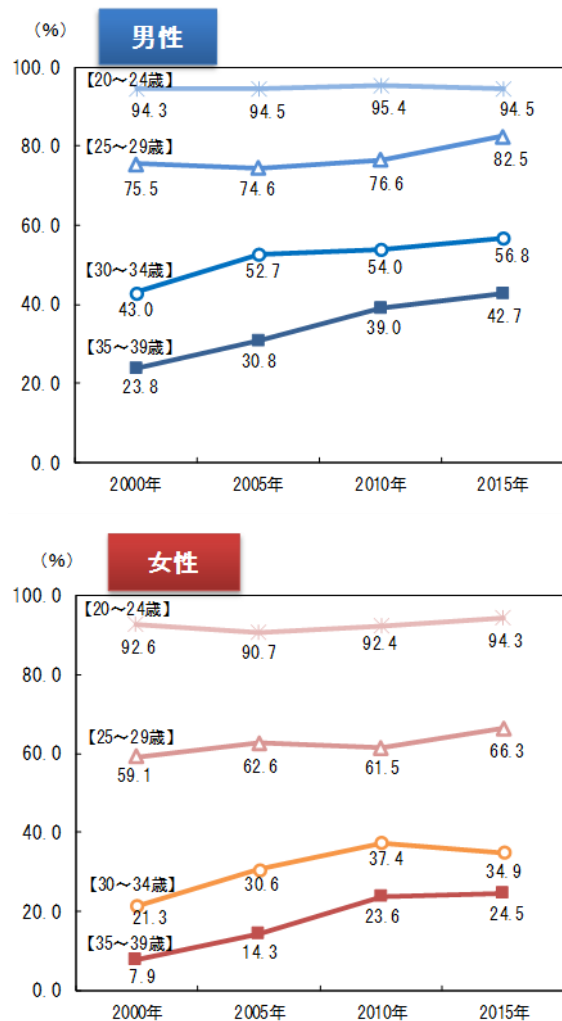


【出典：総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態調査」】

④男女別未婚率の推移

本市の 20～39 歳男女人口について 5 歳階級ごとの未婚率の推移を見ると、男女とも全ての年齢階級において未婚率が上昇していますが、女性より男性が高い傾向にあります。2000 年（平成 12 年）から 2015 年（平成 27 年）の 15 年間の変化率は、男女ともに 35～39 歳の上昇率が最も高く、男性は+18.9 ポイント、女性は+16.6 ポイントとなっています。

〔図表 17 男女別5歳階級別未婚率の推移〕

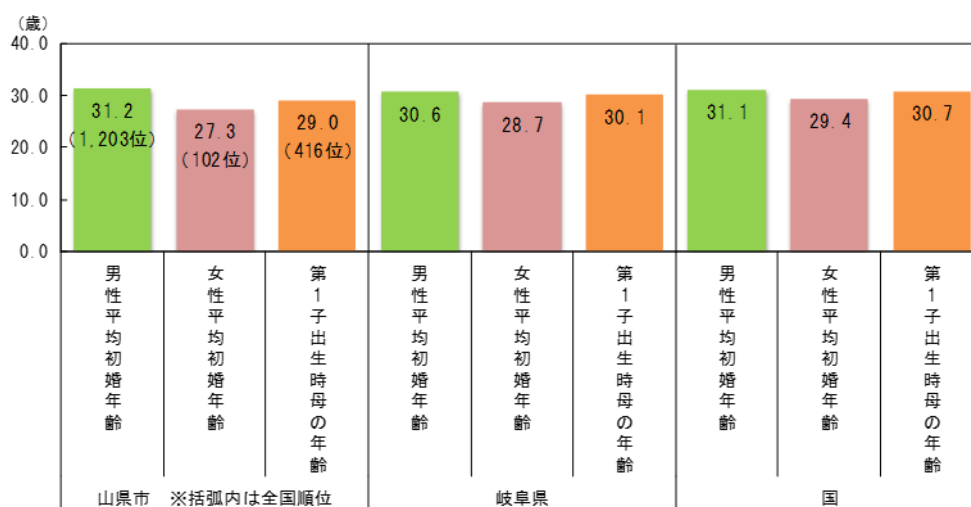


【出典：総務省「国勢調査」】

⑤少子化関係指標の比較

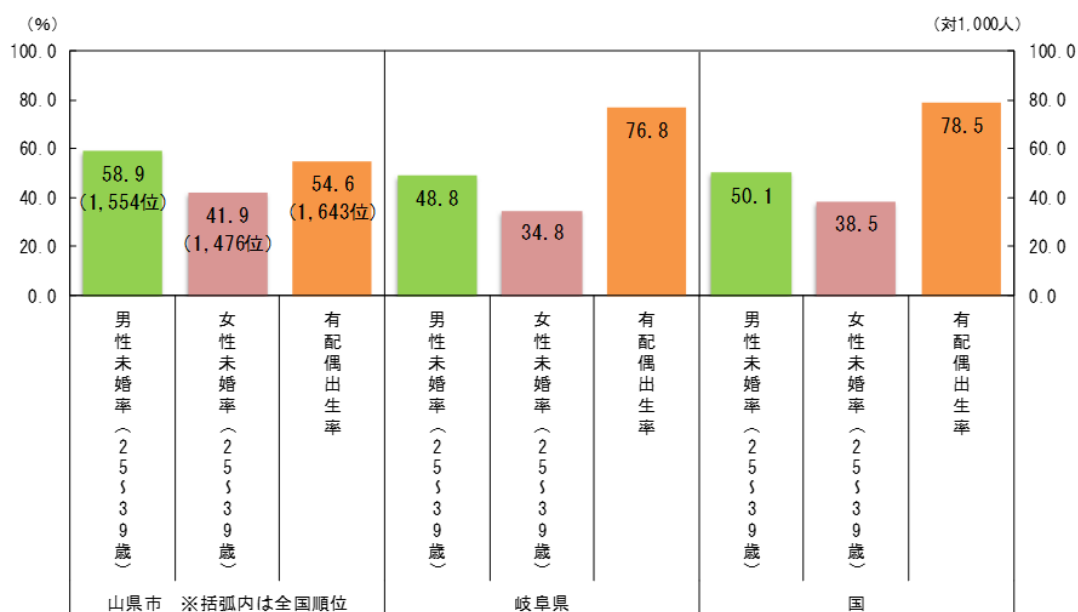
男女別平均初婚年齢及び第1子出生時の母の年齢(いずれも2013年(平成25年))について国及び県との比較を見ると、男女の平均初婚年齢は31.2歳と県よりやや高いものの国と比べると同水準ですが、女性の平均初婚年齢は27.3歳と国及び県よりも若く、1,718市町村+23特別区のうち、若い順で102位の位置にあります。また、第1子出生時の母の年齢も同様に国及び県より若い水準にあります。

〔図表 18 本市、国、岐阜県における少子化関係指標の比較①〕



一方で、男女別未婚率（25～39歳）及び有配偶出生率（いずれも2015年（平成27年））を国及び県と比較すると、男性の未婚率は58.9%（低い順から1,554位）、女性の未婚率は、41.9%（同1,476位）と低い水準にあることがわかります。また、15～49歳の女性の有配偶者1,000人に対する出生数を示す有配偶出生率も54.6と国及び県よりも20ポイント以上も低い水準にあります。

〔図表 19 本市、国、岐阜県における少子化関係指標の比較②〕



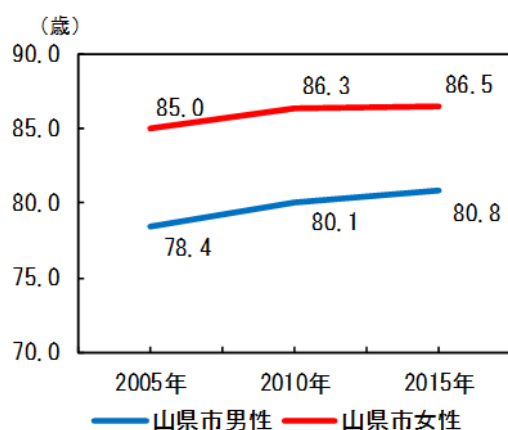
本市では男女とも若くして結婚し、出産する人たちがいる一方で、結婚しない（したくてもできない）人たちが結婚しても子どもを産まない（産みたくても産めない）人たちが多くいることがわかります。

⑥ 平均寿命の推移と比較

2015年（平成27年）における本市の平均寿命は過去最高を更新して、男性で80.8歳、女性で86.5歳となりました。

本市の平均寿命を県や国と比較すると若干下回っています。しかし、その差は1歳未満で、かつ縮まってきており、本市は平均的な状況にあるといえます。

〔図表 20 平均寿命の推移及び国及び岐阜県との比較〕



		2005年	2010年	2015年
山 県 市	男性	78.4	80.1	80.8
	女性	85.0	86.3	86.5
	男女差 (女性－男性)	6.6	6.2	5.7
岐 阜 県	男性	79.0	79.9	81.0
	女性	85.6	86.3	86.8
	男女差 (女性－男性)	6.6	6.3	5.8
国	男性	78.8	79.6	80.8
	女性	85.8	86.4	87.0
	男女差 (女性－男性)	7.0	6.8	6.2

(単位：歳)

【出典：厚生労働省「市区町村別生命表」「都道府県別生命表」】

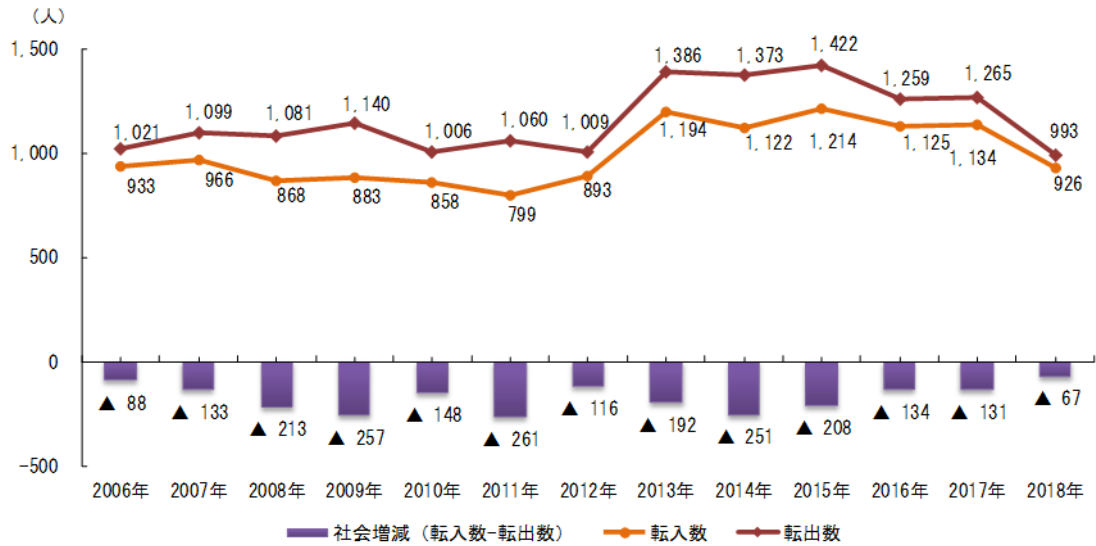
以上を踏まえると、本市の人口減少を自然動態の面から抑制するには、母となる女性の人口を可能な限り維持するとともに、安心して結婚し、出産できる環境を整える必要があります。

(2) 社会動態

① 転入数、転出数及び社会増減の推移

2006年（平成18年）以降の本市の状況を見ると、一貫して転出数が転入数を上回る「社会減」となっています。ただし足元では、転入数、転出数ともに減少傾向にあります。転出数の減少幅が転入数の減少幅を上回っていることで、結果として社会減による人口減少の影響が小さくなっています。

〔図表 21 転入数、転出数及び社会増減の推移〕

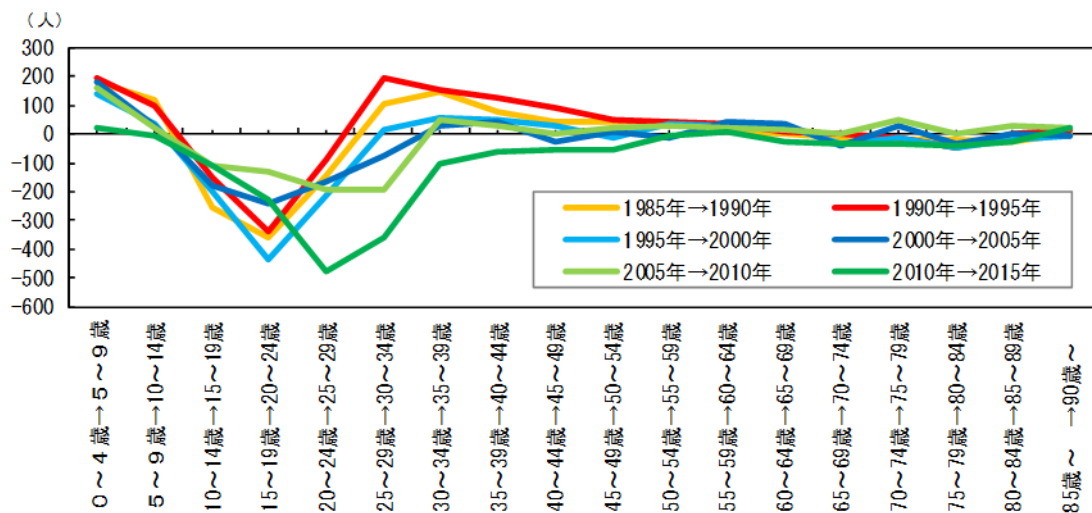


【出典：県「岐阜県人口動態統計調査」】

② 年齢別転入転出差の推移

かつての本市は、10歳代後半から20歳代にかけて大きな転出超過がありましたが、近年は転出超過数が少なくなっています。一方で、30歳代に大きな転入超過がありましたが、30歳代後半は転入超過数が減少し、30歳代前半に至っては、転出超過に転落しています。これに伴って、5～9歳の子どもの転入超過数も減少し、近年では転入転出差がなくなっています。

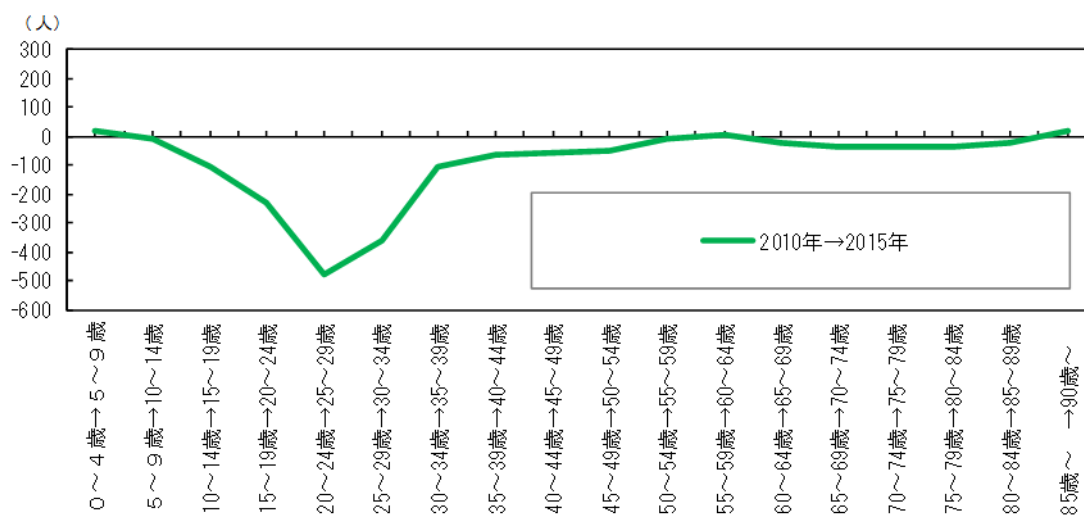
〔図表 22 年齢階級別転入転出差の推移〕



【出典：総務省「国勢調査」】

また、2010 年（平成 22 年）→2015 年（平成 27 年）にかけての年齢別転入転出差を見ると、20～24 歳→25～29 歳の階級と、25～29 歳→30～34 歳の階級の転出差が急拡大しており、本市の人口減少が進行した一つの要因と考えられます。

〔図表 23 2010 年（平成 22 年）→2015 年（平成 27 年）にかけての年齢階級別転入転出差〕

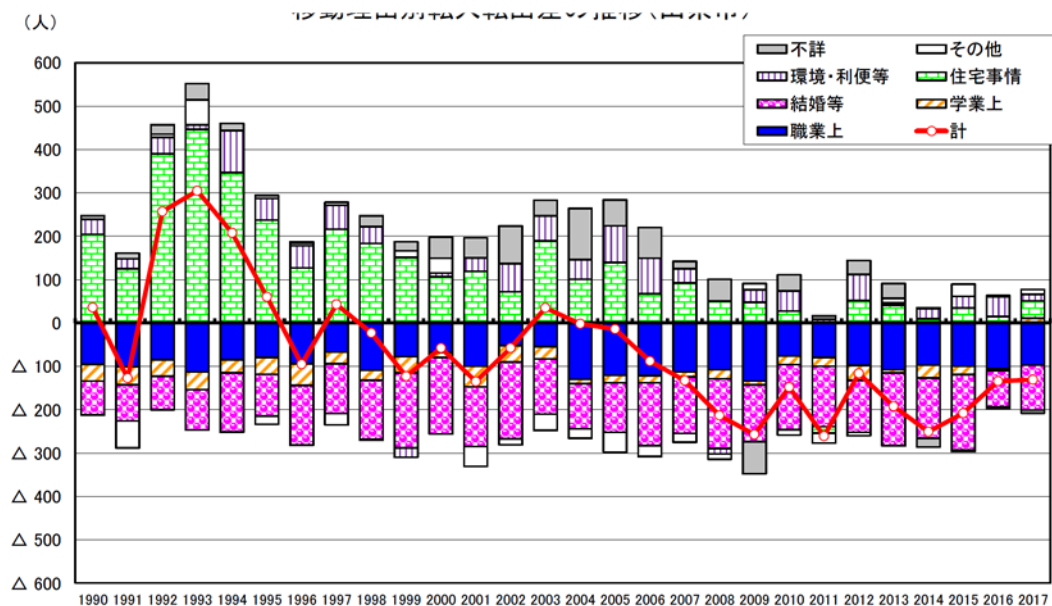


【出典：総務省「国勢調査」】

③ 移動理由別転入転出差の推移

本市は、1990 年（平成 2 年）以降一貫して「職業上」や「結婚等」により転出超過となっています。一方で、かつてみられた「住宅事情」による転入超過は 1993 年（平成 5 年）以降減少傾向にあり、近年ではほとんど転入転出が均衡しています。これらを受けて、本市全体の転入転出差は 2004 年（平成 16 年）以降マイナスとなっています。

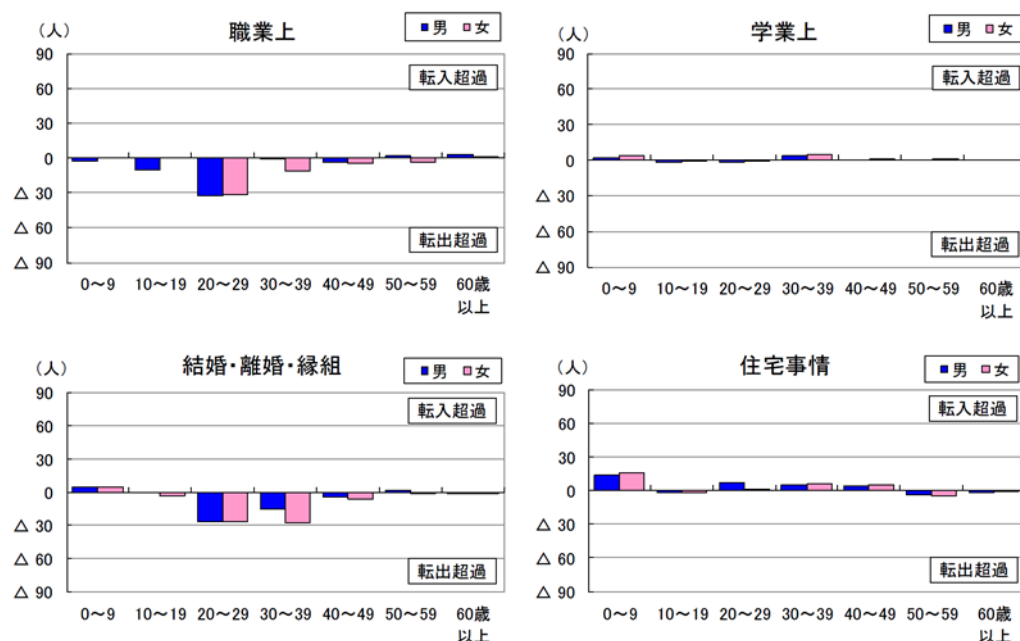
〔図表 24 移動理由別転入転出差の推移〕



【出典：県「岐阜県人口動態統計調査」(図表 22 も同様)】

なお、2017 年（平成 29 年）の調査では、20 歳代が「職業上」や「結婚等」により、30 歳代が「結婚等」により市外に転出しています。

〔図表 25 主な移動理由別でみた世代別日本人の転入転出差（2017 年（平成 29 年））〕



④ 主な市町村別の移動者及び通勤・通学者

本市は、岐阜市や関市を主として県内のほとんどの市町村で転出超過となっており、2018 年（平成 30 年）時点において県内の転入転出差（転入者－転出者）は▲147 人

となっています。県外の転入転出差も▲81 人ですが、外国等からの転入超過により総計の転入転出差は▲67 人に留まっています。

また、2014 年（平成 26 年）の状況を比較すると、県内との転入出では、転入者数は変わらないものの転出者数が大幅に減少したため、転入転出差は 294 人分改善しました。県外では、愛知県をはじめ転入者数が増加した一方で転出者数が減少し、転入転出差は 57 人分改善しました。しかしながら外国からの転入者数が大幅に減少しており、結果として本市全体の転入転出差を見ると、2014 年（平成 26 年）には▲251 人であったものが、2018 年（平成 30 年）には▲67 人と、184 人分改善しました。

〔図表 26 主な市町村別の転入転出の状況〕

	2014年					2018年					2018年-2014年		
	転入	(構成比)	転出	(構成比)	差	転入	(構成比)	転出	(構成比)	差	転入	転出	差
総計	1,122	(100.0%)	1,373	(100.0%)	▲ 251	926	(100.0%)	993	(100.0%)	▲ 67	▲ 196	▲ 380	+ 184
県内合計	416	(37.1%)	857	(62.4%)	▲ 441	412	(44.5%)	559	(56.3%)	▲ 147	▲ 4	▲ 298	+ 294
岐阜市	231	(20.6%)	390	(28.4%)	▲ 159	230	(24.8%)	299	(30.1%)	▲ 69	▲ 1	▲ 91	+ 90
関市	51	(4.5%)	108	(7.9%)	▲ 57	27	(2.9%)	47	(4.7%)	▲ 20	▲ 24	▲ 61	+ 37
各務原市	24	(2.1%)	34	(2.5%)	▲ 10	21	(2.3%)	23	(2.3%)	▲ 2	▲ 3	▲ 11	+ 8
瑞穂市	11	(1.0%)	39	(2.8%)	▲ 28	10	(1.1%)	29	(2.9%)	▲ 19	▲ 1	▲ 10	+ 9
その他	99	(8.8%)	286	(20.8%)	▲ 187	124	(13.4%)	161	(16.2%)	▲ 37	+ 25	▲ 125	+ 150
県外合計	164	(14.6%)	302	(22.0%)	▲ 138	194	(21.0%)	275	(27.7%)	▲ 81	+ 30	▲ 27	+ 57
愛知県	62	(5.5%)	155	(11.3%)	▲ 93	90	(9.7%)	133	(13.4%)	▲ 43	+ 28	▲ 22	+ 50
東京都	21	(1.9%)	35	(2.5%)	▲ 14	10	(1.1%)	30	(3.0%)	▲ 20	▲ 11	▲ 5	▲ 6
その他	81	(7.2%)	112	(8.2%)	▲ 31	94	(10.2%)	112	(11.3%)	▲ 18	+ 13	+ 0	+ 13
外国等合計	542	(48.3%)	214	(15.6%)	+ 328	320	(34.6%)	159	(16.0%)	+ 161	▲ 222	▲ 55	▲ 167
外国	536	(47.8%)	53	(3.9%)	+ 483	314	(33.9%)	68	(6.8%)	+ 246	▲ 222	+ 15	▲ 237
不詳	6	(0.5%)	161	(11.7%)	▲ 155	6	(0.6%)	91	(9.2%)	▲ 85	+ 0	▲ 70	+ 70

【出典：県「岐阜県人口動態統計調査」】

本市の流入者（他市町村から本市への通勤・通学者）が 4,251 人に対し、流出者（本市から他市町村への通勤・通学者）は 8,636 人であり、流入流出差（流入者数－流出者数）が▲4,385 人と大幅なマイナスとなっています。市町村別の状況を見ると、岐阜市への流出が▲1,707 人と最も多く、その他近隣市町へもマイナスの状況です。県外を見ても愛知県を筆頭に▲673 人という状況です。ただし、2010 年（平成 22 年）の状況と比較すると、県内との流入流出差はマイナスが拡大しましたが、県外では、従業地・通学地等が不詳（主に外国人）の流出者が大幅に減少したため、結果として本市全体の流入流出差は、2010 年（平成 27 年）には▲4,647 人であったものが、2015 年（平成 30 年）には▲4,385 人と 262 人分の改善となっています。個別市町村では、岐阜市からの流入が 204 人増加し、岐阜市への流出が 282 人減少したため、岐阜市との流入流出差は 486 人分改善しました。

〔図表 27 主な市町村別の流入流出の状況〕

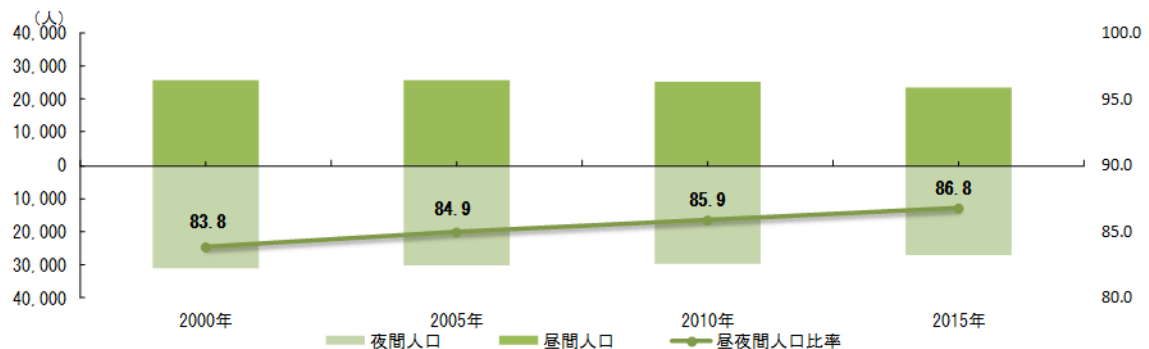
	2010年					2015年					2015年-2010年		
	流入	(構成比)	流出	(構成比)	差	流入	(構成比)	流出	(構成比)	差	流入	流出	差
総計	3,858	(100.0%)	8,505	(100.0%)	▲ 4,647	4,251	(100.0%)	8,636	(100.0%)	▲ 4,385	+ 393	+ 131	+ 262
県内合計	3,778	(97.9%)	7,374	(86.7%)	▲ 3,596	4,156	(97.8%)	7,868	(91.1%)	▲ 3,712	+ 378	+ 494	▲ 116
岐阜市	2,500	(64.8%)	4,693	(55.2%)	▲ 2,193	2,704	(63.6%)	4,411	(51.1%)	▲ 1,707	+ 204	▲ 282	+ 486
関市	597	(15.5%)	1,011	(11.9%)	▲ 414	677	(15.9%)	1,020	(11.8%)	▲ 343	+ 80	+ 9	+ 71
美濃市	125	(3.2%)	245	(2.9%)	▲ 120	133	(3.1%)	253	(2.9%)	▲ 120	+ 8	+ 8	+ 0
各務原市	93	(2.4%)	350	(4.1%)	▲ 257	101	(2.4%)	359	(4.2%)	▲ 258	+ 8	+ 9	▲ 1
その他	463	(12.0%)	1,075	(12.6%)	▲ 612	541	(12.7%)	1,825	(21.1%)	▲ 1,284	+ 78	+ 750	▲ 672
県外合計	80	(2.1%)	1,131	(13.3%)	▲ 1,051	95	(2.2%)	768	(8.9%)	▲ 673	+ 15	▲ 363	+ 378
愛知県	73	(1.9%)	610	(7.2%)	▲ 537	69	(1.6%)	655	(7.6%)	▲ 586	▲ 4	+ 45	▲ 49
その他・不詳	7	(0.2%)	521	(6.1%)	▲ 514	26	(0.6%)	113	(1.3%)	▲ 87	+ 19	▲ 408	+ 427

【出典：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局提供資料】

夜間人口（常住地による人口＝総人口）に対して、通勤・通学を考慮して昼間に在住する人口を昼間人口（夜間人口－他市町村への流出者＋他市町村からの流入者）といます。昼夜間人口比率とは夜間人口 100 人に対する昼間人口の指数で、都心部程高くなり、ベッドタウンは低くなる傾向にあります。

本市の昼夜間人口比率を見ると、2000 年（平成 12 年）は 83.8 でしたが、2015 年（平成 27 年）には 86.8 と、依然として基準となる 100.0 は下回っているものの、上昇傾向にあります。

〔図表 28 昼夜間人口比率の推移〕



【出典：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局提供資料】

このように、本市は岐阜市とのつながりが非常に強いため、「県人口ビジョン（2017 年（平成 29 年）7 月改訂版）においても引き続き、岐阜市を人口のダム機能都市とする「ダム機能都市通勤圏型」として位置づけられています。

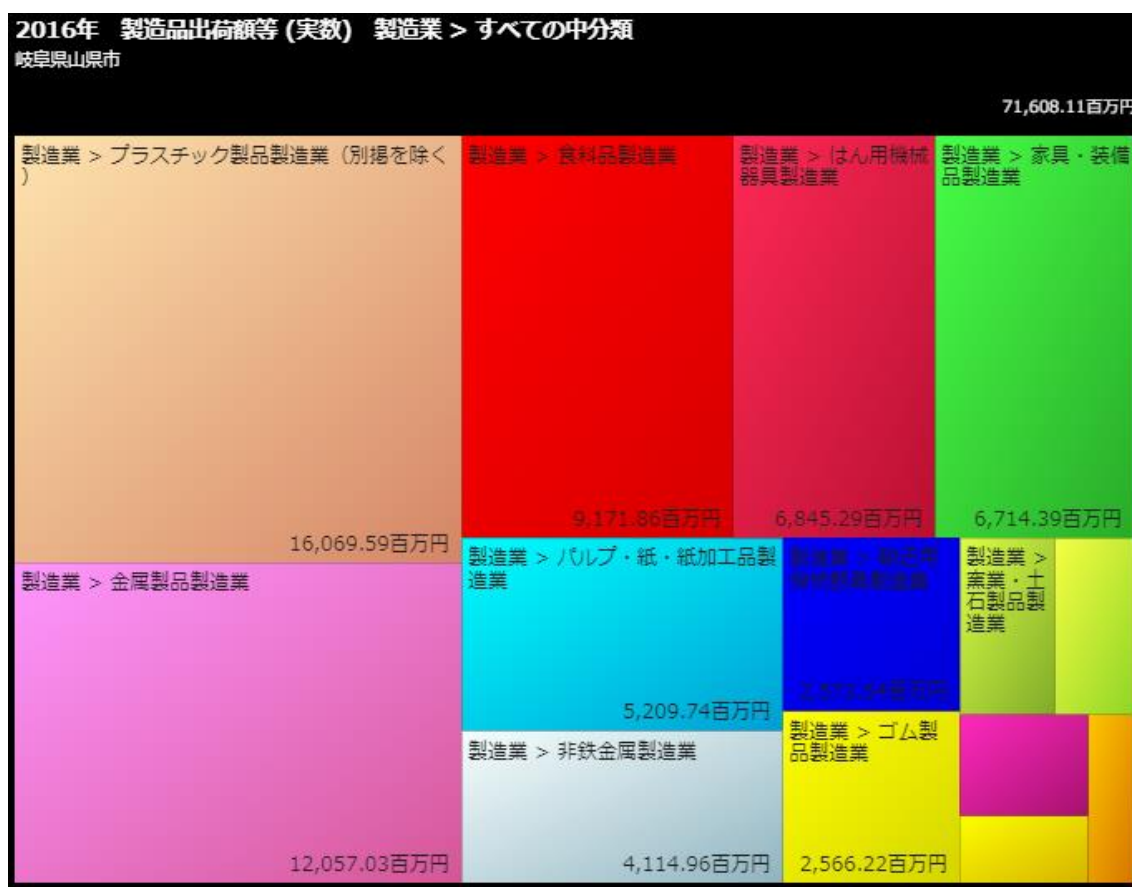
⑥ 産業構造

直近の経済センサス（2016 年（平成 28 年））を見ると、事業所数ベースの 27.0%

(365/1,353 事業所)、従業者数ベースの 38.3% (3,869/10,114 人) を製造業が占めており、本市の主要産業は製造業であることがわかります。また経済センサスの調査結果を加工して中小企業庁が公表した資料によると、本市の企業規模を判別できる企業所数（民営・非一次産業）1,047 事業所は全て中小企業であり、製造業の中小企業が本市の産業を支えていることがわかります。

製造業について詳しく見ると、製造品出荷額等の実数（全事業所合計額）ベースではプラスチック製品製造業が 16,070 百万円（市内シェア 22.4%）、金属製品製造業が 12,057 百万円（同 16.8%）、食料品製造業が 9,172 百万円（同 12.8%）と続いています。

〔図表 29 製造品出荷額等からみた製造業の構造〕



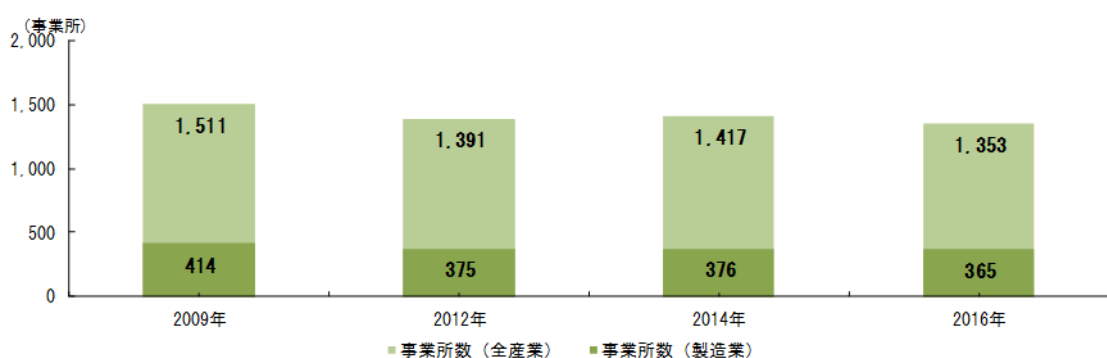
【出典：RESAS（リーサス：地域経済分析システム）ー産業構造マップ】

プラスチック製品製造業や金属製品製造業は付加価値額で見ても常用従業者数で見ても上位に位置しており、水栓バルブ発祥の地である本市においては、これら関連する産業が集積していることが強みであるといえます。

⑦民営事業所数の推移

本市の民営事業所数を見ると、2009年（平成21年）には、1,511事業所がありましたが、2016年（平成28年）には1,353事業所と、約1割の158事業所が減少しています。また、本市の主たる産業の製造業においても、同期間で49事業所も減少しました。

〔図表 30 民営事業所数の推移〕



以上を踏まえると、本市の人口減少を社会動態の面から抑制するためには、雇用力及び稼ぐ力がある産業を引き続き支援するとともに、中小企業をはじめとした市内事業所に対して雇用の促進や事業継承等への市内事業所の課題解決のための支援を行うことで、事業所数の減少を食い止め、市民（特に職業上を理由とした転出が多い10～30歳代）の働く場を確保する必要があります。

3 将来人口の推計と分析

(1) 出生率や移動率などについて仮定値を変えた人口推計の比較

社人研の推計（パターン①）によると、本市の総人口は今後も減少を続け、2040 年（令和 22 年）には 17,123 人、2060 年（令和 42 年）には 10,044 人になると予測されています。

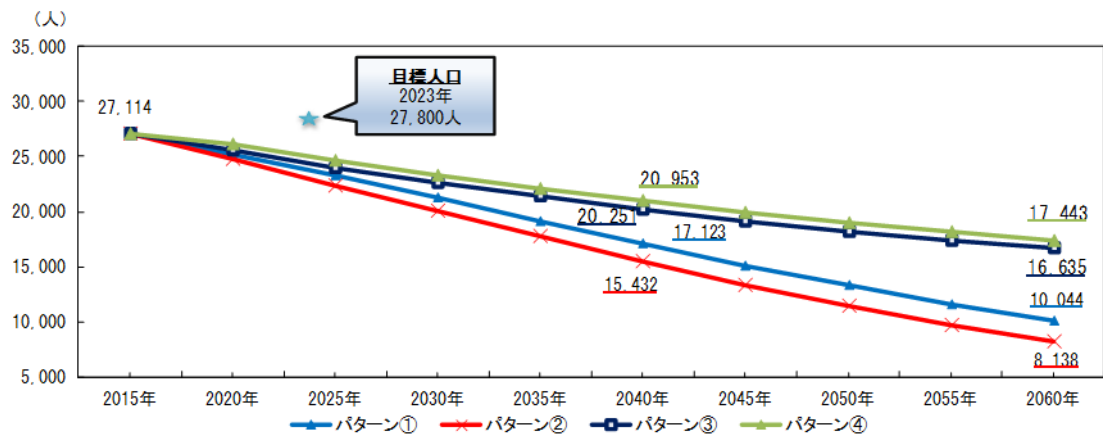
社人研の推計は、原則として 2010 年（平成 22 年）→2015 年（平成 27 年）の人口移動傾向を初期値として将来の純移動率が推計されていますが、本市においては同期間の転出率が過去と比べて著しく高かったため、2005 年（平成 17 年）→2010 年（平成 22 年）2010 年（平成 22 年）→2015 年（平成 27 年）の 2 期間の平均値が初期値とされています。2010 年（平成 22 年）→2015 年（平成 27 年）の人口移動傾向を初期値として推計したパターン②では、パターン①より人口減少が進行し、2040 年（令和 22 年）には 15,432 人、2060 年（令和 42 年）には 8,138 人となります。

県の「県人口ビジョン（2017 年（平成 29 年）7 月改訂版）」では出生率の改善と転入転出の均衡を図ることを目指しています。県人口ビジョンに準拠した推計（パターン③）では、パターン①とパターン②により減少幅が改善され、2040 年（令和 22 年）に 20,251 人、2060 年（令和 42 年）には 16,635 人となります。

改訂前人口ビジョンでは、県人口ビジョン同様の出生率の改善と転入転出の均衡に加え、2015 年（平成 27 年）からの 5 年間で 200 世帯（600 人）の子育て世帯の移住定住を目指していました。現在の人口移動傾向にあてはめた再推計（パターン④）では 2040 年（令和 22 年）に 20,953 人、2060 年（令和 42 年）には 17,443 人となります。

なお、いずれの推計でも第 2 次市総合計画において目標人口として定めた 2023 年（令和 5 年）の定住人口 27,800 人には届きません。

〔図表 31 将来人口推計の比較〕



【2023年（令和5年）の将来人口／目標人口比】

パターン①：24,071人／▲3,729人

パターン②：23,307人／▲4,493人

パターン③：24,648人／▲3,152人

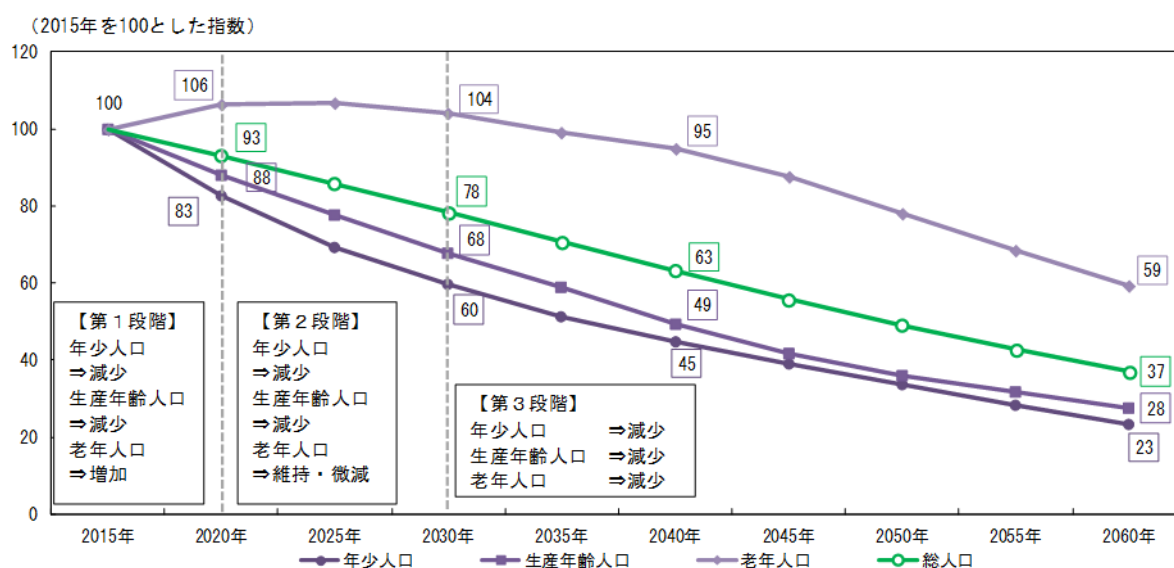
パターン④：24,853人／▲2,947人

主な仮定	社人研推計 (パターン①)	独自推計 (パターン②)	岐阜県人口ビジョン準拠 (パターン③)	山県市人口ビジョン準拠 (パターン④)
出生に関する仮定	現状維持	社人研推計と同様	合計特殊出生率が 2030年に1.8、2040年に 2.07となるよう上昇	合計特殊出生率が 2030年に1.8、2040年に 2.07となるよう上昇
移動に関する仮定	現状維持(※初期値:2005年 →2010年、2010→2015年の純 移動率の平均)	現状維持(※初期値:2010→ 2015年の純移動率)	2040年までに転入転出差が0 になる(社会移動が均衡)	2040年までに転入転出差が0 +2020年までの5年間で200 世帯移住

（２）人口減少段階の分析

社人研の推計（パターン①）によると、本市の人口減少段階は、2020年（令和2年）までは第1段階（老年人口の増加）、2030年（令和12年）までは第2段階（老年人口の維持・微減）となり、2030年（令和12年）以降は第3段階（老年人口の減少）となります。したがって、2030年（令和12年）以降の本市は、急速に人口減少が加速していくことが予測されています。なお、人口減少段階が変化する年次は改訂前人口ビジョンから変更はありませんが、人口減少の加速化に伴い、減少の程度は大きくなっています。

〔図表 32 総人口及び年齢3区分別人口の指数の推移と人口減少段階の分析〕



（３）推計ごとの人口及び増減率

合計特殊出生率の上昇は市内での出生数の増加にとどまらず、生まれた子どもが市内に継続して住むことで、年少人口だけでなく生産年齢人口の減少幅も改善され、やせ細る「つば型」の人口ピラミッドの土台を厚くし、地域の持続力を高めることができます。また、子育て世代の転出超過が大きい本市においては、同世代の転出超過を解消することは、人口減少の抑制に大きく貢献します。更に転出超過の解消時期を早めるほど人口減少の抑制につながります。ただし、いずれの推計においても人口減少は免れないことから、将来目指すべき均衡ある年齢構成を見据え、時代に合った地域づくりをすることが、地域の持続可能性を確保することにつながります。

〔図表 33 推計ごとの人口及び増減率〕

(単位：人)

		総人口	年少人口		生産年齢人口	老年人口	
				うち、0～4歳人口			うち、後期高齢者人口
2015年	現状値	27,114	3,055	763	15,505	8,554	4,129
2040年	パターン①	17,123	1,369	378	7,637	8,118	5,128
	パターン②	14,918	1,067	290	6,252	7,598	4,761
	パターン③	20,251	2,643	927	9,467	8,141	5,135
	パターン④	20,953	2,764	963	9,965	8,224	5,135

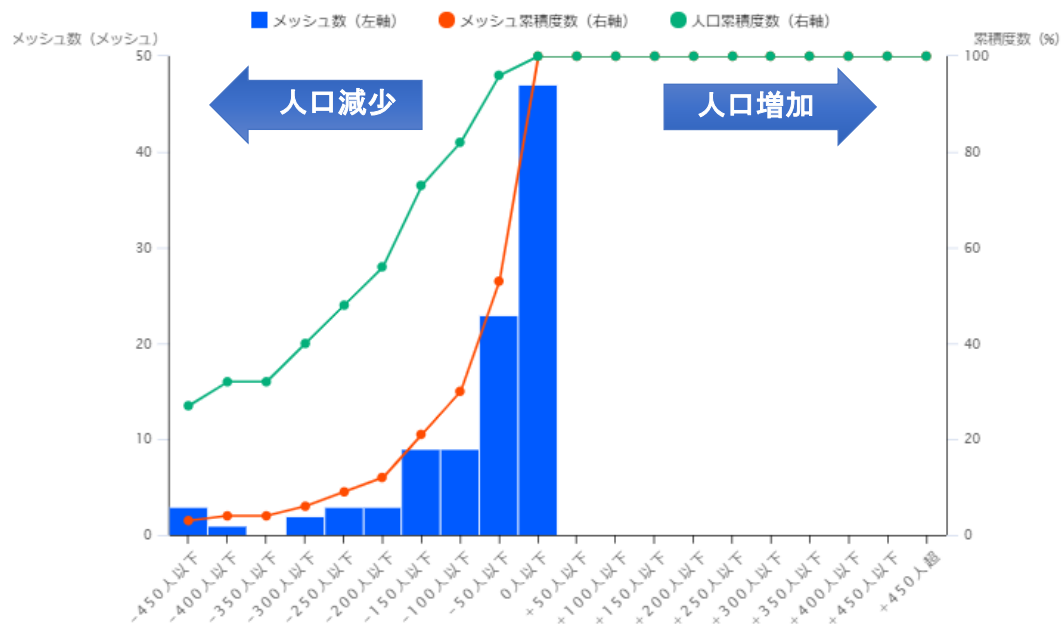
		総人口	年少人口		生産年齢人口	老年人口	
				うち、0～4歳人口			うち、後期高齢者人口
2015年→ 2040年 増減率	パターン①	-36.8%	-55.2%	-50.4%	-50.7%	-5.1%	24.2%
	パターン②	-45.0%	-65.1%	-62.0%	-59.7%	-11.2%	15.3%
	パターン③	-25.3%	-13.5%	21.5%	-38.9%	-4.8%	24.4%
	パターン④	-22.7%	-9.5%	26.2%	-35.7%	-3.9%	24.4%

4 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

(1) にぎわいや魅力の喪失、地域コミュニティの崩壊

緯度・経度に基づき地域を隙間なく網の目（メッシュ）の区域に分けて、本市の 2015 年（平成 27 年）から 2040 年（令和 22 年）の人口増減数を見ると、全ての 1km メッシュで減少が予測されています。人口密度の低下は、市内からにぎわいや活気を喪失させ、地域コミュニティの機能喪失や防犯力の低下を招きかねません。

〔図表 34 区分メッシュ度数分布図（人口増減数）〕

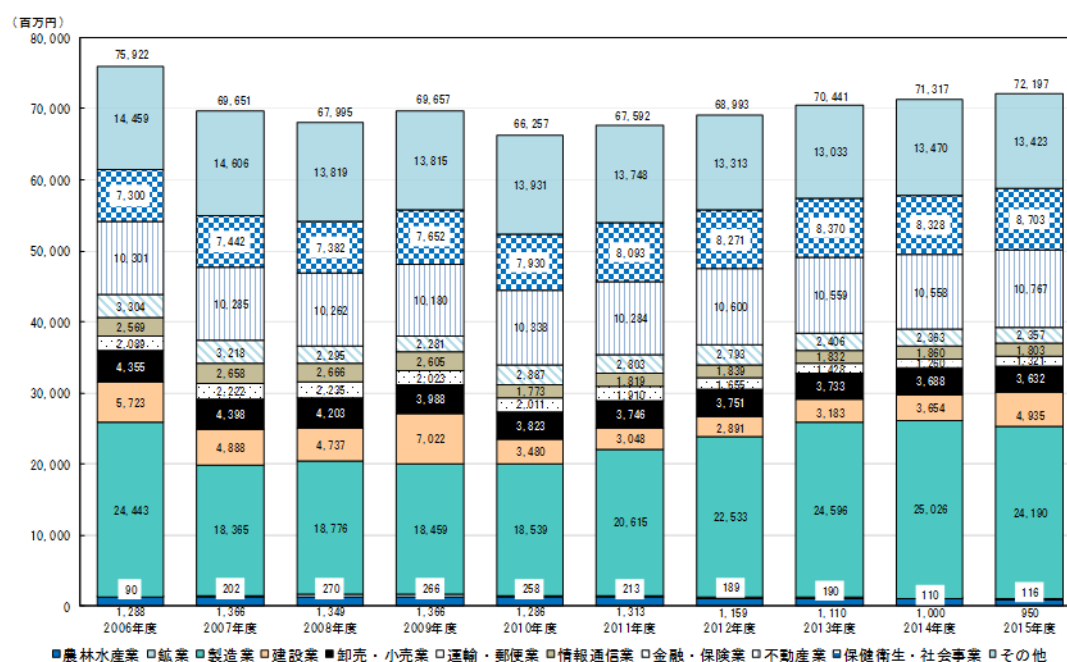


（２）市内経済及び雇用の規模縮小

本市の経済活動の実態や動向を表す市内総生産の近年の動向を見ると、人口減少に伴って地域内需要が減速しているにもかかわらず、我が国全体が景気拡大局面にあったことが寄与し、2010 年度（平成 22 年度）をボトムに回復基調にありました。特に医療、介護などの「保健衛生・社会事業」は高齢化に伴い産業規模が拡大しており、本市においても 2006 年度（平成 18 年度）から 2015 年度（平成 27 年度）までの 9 年間で約 1.2 倍もの規模に成長しました。労働集約型産業である同産業の伸長は本市の雇用創造力を高めています。

しかしこのまま人口減少が進展すれば地域内需要が更に減速し、市内企業の人手不足が更に深刻化する懸念があります。本市の主たる産業である製造業も人口減少により雇用が確保できなければ、生産能力の低下だけでなく、事業の存続にも多大な影響を与えかねません。

〔図表 35 市内総生産の推移〕

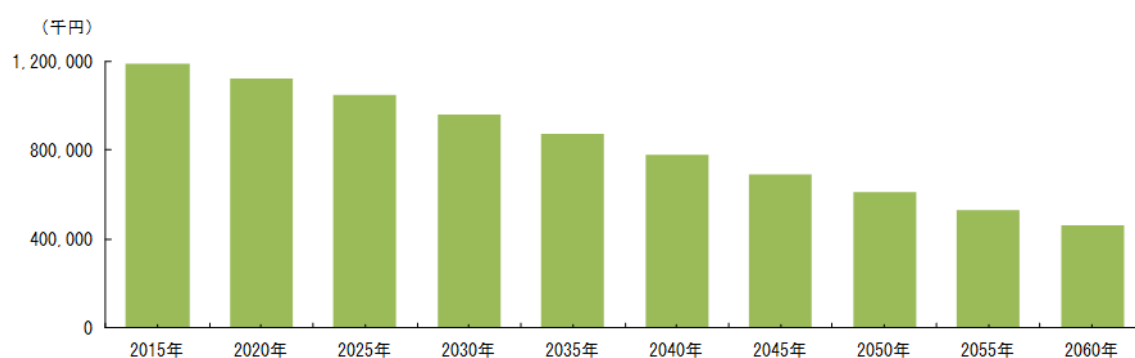


【出典：岐阜県「岐阜県の市町村経済計算」】

（３）財政の悪化

生産年齢人口の減少を受けて、納税負担者でもある労働力人口も減少し、個人市民税も減少する見込みです。一方歳出面への影響を見ると、高齢者が減少する 2030 年（令和 12 年）までは扶助費及び繰出金は同規模で必要となり、本市の財政悪化が懸念されます。地方交付税の依存度が高い本市ですが、自主財源の減少は投資余力の低下を招き、更に人口減少を加速させる懸念があります。

〔図表 36 個人市民税の将来推計〕



【推計の前提条件】

- ① 2015 年度の個人市民税（均等割＋所得割）【実績】を 16 歳以上人口で除して一人あたりの個人市民税を算出（以降の年次でも一定と仮定）
- ② 社人研推計による 2020 年以降の 16 歳以上の推計人口に一人あたりの個人市民税額を乗じて、個人市民税【推計】を算出

2 目指すべき将来の方向

これまでの各種統計の分析結果や意識調査の結果を踏まえ、本市の人口減少に歯止めをかけるために、以下の3つの対策をとることが有効であると考えられます。

(1) 安心して結婚し、子育てができる環境整備（＝自然減少対策）

かつて合計特殊出生率が県内最下位の状況にあり、直近でも下位に甘んじていることが、本市の大きな地域課題の一つです。これには「結婚希望のある若年世代が結婚できない」「結婚すると他市町村に転出してしまう」といった事情があると考えられます。

近隣市と比較して劣後する未婚率、有配偶出生率の改善のため、結婚しても引き続き市内に住み続け、または、新婚世帯を他市町村から呼び込むことや、共働きがしやすく、空き家対策ともなる三世帯同居・近居の推奨により、安心して結婚し、出産・子育てしやすい環境の整備を目指します。さらに、高齢者をはじめ子育ての経験を持つ多様な主体による地域コミュニティで積極的に子育て家庭を支え合うことで、「地域アプローチ」による環境整備も進めます。

(2) 魅力向上とシティ・プロモーションの取組深化（＝社会減少対策）

本市の転入転出の状況を見ると、多くは「職業上」「結婚等」を理由に近隣市町への転出が多いことがいえます。これは、個人の居住地、勤務地決定に際して、本市の魅力や長所が低く、誤った認識または知らないことにより選ばれていないという可能性があります。

そこで、本市がもつ豊かな自然環境や観光資源の発掘、活用などの特長を向上させ、更に市民や居住地を探している個人などに対して、本市の魅力や特長を効果的にプロモーションすることで、転出抑制と転入促進を図り、引き続き住みたくなるまちを目指します。また、豊かな自然環境や地域資源の維持・保全をするために、情報発信と並行して若者から高齢者まで全ての市民が市内に住み続けることを誇りに持てるよう意識の醸成を図ることも重要です。

(3) 市内で安心して働き続けられるための企業支援（自然減少対策・社会減少対策）

誰もが活躍する社会の実現のためには、それぞれの希望がかない、能力を発揮でき、生きがいを感じながら暮らすことができる地域をつくることが重要です。その一環として、女性や高齢者など誰もが市内で働きやすく、働き続けることができるよう、市内事業所の魅力を情報発信するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や雇用対策、事業継承などの支援により、市内事業所数の維持や魅力向上を目指します。それにより誰もが居場所と役割を持ち、様々な人々と交流してつながりを持って

支え合うコミュニティの形成につなげていきます。また、東海環状自動車道山県 IC や（仮称）山県バスターミナルなどの整備などに絡めた産業・経済発展を目指します。

3 人口の将来展望

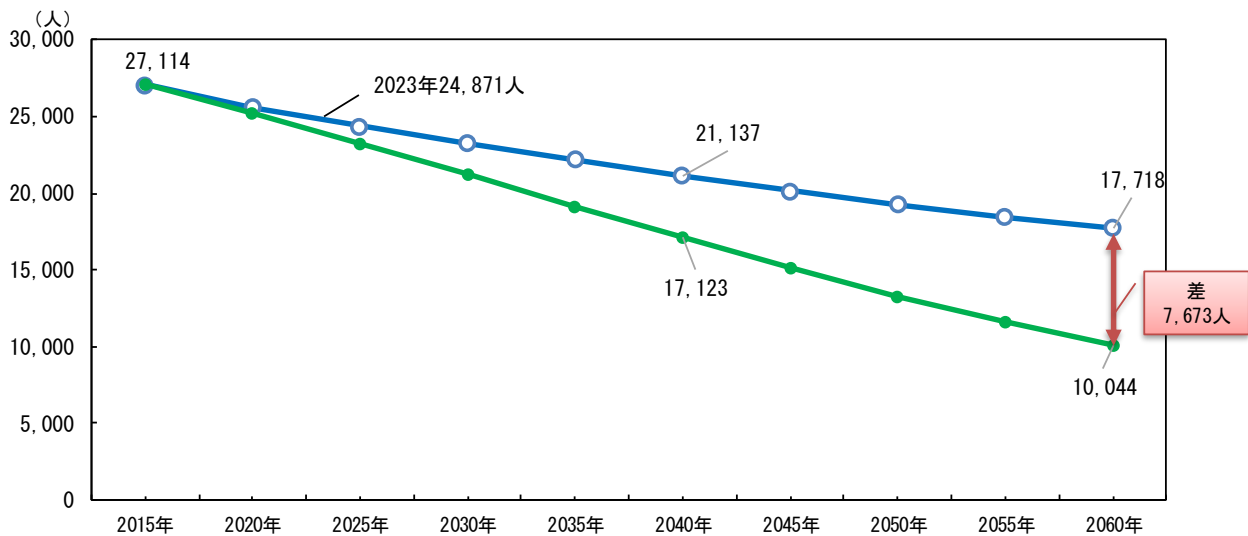
「目指すべき将来の方向」を踏まえ、人口減少社会においても持続可能な地域づくりを実現するための人口の将来展望を示します。

以下の前提で推計した場合、総人口は2023年（令和5年）に24,871人、2040年（令和22年）には21,137人、2060年（令和42年）には17,718人となります。

〔推計の前提〕

- 前提①** 合計特殊出生率を2030年（令和12年）に1.80（国民希望出生率）へ、2040年（令和22年）に2.07（社人研算出の2013年（平成25年）の人口置換水準）へ上昇させます。
- 前提②** 2030年（令和12年）までに転入数と転出数を均衡させます（県人口ビジョンでは2040年（令和22年）までに転入数と転出数を均衡させることが目標）。

〔図表 38 将来展望と社人研推計の比較〕



	2015年		2023年		2040年		2060年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	27,114	100.0%	24,871	100.0%	21,137	100.0%	17,718	100.0%
（社人研推計との比較）	—	—	+800	+0.0Pt	+4,014	+0.0Pt	+7,673	+0.0Pt
年少人口	3,055	11.3%	2,596	10.4%	2,874	13.6%	2,682	15.1%
（社人研推計との比較）	—	—	+314	+1.0Pt	+1,505	+5.6Pt	+1,965	+8.0Pt
生産年齢人口	15,505	57.2%	13,139	52.8%	10,116	47.9%	9,558	53.9%
（社人研推計との比較）	—	—	+470	+0.2Pt	+2,480	+3.3Pt	+5,293	+11.5Pt
老年人口	8,554	31.5%	9,136	36.7%	8,147	38.5%	5,478	30.9%
（社人研推計との比較）	—	—	+16	▲1.2Pt	+29	▲8.9Pt	+416	▲19.5Pt
後期高齢者人口	4,129	15.2%	4,976	20.0%	5,139	24.3%	3,743	21.1%
（社人研推計との比較）	—	—	▲18	▲0.7Pt	+12	▲5.6Pt	+123	▲14.9Pt

第2次山県市総合計画後期 基本計画 及び 第2期山県市まち・ひと・し ごと創生総合戦略

令和2年3月

山県市



目次

序 章.....	1
第2次山口市総合計画後期基本計画及び	1
第2期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略.....	1
第1節 第2次山口市総合計画後期基本計画及び	1
第2期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要	1
1 総合計画（後期基本計画）と総合戦略との一本化と位置づけ	1
2 計画期間	2
3 国・県総合戦略との関係性	2
第2節 山口市におけるまちづくり（地方創生）の基本的考え方.....	2
1 まちづくり（地方創生）の基本的考え方	2
2 総合計画等の基本的考え方	3
第3節 総合計画等の基本目標	3
1 基本目標の考え方	3
第1章 希望を持ち豊かに暮らすひとづくり〔基本目標1〕	5
第1節 結婚・子育て支援と女性活躍.....	6
《具体的施策》 1 結婚・子育て支援・男女共同参画社会・女性活躍の推進	7
(1) 結婚・子育て支援体制の強化	8
(2) 保育サービスの充実	11
(3) 男女共同参画社会・女性活躍の推進.....	13
《具体的施策》 2 子どもの健全育成.....	15
(1) 家庭・地域教育の充実.....	16
(2) 学校教育・ふるさと教育の推進.....	18
(3) 青少年の健全育成.....	22
第2節 移住・定住支援と多世代共生の推進	24
《具体的施策》 1 移住・定住支援と多世代共生の推進	25
(1) 若者・新婚世帯の移住・定住	26
(2) 近隣市町への転出抑制.....	26
(3) 多世代同居・近居の推奨	26
(4) 東京圏等からの移住支援	26
第3節 生き生きと暮らすための環境整備.....	28

《具体的施策》1 人権・同和施策の推進.....	30
(1) 人権・同和施策の推進.....	31
《具体的施策》2 保健・医療の充実.....	33
(1) 健康づくりの推進.....	34
(2) 保健事業の充実	36
(3) 地域医療の推進	39
《具体的施策》3 生きがい・高齢者福祉の充実	41
(1) 生きがい対策の充実	42
(2) 高齢者福祉の充実.....	44
《具体的施策》4 障がい者等の福祉・保険の充実	46
(1) 障がい者福祉の充実	47
(2) 地域福祉の推進	49
(3) ひとり親家庭等の福祉の充実	51
(4) 社会保障の充実	53
《具体的施策》5 生涯学習・生涯スポーツの推進	55
(1) 生涯学習の環境整備	56
(2) 主体的な学習活動の支援	57
(3) 生涯スポーツの推進	58
《具体的施策》6 芸術・文化等の振興・継承.....	60
(1) 芸術・文化の振興.....	61
(2) 文化財と伝統芸能等の継承.....	63
第2章 生き生きと安心して働けるしごとづくり〔基本目標2〕	65
第1節 地域産業の活性化と企業支援.....	66
《 具体的施策 》1 地域産業の活性化.....	68
(1) 農業・畜産を支える人の育成・確保.....	69
(2) 林業を支える人の育成・確保	72
(3) 商業の活性化.....	73
(4) 工業の活性化.....	75
《 具体的施策 》2 企業誘致・支援.....	77
(1) 企業誘致の推進	78
(2) 雇用・労働対策の強化.....	80
第3章 自然との融和を目指すまちづくり〔基本目標3〕	82
第1節 地域の魅力発信の深化と交流連携.....	83
《 具体的施策 》1 交流人口の呼び込み.....	84

(1) 観光振興と地域資源の有効活用の促進	85
(2) 広報・広聴の推進	87
(3) 市民参加・交流の促進	89
(4) コミュニティ活動の促進	90
(5) 多様な交流の推進	92
第2節 豊かな自然と安心できる生活の確保	93
《 具体的施策 》 1 豊かな自然の保全・推進	94
(1) 自然環境の保全	95
(2) 森林の整備・活用	97
(3) 緑化・環境美化の推進	98
《 具体的施策 》 2 環境衛生の推進	99
(1) 下水道・排水処理施設の推進・整備	100
(2) 環境行政の推進	102
(3) ごみの減量化・リサイクルの推進	104
(4) 環境衛生の推進	106
《 具体的施策 》 3 安全安心な生活の確保	108
(1) 防災・消防対策の充実	109
(2) 河川・山地などの安全確保	112
(3) 交通安全・防犯対策などの強化	114
《 具体的施策 》 4 快適な住環境整備の推進	116
(1) 道路の整備	117
(2) 住宅・住環境の整備	119
(3) 水道水の安定供給	121
(4) 斎苑の維持管理	123
《 具体的施策 》 5 快適な生活環境整備の推進	124
(1) 公共交通の充実	125
(2) 土地利用・市街地対策の推進	128
(3) 景観形成の推進	129
(4) 公園・緑地の整備	130
《 具体的施策 》 6 持続可能な行財政運営	132
(1) 行政運営の充実	133
(2) 健全な財政運営の推進	135
(3) 広域行政の推進	137
第2次山県市総合計画後期基本計画策定過程・第2期山県市まち・ひと・しごと 創生総合戦略策定過程	140

山口市総合計画審議会委員名簿.....	143
山口市まち・ひと・しごと創生会議委員名簿.....	144
第2次山口市総合計画策定委員会委員兼山口市まち・ひと・しごと創生本部員名簿.....	145
第2次山口市総合計画策定プロジェクトチーム兼山口市まち・ひと・しごと創生本部プロジェクトチーム員名簿.....	146
山口市総合計画審議会条例.....	147
第2次山口市総合計画策定組織設置要綱.....	149
山口市まち・ひと・しごと創生会議設置要綱.....	151
山口市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱.....	153
山口市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱.....	154
用語解説.....	155

序 章

第 2 次山口市総合計画後期基本計画及び

第 2 期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第 1 節 第 2 次山口市総合計画後期基本計画及び

第 2 期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

1 総合計画（後期基本計画）と総合戦略との一本化と位置づけ

本市は、2003 年（平成 15 年）に高富町、伊自良村、美山町が合併して誕生しました。以来、豊かな自然と活力ある都市が調和したまちづくりを基本理念に、2005 年度（平成 17 年度）から 2014 年度（平成 26 年度）までの 10 年間を計画期間とした第 1 次山口市総合計画を実行し、その後 2015 年度（平成 27 年度）を初年度とする第 2 次山口市総合計画を策定しました。

第 2 次市総合計画では、人口の減少、少子高齢化の進展等にも対処すべく、誰もが生涯を通じ、安心して夢や希望のある暮らしを送ることができ、生活環境や福祉の充実、文化の振興などに努め、どの世代においても住みよいまちの実現を目指し、調和のとれた総合的なまちの発展を目指しています。

なお、第 2 次市総合計画の基本理念は、「豊かな自然と活力のある都市が調和した 安心で快適な住みよいまちづくり」を掲げ、「水と緑を大切に、活力ある山口市」を目指す将来の姿と定めています。

また、第 2 次市総合計画の基本的考え方を踏まえ、「第 1 期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、計画期間中（2015 年度（平成 27 年度）から 2019 年度（令和元年度）まで）の 5 年間は、「山口市人口ビジョン」で示した将来展望の実現を図るべく、基本目標を定め、具体的な施策及び事業を実施してきました。

今回、「第 2 次市総合計画前期基本計画」及び「第 1 期市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等での施策で得られた実績や知見等を生かし、「第 2 次市総合計画」の基本構想と整合性を保ちつつ、今回同時に策定する「第 2 次山口市総合計画後期基本計画」及び「第 2 期市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（いずれも 2020 年度～2023 年度（令和 2 年度～令和 5 年度）の計画期間）と一本化し、まちの将来像の実現に向けた最も上位に位置づける計画とします。

「第 2 次山口市総合計画後期基本計画及び第 2 期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合計画等」といいます。）」では、「山口市人口ビジョン改訂版（以下「人口ビジョン」といいます。）」で示した将来展望の実現を図り、本市における人口減少対

策や地方創生を重点的に実施すべく、また、総合的かつ計画的に、次の「2 計画期間」でいう 2020 年度（令和 2 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）までの 4 年間の基本目標、基本的方向、具体的な施策等を示します。

また、今回の一本化に伴い、「第 2 次市総合計画」の基本構想のうち「第 2 章 将来の人口フレーム」等は、「人口ビジョン」等に置き換えます。

2 計画期間

総合計画等の計画期間は、2020 年度（令和 2 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）までの 4 年間とします。

また、施策や事業の実施状況や効果検証のほか、社会情勢や経済環境の変化、国や県の政策動向等も踏まえ、適宜見直しを行います。

3 国・県総合戦略との関係性

総合計画等は、国の「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」と岐阜県の「第 2 期『清流の国ぎふ』創生総合戦略」とを勘案しつつ、国際社会における共通目標 SDGs（持続可能な開発目標）も視野に入れ、実効性のある重要施策を取りまとめています。

第 2 節 山県市におけるまちづくり（地方創生）の基本的考え方

1 まちづくり（地方創生）の基本的考え方

山県市のまち・ひと・しごとづくり（地方創生）の基本的考え方は、次のとおりです。

- ・一人一人が夢や希望を持ち、自分らしく豊かな人生を送ることができる。
- ・豊かな自然環境を生かしたまちで和やかに暮らすことができる。
- ・安心して、活力あるしごと、役割を果たすことができる。

《まちづくり（まちの創生）とは》

豊かな自然環境を生かしたまちで和やかに暮らすことができる地域社会の形成と考えています。

まちは、人々が生き生きと学び、安心して暮らし、しごとや役割を果たす場です。まちの活力や和やかな地域社会の形成ができるよう、まちづくり、教育や子育て、福祉、介護、基盤整備など行政サービスを効率的に維持、更新します。また、近隣市町との共同事務の推進や、広域連携を図ります。防犯や防災対策、自治会活動等地域の絆（きずな）の強化により持続可能なまちの創生を図ります。

また、非核平和都市宣言を踏まえ、平和に関する啓発事業などを推進し、市民の平和に対する意識の高揚を図ります。

《ひとづくり（ひとの創生）とは》

夢や希望を持ち、自分らしく豊かな人生を送ることができる「ひと」が増えることが重要と考えています。

そのため、子どもから高齢者まで一人一人の個性が尊重され、出生、子育て、教育、労働、社会貢献、結婚、自己実現、介護、福祉など生涯にわたって切れ目のない支援を実現し、環境を整備することにより豊かなひとの創生を図ります。

《しごとづくり（しごとの創生）とは》

安心して、活力ある「しごと」や役割を果たすことができることと考えています。

山県市で育まれた人々がこの地に留まり力を発揮する上で、しごとの創生は重要になります。地域の資源や特性を生かした産業の集積や観光、農業等の活性化を通じて新たな雇用の創出と地域産業の振興を図り、しごとの創生を図っていきます。

2 総合計画等の基本的考え方

総合計画等の基本的考え方の第一は、ひとにあると考えます。ひとが生まれ、育ち、生涯にわたって生き生きと仲良く暮らし、未来の世代へ受け継ぐことです。

第二に、ひとが、生き生きと和やかに暮らすためには、それぞれのしごとや役割、目的を果たし、認め合うことが必要です。地域の特性・特長を生かしながら、様々な産業や本市ならではのしごとが活性化し創出されることは、ひとが地域に貢献する意識を高め、郷土愛・シビックプライドを強くすることにもつながります。

第三に、まち（本市）は、豊かな自然や歴史・文化に恵まれ、県都岐阜市と隣接する都市機能を有したまちです。ひとが輝き、生き生きと暮らし、しごとが豊かにあふれることで、まちにひとが集まり、更なる魅力や活力を創出することになります。

第3節 総合計画等の基本目標

1 基本目標の考え方

人口ビジョンの考察では、本市における最大の課題は依然県内でも低い合計特殊出生率であり、その背景として、若年女性の結婚意向が低く、結婚しても他市町村に転出することがうかがえます。また、名古屋圏などの大都市圏や近隣市町へ職業上、結婚、学業上の理由での転出が転入を上回る状態が続いています。

その中で、人口ビジョンでは、2023 年（令和 5 年）に 24,871 人、2060 年に人口 17,718 人程度の目標を達成するには、「安心して結婚し、子育てができる環境整備」「魅力発信とシティプロモーションの取組深化」「市内で安心して働き続けられるための企業支援」を目指すべき将来の方向性としています。

そこで、総合計画等では、基本的考え方と人口ビジョンを踏まえ、さらに国や県の総合戦略を勘案し、基本目標を次のように定めました。

基本目標 1 希望を持ち豊かに暮らすひとづくり

基本目標 2 生き生きと安心して働けるしごとづくり

基本目標 3 自然との融和を目指すまちづくり

これらの基本目標を達成するため、まず、基本的方向や基本目標のキーワードであるひと・しごと・まち（まち・ひと・しごと）に関する成果目標を立て、現状や課題を整理した上で、具体的施策を展開することを基本的に次のように体系化します。

章

- ・ 基本目標
- ・ 基本的方向
- ・ 施策の体系
- ・ 成果目標

節

- ・ 現状と課題
- ・ 基本的な方針
- ・ 重要業績評価指標（KPI）

具体的施策

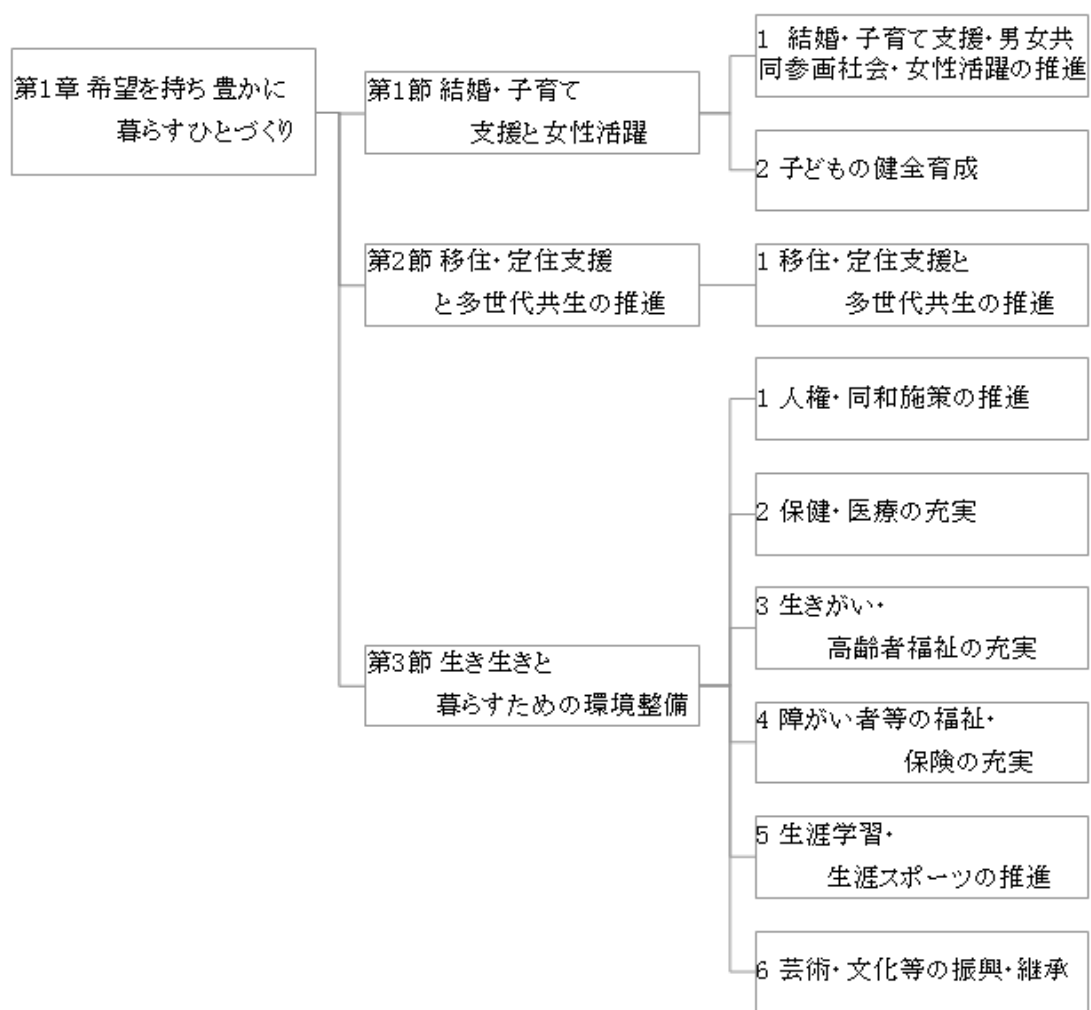
- ・ 具体的施策の体系
- ・ 現状と課題
- ・ 具体的施策の方針
- ・ 具体的施策の展開
- ・ 数値目標

第1章 希望を持ち豊かに暮らすひとづくり〔基本目標1〕

《 基本的方向 》

一人一人の個性が尊重され、出生、子育て、教育、結婚、労働、社会貢献、自己実現、介護、福祉など生涯にわたって切れ目のない支援を実現し、環境を整備することにより希望や夢を持ち豊かなひとの創生を目指します。

《 施策の体系 》



《成果目標》

出生数（年間）
【H30:142人 ⇒ R5:170人】

転出超過数（年間）
【H30:67人 ⇒ R5:40人】

第1節 結婚・子育て支援と女性活躍

《 現状と課題 》

人生観、結婚観などの価値観の多様化、男女が出会う場の少なさ、結婚生活を営む上での収入や出産・育児・子どもへの教育の希望や不安、職業を通じて自己実現をする人が多くなったことなどから晩婚化・非婚化が進み、本市においても男性・女性とも生涯未婚率が上昇傾向にあり、近隣市町と比べても高い状況にあります。

本市は2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までの県内での合計特殊出生率が1.28と最下位（ベイズ推定値）で、2013年（平成25年）から2017年（平成29年）までは県内最下位を脱したものの合計特殊出生率は1.27（ベイズ推定前）と県内下位の現状となっています。

また、政府が行った国民希望出生率は、1.80で、一組の夫婦が子どもを産み、現状の人口を維持できるとされる人口置換率は2.07です。

人口減少社会への対応として、自然動態のうち出生数の増加、社会動態のうち転入転出差の均衡が挙げられますが、国内での転入転出差の均衡を保っても、人口減少の歯止めはかかりません。合計特殊出生率が上がったとしても、子どもを産む女性の人口が減れば同様です。また、人口減少に伴い、働き手の不足は深刻化し、女性や高齢者等の雇用が急務となっています。

《 基本的な方針 》

本節の基本的な方針を「結婚・子育て支援と女性活躍」とし、NPOや民間を含めた結婚支援、誰もが子どもを産み育てることに希望を感じ、安心して子育てができる環境を整備することにより、次代を担う子どもたちが、心が豊かで健やかに成長するよう支援します。また、誰もがそれぞれの役割、仕事に自分らしく生き生きと取り組むことができるよう、男女共同参画社会や女性活躍、生涯活躍を実現するための各種施策を推進します。

社会環境の変化を踏まえ、「第2期市子ども・子育て支援事業計画」の着実な推進及び適時評価、見直しに努め、総合的な子育て支援体制の強化を図ります。

《重要業績評価指標（KPI）》

結婚相談事業により結婚した組数（累計）

【H26～H30:5組 ⇒ R2～R5:10組】

保育所の待機児童数

【H30:0人 ⇒ R2～R5:0人（各1年間）】

《具体的施策》 1 結婚・子育て支援・男女共同参画社会・女性活躍の推進

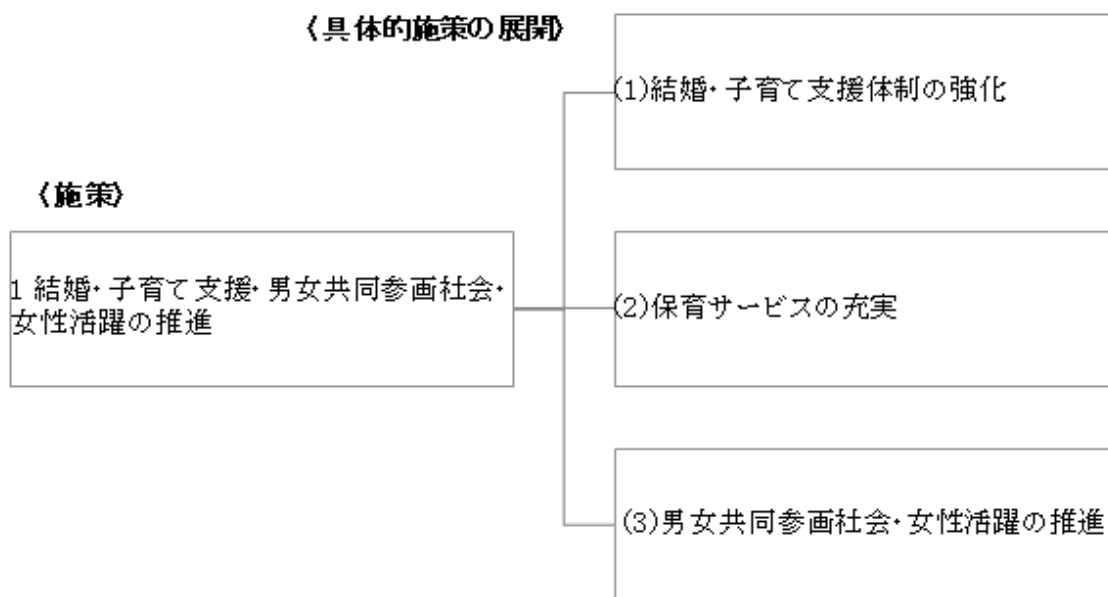
結婚相談、婚活サポート、「恋人の聖地／伊自良湖」の運営・活用を推進します。

子育て世代の自助強化、子育て支援のためのサポート・ネットワークの構築、環境整備、ホームページ、SNS 等を活用した子育て支援情報の発信、不妊治療への支援、新生児出産時における支援、出産に係る病院機能の拡充、遊び場の拡充、医療費に対する助成、病児・病後児保育事業に対する支援を図ります。

保育においてはサービスの充実、放課後児童対策の強化を図ります。

また、男女共同参画意識の啓発、男女共同参画の条件整備、女性の就職支援、女性活躍推進企業認定制度（市さくらカンパニー認定制度）等を推進し、結婚、子育てしやすい環境の充実を図ります。

《具体的施策の体系》



(1) 結婚・子育て支援体制の強化

《 現状と課題 》

少子化の進展に伴い、今後の労働力人口の減少や経済成長、社会保障制度の維持などへの影響が懸念されています。また、核家族化や共働き世帯の増加、様々な育児の不安を抱える保護者への対応など、子育て環境をめぐる課題は多く、市民の潜在的ニーズを踏まえた子育て支援施策の強化を図る必要があります。

本市では、子育て応援講座等による子育てに役立つ講座の開催や、各種乳幼児サークルの開設、乳幼児教室の開催など、子育て支援のための様々な支援を行っています。しかし、近年の少子化や子育て家庭の孤立などの影響により、参加人員が減少しているため、子育て中の親子が気軽に集まることができるような子育て支援センターの運営の充実を図る必要があります。

今後は、市民、事業者、行政等の連携により、子育て家庭を社会全体で支える仕組みを強化し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりに努めるとともに、保護者や子ども・子育て支援に携わる様々な人の意見を反映した、子育て支援施策の充実が必要となっています。

《 具体的施策の方針 》

誰もが子どもを産み育てることに希望を感じ、安心して子育てができる環境を整備することにより、次代を担う子どもたちが、心が豊かで健やかに成長するよう支援します。そのために、社会環境の変化を踏まえ、「第2期市子ども・子育て支援事業計画」の着実な推進及び適時評価・見直しに努め、総合的な子育て支援体制の強化を図ります。

《 具体的施策の展開 》

① 結婚相談

- ・結婚相談所（マリッジサポートセンター）等により、婚活を支援します。また、ぎふ広域結婚相談ネットワークに参加することにより、広域でのマッチングにも対応します。

【子育て支援課】

② 婚活サポート

- ・結婚支援セミナーなど婚活イベント等を実施し、婚活を支援します。

【子育て支援課】

③ 恋人の聖地／伊自良湖

- ・恋人の聖地は、NPO 法人地域活性化支援センターに登録し PR をしており、聖地への来訪者やリピーターを含め、観光スポットとしてラブレイク（伊自良湖）をメインに隣接する施設と連携を図り、スポットへの来訪者を増やし、結果、婚活や子育て

て支援へつなげます。

【まちづくり・企業支援課】【子育て支援課】

④ 子育て世代の自助強化

- ・子育て中の親を対象に自助グループを組織し、自助グループの活動を促すため、地域での子育てサークルなどの活動を促進し、学習や情報交換の機会の拡充に努めます。

【子育て支援課】

⑤ 子育て支援のためのサポート・ネットワークの構築

- ・子育てに関する多様なニーズに見合う支援活動を展開するために、支援方法の協議及び関係機関との連絡調整を図ります。

【子育て支援課】

⑥ 子育て支援環境整備

- ・子育てに役立つ講座、教室の開催、育児相談、ファミリー・サポート・センターでの子どもの一時預かりを実施し、安心して子育てができる環境を整備します。

【子育て支援課】

⑦ 子育て支援情報の発信

- ・妊娠・出産・子育てに関するサービス等の情報をホームページ、SNS 等も活用して発信し、安心して子育てをすることのできる環境を整備します。

【子育て支援課】

⑧ 不妊治療への支援

- ・不妊に悩み、不妊治療を受ける人を対象として、経済的負担の軽減の観点から、治療費を支援します。

【子育て支援課】

⑨ 新生児出産時における支援

- ・次代を担う子どもの出産を奨励し、子どもの健全な発育と福祉の増進と本市の活性化を図るため、新生児の出産に対して祝い金を支給します。

【子育て支援課】

⑩ 出産に係る病院機能の拡充

- ・市内に産婦人科がないことから、市外の産婦人科の協力を得ることで、将来に向かって妊産婦の不安を解消していきます。

【子育て支援課】

⑪ 子どもの遊び場の拡充

- ・子ども同士、地域住民との交流を通じて、子どもの健全な育成を図るため、地域住民との協働を図りながら、既存の公園等を交流の場として機能させる施策を検討していきます。

【子育て支援課】

⑫ 子どもの医療費に対する助成

- ・中学生以下の医療費自己負担分に対して助成を行うとともに、高校生等の医療費自己負担分については、山県まちづくり振興券の交付により助成します。

【市民環境課】

⑬ 病児・病後児保育事業に対する支援

- ・小学生以下の子どもが、病気の進行期又は回復期にあるため、集団保育等ができず自宅療養が必要な間、保護者が安心して就労できるよう、病院・診療所・保育所等に付設されたスペース又は病児保育専用施設で預かるとともに、この事業を担う事業者に対して支援します。

【子育て支援課】

《数値目標》

出産祝金支給人数（年間） 【H30:128人 ⇒ R5:170人】

(2) 保育サービスの充実

《 現状と課題 》

近年、出生率の低下や核家族化の進行、女性の社会進出などにより、保育に対するニーズは多様化しています。国では平成 27 年 4 月「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、本市でもこれに基づき「第 2 期市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育ニーズや放課後児童クラブ利用者ニーズに対応したサービスの充実に努めています。

本市には、平成 31 年 4 月 1 日現在、保育所が 7 か所あり、保育児童数は 539 人です。保育ニーズは地域によって差が見られ、特に南部地域の保育ニーズは年々多様化し、その必要性が高まっています。延長保育や低年齢児からの保育を希望する保護者が増えていくことから、保育士の確保や施設改修などが課題となっています。また、新たな保育ニーズに対応できる保育所運営を目標として、保育所民営化等を検討する必要があります。

放課後児童クラブについては、令和元年度、市内全 9 小学校区で開設しています。平成 25 年度から対象児童をこれまでの小学 1 年生から 3 年生までを、4 年生までに拡充しました。平成 27 年 10 月から一部の学校区において学校施設内で運営している放課後児童クラブは、6 年生までに順次拡充しています、平成 30 年度から高富・富岡以外の校区で 6 年生までを受入れています。平成 28 年度から全校区対象に、土曜日は子どもげんきはうすで開設しています。

平成 26 年 7 月、「放課後子ども総合プラン」、平成 30 年 9 月「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう方向性が示されました。福祉と教育とで連携をとりながら、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を検討する必要があります。また、支援員の確保と資質向上に向けた研修の充実と処遇改善を図る必要があります。

《 具体的施策の方針 》

「第 2 期市子ども・子育て支援事業計画」などに基づき、多様な保育ニーズに対応したサービスの充実を図るとともに、利用者の動向を踏まえた保育施設の整備などの環境づくりを進めます。また、放課後児童クラブについては、利用者数や利用者ニーズなどを踏まえ、施設・設備の充実や支援員の確保、対象児童の拡充に努めるとともに、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備等に努めます。

《 具体的施策の展開 》

① 保育サービスの充実

- ・保育のニーズに即した保育所施設や設備の整備を進めるとともに、利用者の動向を見据えながら、保育所の計画的な統合を図ります。
- ・新たな保育ニーズに対応できる保育所運営を目標に民営化等を図ります。
- ・延長保育や低年齢児保育など、保育ニーズに対応できる多様な保育サービスを充実します。
- ・保育サービスの拡充に合わせて、必要な保育士数の確保を進めるほか、保育士の研修機会を充実します。
- ・保育所での子どもの年齢やアレルギーなどの身体状況に配慮した食事の提供に努めるとともに、食を通じた子どもの健全育成を図ります。
- ・森林環境教育を幼少期から、森や河川などの本市の恵まれた自然環境で、生物、植物などにふれあう体験活動の充実を図ります。

【子育て支援課】

② 放課後児童対策の強化

- ・放課後児童クラブは、保護者が就労や疾病、介護などにより、昼間家庭での保護指導を受けることができない児童を対象に、授業の終了後や夏休みなどの長期休業期間において適切な遊びや生活の場を与え、健全育成を図ります。
- ・一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備等に努めます。
- ・支援員の確保と資質向上に向けた研修の充実を図ります。

【子育て支援課】

《数値目標》

保育園民営化園数

【H30:0園 ⇒ R5:1園】

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室数

【H30:5か所 ⇒ R5:6か所】

ファミリー・サポート・センター事業利用件数（年間）

【H30:112件 ⇒ R5:150件】

LINE プッシュ件数

【H30：2か月に1回（年間） ⇒ R2～R5：1か月に1回（各1年間）】

(3) 男女共同参画社会・女性活躍の推進

《 現状と課題 》

少子高齢化、家族や地域社会の変化、ライフスタイルの多様化、国際化や情報化など、社会環境が著しく変化している中で、男女がお互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築いていくことが求められています。

国においては平成 22 年に「第 3 次男女共同参画基本計画」が、県においても平成 26 年に「岐阜県男女共同参画計画（第 3 次）」が策定され、男女共同参画の各種取組が進められています。

本市では、「第 2 次市男女共同参画プラン」を平成 24 年に策定し、関連施策の推進に努めてきました。しかし、男女共同参画意識については高まりが見られるものの、実生活においては、根強い男女の固定的な役割分担意識があり、家事、育児、介護の負担、雇用、男性中心の各種組織の在り方など多くの課題があります。

そこで、平成 26 年には、「市男女共同参画推進条例」を制定し、男女がそれぞれの個性と能力を発揮できる社会の実現を目指しています。なお、近年ではワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の必要性がうたわれており、多様なライフスタイルや働き方に応じた各種支援活動の検討が必要となっています。

《 具体的施策の方針 》

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに努めるとともに、地域づくり・まちづくりにおいても、男女共同参画を推進し、男女一人一人が個性と能力を発揮できる、活力あるまちづくりを推進します。また、ワーク・ライフ・バランスを支援する施策の充実を図ります。

《 具体的施策の展開 》

① 男女共同参画意識の啓発

- ・男女共同参画の意識啓発について、学校教育や社会教育など様々な機会を通じて情報を発信します。

【企画財政課】

② 男女共同参画の条件整備

- ・「第 2 次市男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の形成に向けて、総合的、計画的に取り組めます。
- ・審議会や委員会などへの女性の参画を推進すると同時に、女性の参加しやすい条件整備を図ります。
- ・関係機関との連携を図りながら、女性の社会参加や自立を支援するため、ワーク・

ライフ・バランスなどの情報提供の充実を図ります。

【企画財政課】

③ 女性の就職支援

- ・ 出産などによりいったん離職した女性が再就職できるような体制を構築します。

【企画財政課】

④ 女性の活躍推進

- ・ 女性活躍推進企業認定制度（市さくらカンパニー認定制度）の普及を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍推進を積極的に行っている企業を認定することで、女性が働きやすい職場づくりを支援するとともに、市内企業に就職する人を増やします。

【企画財政課】

《数値目標》

3歳未満児保育利用率

【H30:44.80% ⇒ R5:48.00%】

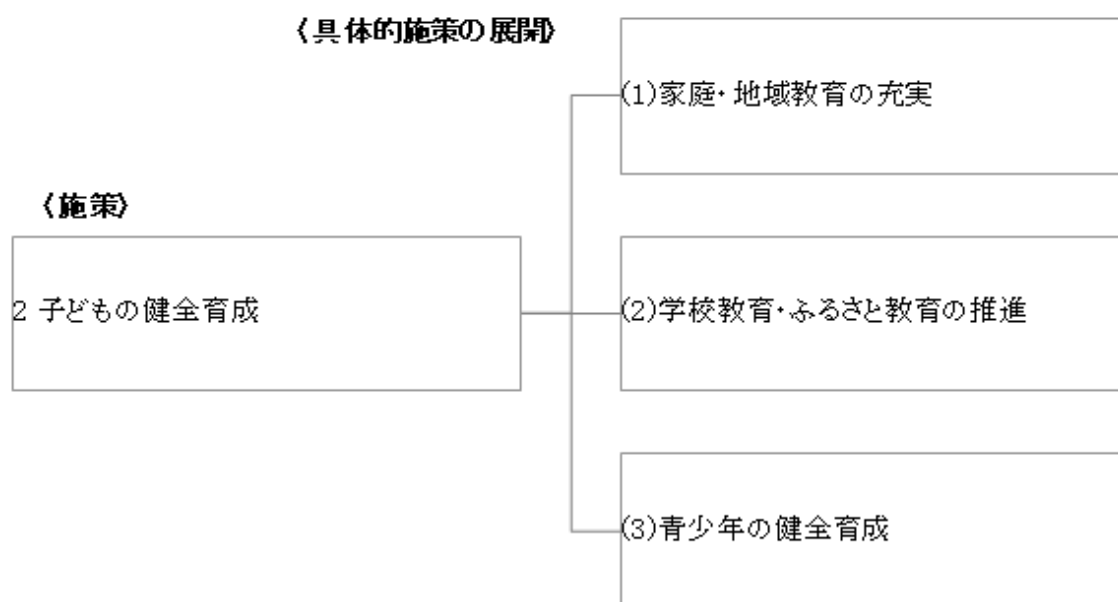
《具体的施策》2 子どもの健全育成

家庭教育・地域教育を推進するとともに、学校においては、学習指導方法の工夫改善、ふるさとの伝統や地域性を生かした特色ある教育活動、学校間連携事業を推進し、教育センター機能の充実、学校整備、学校規模適正化、快適な学習環境、情報教育の推進も図ります。

読書活動の充実、学校保健の充実と食育の推進、学校サポート体制の充実、緊急事態への態勢強化の推進は近年特にクローズアップされています。

青少年の健全育成では、地域や関係機関との連携による取組推進体制の充実、組織の育成と活動の促進、環境の充実を図り、近年の青少年を取り巻く様々な問題を含めた地域ぐるみで取り組む課題として位置づけます。

《具体的施策の体系》



(1) 家庭・地域教育の充実

《 現状と課題 》

子どもの生活の基盤である家庭における教育は重要ですが、少子化、核家族化が進む状況においては、子育て家庭が孤立しやすく、地域の支援が不可欠となっています。

本市では、市立保育所 7 園、小学校 9 校、中学校 3 校において、「家庭教育学級」を実施するなど、学びの機会の提供に努めるほか、市内 3 地域では乳幼児教室を開催し、保護者同士の交流や親子のふれあいの機会を提供しています。

保護者の幼児教育への関心は高いことから、今後も関係団体との連携を図りながら、講座内容やスタッフの充実を図ると同時に、家庭や地域における教育の場の充実を図る必要があります。

また、本市では、家庭や地域、保育所や学校、その他関係団体との連携を図りながら、家庭教育を支援するため、市子育て支援ネットワーク協議会によりネットワークづくりを進めてきました。今後も、地域の様々な主体が連携しながら、子育てを支援するとともに、その担い手の育成を図ります。

《 具体的施策の方針 》

多様化する教育・保育ニーズや地域性を踏まえ、関係機関と連携しながら、保護者が子育てについて学ぶ機会を拡充するとともに、関係機関のネットワークの強化に努め、教育的観点から地域全体で子育てを支援する体制の強化に努めます。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の整備等に努めます。

《 具体的施策の展開 》

① 家庭教育の推進

- ・乳幼児学級等における指導体制の充実を図るとともに、保育所・子育て支援学級を拡充し、しつけや遊びなどをはじめとした保護者の学習機会の提供に努めます。
- ・小中学校の家庭教育学級では、参加できない家庭等でも実践できる在宅取組型の普及に努めます。
- ・保護者同士の交流促進を目的とした「子育てサロン型」の普及に努めます。
- ・保護者や祖父母などを対象にした家庭教育学級や講座などの充実を図ります。

【子育て支援課】 【生涯学習課】

② 地域教育の推進

- ・親子で参加できる遊びの機会などを通じて、地域での交流促進を図ります。
- ・子育てサポーターなどの育成を図るとともに、子育ての経験者の知恵や経験などを

活用した児童福祉の支援に努めます。

- ・子育てサークルの育成に努めるとともに、子育て支援に関わる自主的な活動を支援し、保護者の交流の機会を拡充します。
- ・放課後子ども教室は、小学3年生を対象として放課後の空き教室などを活用し、地域の人の参画を得て学習支援等の取組を継続し、一層の充実に努めます。
- ・放課後子ども教室や学校コラボレーター事業の充実に努めます。
- ・一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備等に努めます。

【子育て支援課】 【生涯学習課】

《数値目標》

家庭教育学級参加人数（年間）

【H30:7,892人 ⇒ R5:8,000人】

(2) 学校教育・ふるさと教育の推進

《 現状と課題 》

全国的に少子高齢化や都市化・過疎化の進展、核家族化による家族形態の変化、SNSの普及など、ライフスタイルの多様化を背景に、子どもと地域とのつながりの希薄化が懸念されており、子ども同士の関わり合いや、大人とのふれあいが重要となってきています。

国では、「地域とともにある学校」をテーマに、学校、家庭、地域社会が相互に連携し、子どもたちが社会体験や自然体験など様々な活動を経験し、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育てていく方針が打ち出されました。

一方、自然災害をはじめ子どもの安心安全の確保や、インクルーシブ教育の充実が行政の役割としてクローズアップしています。

本市では、旧耐震基準で建設された各小中学校施設の耐震化を平成 24 年に完了するとともに、学校のトイレのバリアフリー化・多目的トイレの整備、普通教室のエアコン整備、安全な給食を提供するための設備更新など、様々な教育環境の整備を行ってきました。しかし、人口減少に伴って児童生徒数も減少傾向にあります。

市内の小学校は 9 校で児童数は 1,186 人、中学校は 3 校で生徒数は 686 人（令和元年 5 月 1 日現在）であり、5 年前より 375 人の減少です。今後も小中学校適正規模基本方針を踏まえながら、学校の魅力度アップ、小規模校の活性化を図るため、「第 2 次市教育振興基本計画」を策定し、教育内容の充実や指導体制の強化に努めます。

《 具体的施策の方針 》

小中学校 9 年間をととして「明日の山県市に意見し、貢献しようとする態度の育成」を目標に、特色ある学校づくりを推進します。そのために自分の頭で考える学習づくり、お互いの違いを認め合う人間関係づくり、安心・安全な学校環境づくりを実現するための事業を推進します。

《 具体的施策の展開 》

① 学習指導方法の工夫改善の推進

- ・基礎学力の向上と自己表現力の育成を図ります。
- ・基礎学力を付ける授業と問題解決の力を付ける授業など、目的を明確にした授業への改善を図ります。
- ・全教職員の授業や活動を参観し、具体的に助言しながら個々の教職員の授業力・生徒指導力等の資質向上に努めます。
- ・市内の人事交流を盛んにし、学校の活性化と教職員のキャリアアップを図ります。

【学校教育課】

- ② ふるさとの伝統や地域の教育力を生かした特色ある教育活動の充実
- ・地域の自然や伝統、市内の各種施設、校区内外の人材を活用するなど「ふるさとに学ぶ提案型体験活動」を一層推進します。
 - ・ふるさと宿泊体験プログラムの共同開発を推進します。
 - ・キャリア教育、産業教育の充実を図ります。
 - ・学校の様々な教育活動が効果的かつ安全に実施できるよう地域の人や保護者、学校運営協議会委員等の連携を図り、学校づくりを進めます。
 - ・学校コラボレーター会員による学習支援活動をより一層拡大・充実します。

【学校教育課】

- ③ 学校間連携事業の充実
- ・テラステーション（全学校共有のサーバー）にアップした「国語科作文等指導資料」を活用し、表現活動や読書活動等の学習活動の充実を図ります。また、絵画や書写の展示会を開催し市民に広く紹介します。

【学校教育課】

- ④ 教育センター機能の充実と改革
- ・力のある教師を育てるために教育センターの研修機能を強化し、教育課題への対応力や教職員の資質向上のための研修や、教職員のニーズを満たす講座の充実を図ります。
 - ・授業や学習活動において積極的に ICT を活用できるよう備品や教育環境等の整備を充実します。
 - ・教育相談体制を充実させ、学校や適応指導教室に通学できない児童生徒の対応強化に努めます。

【学校教育課】

- ⑤ 学校整備の推進
- ・対症療法的な事後保全から、計画的な予防保全への転換を図り、計画的に施設の改修、修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。

【学校教育課】

- ⑥ 学校規模の適正化の研究
- ・教育課程の改善や教職員の人事措置を行うとともに、児童の発達段階や地理的条件を考慮し、地域、保護者の教育ニーズを踏まえた検討を進めます。
 - ・様々な魅力ある学校の形態等も視野に入れ、関係機関と十分に協議・研究を進めます。

【学校教育課】

- ⑦ 快適な学習環境整備の推進
- ・学校環境の改善のため特別教室にエアコンの設置を検討します。

- ・未整備の小学校トイレの洋式化を進めます。
- ・障がい者（児）に優しい施設環境の整備を進めます。

【学校教育課】

⑧ 読書活動の充実と情報教育の推進

- ・全小中学校に読書指導員を配置し、学習・情報センター機能を充実させ、地域住民やPTAも活用できるよう環境整備を推進します。
- ・最新の視聴覚教材や教育機器を計画的に整備し、授業でのICT活用を推進します。

【学校教育課】

⑨ 学校保健の充実と食育の推進

- ・歯と口腔（こうくう）の健康づくりを更に推進し、12歳児のDMFT指数全国トップを目指します。
- ・山県ふるさと食材を生かす献立を工夫し、地産地消を一層推進します。
- ・全ての学校に単独調理場と専用ランチルームを併設している学校給食の提供方式を継続し、より安全で安心な調理場の整備に努めます。

【学校教育課】

⑩ 学校サポート体制の充実

- ・学校規模や実情に応じて学習支援員や特別教育サポーター、教育サポーターを配置して、児童生徒の学業等を支援します。
- ・不登校や困り感のある児童生徒に対し、適切な教育が提供できるようスクールソーシャルワーカー、教育相談員や生活相談員を配置します。

【学校教育課】

⑪ 緊急事態への態勢強化

- ・児童生徒の安全な登下校のため、「あんしんネット」登録率の向上に努めます。
- ・幼保・小中学校・高校との連携を一層深め、情報交換や課題等の研修を充実させます。
- ・いじめの実情に応じて具体的な取組や対応、評価について検討する委員会の体制整備や、保護者と関係機関との連携強化を図ります。

【学校教育課】

《数値目標》

市費学習支援員等の人数（児童生徒数当たり）

【H30:72人に1人 ⇒ R5:65人に1人】

教育ICT機器の整備（①大型提示装置）

【H30:46.00% ⇒ R5:100%】

教育ICT機器の整備（②タブレット型パソコン）

【H30:5人に1台 ⇒ R5:1人に1台】

特別教室エアコン設置数（累計）

【H30:53か所 ⇒ R5:60か所】

(3) 青少年の健全育成

《 現状と課題 》

青少年は、家庭や学校はもとより、地域との関わりや社会体験、スポーツなどの様々な経験を通じ、人間性豊かな社会性を身に付けた大人へと成長します。

青少年に関わる事件・事故や、スマートフォンなどのインターネット利用による犯罪やいじめなど、依然大きな社会問題となっており、家庭、地域、学校が連携して、青少年の健全育成に取り組むことが必要となっています。

本市では、市青少年育成市民会議において、「少年の主張大会」「青少年育成推進大会」「街頭啓発」などの事業を行い、青少年の健全育成に向けた活動を積極的に推進しています。

また、市PTA連合会と市青少年育成市民会議の連名により「携帯電話やスマートフォン等の安心・安全な利用について」の宣言を行い、いじめやトラブル等から子どもたちを守るために、家庭、地域、学校が一丸となった対策を推進しています。

市内の各地域においても、青少年と地域住民の交流事業が実施されていますが、今後とも地域や関係団体の連携を深めながら、地域活動への参加機会の提供や、安全で活発に活動できる居場所の確保など、地域との連携を密にした活動を推進することが必要となっています。

《 具体的施策の方針 》

青少年問題の持つ重要性を鑑み、国や県の施策を踏まえた上で、家庭、地域、学校が連携し、一体となって地域の宝である青少年の健全育成を図り、次代を担う人づくりに努めます。

《 具体的施策の展開 》

① 青少年健全育成推進体制の充実

- ・家庭、地域、学校が連携を図り、青少年健全育成のための推進体制や活動方針の確立に努めます。
- ・青少年育成市民会議の活動を充実するとともに、子ども会やスポーツ少年団などとの連携を強化します。

【生涯学習課】

② 青少年組織の育成と活動の促進

- ・子ども会やスポーツ少年団などの活動を促進するとともに、活動内容の充実などの主体的な取組を支援します。
- ・青少年健全育成を支援する組織や団体に対する支援を行います。

【生涯学習課】

③ 青少年の健全育成環境の充実

- ・公民館や学校施設などを活用しながら、青少年が安全で主体的に活動できる居場所の確保に努めます。
- ・青少年に対して自然体験などの活動や様々な交流の機会を提供し、適切な判断力を身に付ける契機づくりに努めます。
- ・学校、地域での講演会などを通じて、青少年が適切にインターネットを利用できるよう情報モラルの向上に努めます。

【生涯学習課】

《数値目標》

少年の主張大会来場者数（年間）

【H30:150人 ⇒ R5:200人】

青少年育成推進大会来場者数（年間）

【H30:170人 ⇒ R5:200人】

第2節 移住・定住支援と多世代共生の推進

《 現状と課題 》

2006 年（平成 18 年）以降、一貫して転出数が転入数を上回る社会減となっており、2010 年（平成 22 年）→ 2015 年（平成 27 年）にかけての年齢別転入転出差を見ると、20～24 歳 → 25～29 歳の階級と、25～29 歳 → 30～34 歳の階級の転入転出差が急激に拡大しており、本市の人口減少が進行した一因と考えられます。

転出理由は、「職業上」「結婚等」によるものがほとんどで、転出先は、岐阜市や関市などの近隣市や、県外では愛知県が多くを占めています。

世帯の推移を見ると、一般世帯数は単独世帯や核家族世帯が依然増加傾向にあり、2015 年の一世帯当たりの人数は 2.74 人と世帯規模の小規模化が一層進んでいます。

三世代以上の世帯は、2000 年（平成 12 年）に 2,178 世帯だったものが、2015 年（平成 27 年）には 1,211 世帯と約 44%減少しています。

ただし、2006 年から 2010 年までの年平均転入転出差は▲167 人、2011 年から 2015 年は▲205 人に対し、2016 年から 2018 年までは▲110 人とおおよそ半減しています。これは、2015 年（平成 27 年）から本市においても人口減少の抑制のため、地方創生交付金を受け、各種事業を取り組み始めたことが功を奏したと考えられます。

人口減少抑制への対応として、出生者数の増加や合計特殊出生率の上昇を達成することは中長期的な目標となるのに対して、転入転出差の均衡は、比較的短期の目標として掲げることができます。

《 基本的な方針 》

本節の基本的な方針を「移住・定住支援と多世代共生の推進」とし、三世代同居・近居は、住居や出産・育児や子どもの教育、親の介護など、核家族や単身では公的サービスを受けざるを得ない課題や悩み、不安の解消の大きな一助となることから、その推奨を行います。

比較的短期目標として、若者や新婚世帯が市内に住み続けてもらうことや、近隣市町への転出を抑制し、移住・定住を視野に入れた農泊・民泊を含めた市内滞在時間の増長、ワーケーションや ICT を活用したサテライトオフィス、テレワークによる多様な働き方の推進を視野に入れ、移住・定住、全国的な課題である東京圏への若者転出の抑制を進めます。

《重要業績評価指標（KPI）》

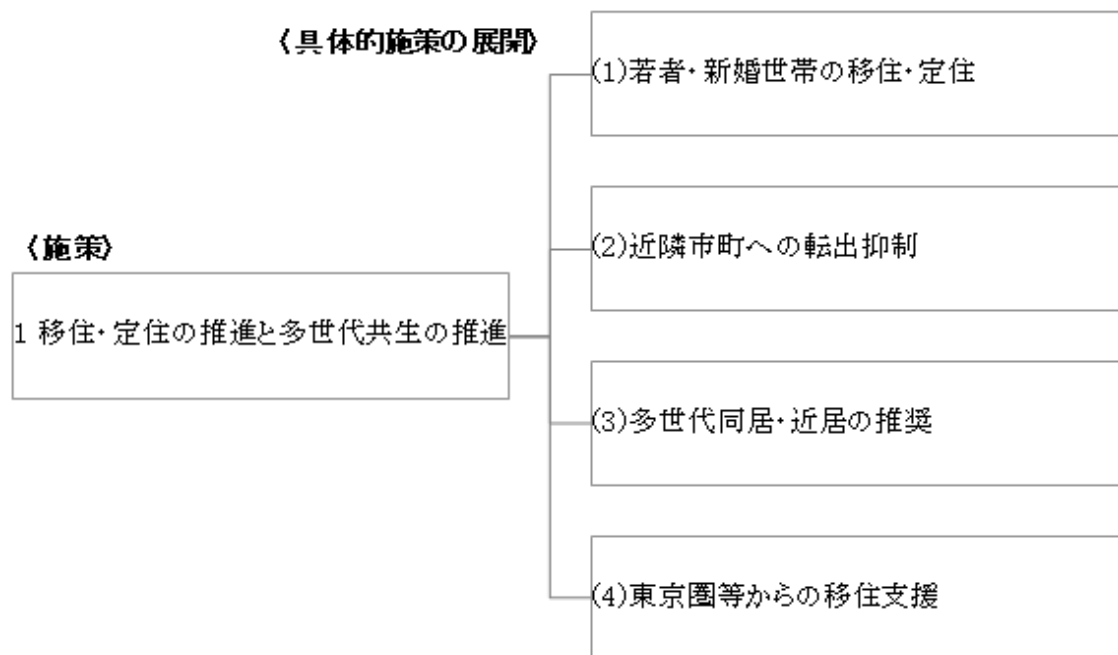
空き家の賃貸・売買契約数

【H30:10件（年間）⇒ R2～R5:67件（累計）】

《具体的施策》1 移住・定住支援と多世代共生の推進

若者・新婚世帯の移住・定住促進、近隣市町等の転出抑制、多世代同居・近居支援、大都市圏からの移住、新婚世帯の移住促進など移住・定住促進のための支援を行います。

《具体的施策の体系》



《 具体的施策の展開 》

（「現状と課題」「具体的施策の方針」は、当節の「現状と課題」「基本的な方針」と兼ねます。）

（1）若者・新婚世帯の移住・定住

① 若者・新婚世帯の移住・定住促進

- ・結婚支援や切れ目のない子育て支援、産業振興施策による就業機会の増大と安定を図ります。
- ・計画的な都市機能の誘導や地域公共交通の再編による利便性の高い住環境整備を図ります。
- ・防災・安全施策により安全で安心して暮らすことができる地域づくりを目指します。

【関係各課】

（2）近隣市町への転出抑制

① 近隣市町等の転出抑制

- ・近隣市町への転出が多いことから、引き続き市内に住み続けてもらうために必要な行政サービス、住み続けるための推奨施策として庁内プロジェクトチーム等を設置し検討します。

【関係各課】

（3）多世代同居・近居の推奨

① 多世代同居・近居支援

- ・多世代での同居・近居のメリットを市の広報紙やホームページなどを活用し PR に努めます。
- ・新たに多世代で同居・近居する世帯が住宅の新築、改築、増築及び空き家の取得等を行う場合は奨励金を交付します。また、空き家を活用する場合には、改修費の一部を補助します。

【まちづくり・企業支援課】【企画財政課】

（4）東京圏等からの移住支援

① 東京圏・名古屋圏等からの移住

- ・移住希望者の住居を確保するため、空き家バンクの登録数の増加とマッチングによる空き家の利活用を促進します。
- ・東京圏や名古屋圏等大都市圏からの移住を促進するため、シティプロモーション等山県市の魅力発信に努めます。

【まちづくり・企業支援課】【企画財政課】

② 移住者向けワンストップ相談窓口

- ・移住者向けのワンストップ相談窓口を開設することや、地域団体等と連携して移住後のフォローアップを行い、移住者が地域になじみ生き生きと暮らすことができる

支援体制を整えます。

【まちづくり・企業支援課】

③ 空き家活用への助成・お試し移住

- ・空き家利活用の助成制度により、特に人口減少が著しい地域への移住や、新婚・子育て世帯などの移住促進を図ります。
- ・空き家等を活用したお試し移住やお試し事務所の制度を導入し、移住の促進と関係人口の増加を図ります。

【まちづくり・企業支援課】

《数値目標》

移住・定住希望者の田舎暮らし体験者数（年間）

【H30:72人 ⇒ R5:80人】

空き家バンクへの登録件数

【H30まで:19件 ⇒ R2～R5:110件】

第3節 生き生きと暮らすための環境整備

《 現状と課題 》

誰もが生き生きと自分らしく暮らし続けるため、人権・同和施策の推進、健康増進、生きがい・高齢者福祉、障がい者福祉、介護等の充実、生涯学習の推進、文化・芸術の継承・振興は、絶え間なく求められるものです。

近年多発している児童虐待や高齢者虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）などは正に命に関わる問題となっています。

食生活や身体活動などの生活習慣の変化により、生活習慣病が増え、認知症や寝たきりなどの要介護状態になる人の増加が深刻な社会問題となっています。また、仕事や健康、人間関係などの様々な要因による心の病気が増加しています。

高齢社会を迎え、高齢者の多様化するライフスタイルに応じた、高齢者が生きがいを持って活躍できる環境づくりが求められています。その一方で、地域社会のつながりが希薄化する中、高齢者等の孤立化が課題となっており、急増する高齢者夫婦世帯や高齢者単身世帯などへの支援体制の構築を進める必要があります。

障がいのある人が住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、施設入所者の地域生活移行に向けては、グループホーム等生活の場の確保が必要となっています。

社会状況やライフスタイルが大きく変化する中、生涯学習活動は、自己実現のみならず、地域の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成等、地域にとって大変重要なものとなっています。講座やサークルの参加者は年々高年齢化しており、女性が多く男性が少ないといった状況も見られています。

近年では、高齢者の介護予防や健康づくり、障がい者の社会参加、青少年の健全育成など多様な面において、スポーツや体力づくりの重要性が高まっていることから、今後、関係団体との連携を図りながら、計画的な指導者の育成・確保に努めるとともに、誰もが気軽に実践できる運動プログラムの整備などが必要です。

本市では、図書館を中心に、歴史民俗資料館、美術館、花咲きホール、古田紹欽記念館を含む一帯を文化ゾーンと位置づけ、多様な文化事業を推進しています。

《 基本的な方針 》

本節の基本的な方針を「生き生きと暮らすための環境整備の推進」とし、人権・同和対策の推進、保健・医療の充実、生きがいや高齢者福祉の充実、障がい者福祉や地域福祉の推進、ひとり親家庭への支援、安心できる医療保険等の制度の確保を図り、生涯学習・生涯スポーツの推進、芸術・文化の振興や伝統芸能の継承を進めていきます。

《重要業績評価指標（KPI）》

普段自分で健康だと思う人の割合（健康に関する意識調査）

【R1:82.70% ⇒ R5:85.00%】

《具体的施策》1 人権・同和施策の推進

人権尊重に向けた啓発の推進、権利擁護の強化、DV や虐待の防止及び被害者の保護を進めます。

《具体的施策の体系》



(1) 人権・同和施策の推進

《 現状と課題 》

国際化の進展に伴い、人種、民族、宗教をめぐる差別など人権問題は地球規模での対応が進められており、国の「人権教育のための国連 10 年国内行動計画」「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」などを踏まえた各種の対応が必要となっています。

本市では「市人権施策の推進指針」を策定し、「市人権教育・啓発推進協議会」を中心に、社会教育の「社会人権教育推進協議会」、学校教育の「学校人権教育推進委員会」がそれぞれ事業を展開し、相互の連携により人権・同和教育を進めています。

近年、児童虐待や高齢者虐待、DV などのほか、障がいや疾病などにかかる様々な差別や偏見が問題となっていることから、更に関係機関との連携を図り、実態把握や啓発活動を進める必要があります。

また、多様化する人権問題への正しい理解と認識を深め、人権感覚を磨くことは、学校教育において非常に大切な課題の一つとなっています。

本市の各学校では、人権教育の全体計画を策定するとともに、全ての教育活動を通じ、人権教育を意識した活動の推進や、同和問題、人権問題に関する研修会の開催など、児童生徒の教育に努めています。今後は、教育活動を通じて人権尊重の精神がみなぎる学校、地域を目指し『心にひびく教育』を一層推進する必要があります。

《 具体的施策の方針 》

人権・同和についての総合的な教育・啓発を推進し、家庭、地域、学校、職場での、人権尊重の理念の普及・定着に努めるとともに、差別事象の発見と被害の防止に努めます。また、児童虐待や高齢者虐待、DV 等については、関係機関との連携を図りながら、早期発見と防止、被害者の保護に努めます。

学校においては、その他関係機関と連携を図りながら、学校教育や社会教育での、人権教育を推進します。

《 具体的施策の展開 》

① 人権尊重に向けた啓発の推進

- ・人権についての講演会や、イベント開催時に合わせた人権啓発展の開催など、地域に密着した人権啓発活動を行い、家庭や地域、学校、職場での、人権尊重の理念の普及・定着に努めます。
- ・「障害者の権利に関する条約」に基づき、関係機関との連携を図り、障がい者への合理的配慮に努めます。
- ・教育関係者を対象に人権問題に関する研修会を実施します。

- ・市内各小中学校（12校）において、人権教育全体計画を策定して取組を進めるとともに、家庭、地域、学校などと連携した啓発活動等に努めます。

【生涯学習課】 【学校教育課】 【総務課】

② 人権施策の推進

- ・美里会館（隣保館）で各種講座などを開催し、地域住民等との交流促進を図り、人権同和教育を進めます。

【福祉課】

③ 権利擁護の強化

- ・人権擁護委員などとの連携により、学校教育や社会教育、美里会館（隣保館）での活動などを通じて、同和問題の解消・人権問題に関する啓発活動を進めます。また、相談事業や関係機関との情報交換を通じて、差別事情の把握と解消を図ります。

【福祉課】

④ DVや虐待の防止と被害者の保護

- ・DVや児童虐待などについては、児童虐待防止法、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法の各法律に基づき、関係機関との連携を図り、早期発見と防止、被害者の保護に努めます。

【子育て支援課】 【学校教育課】 【福祉課】

《数値目標》

市人権教育講演会来場者数（年間）

【H30:180人 ⇒ R5:250人】

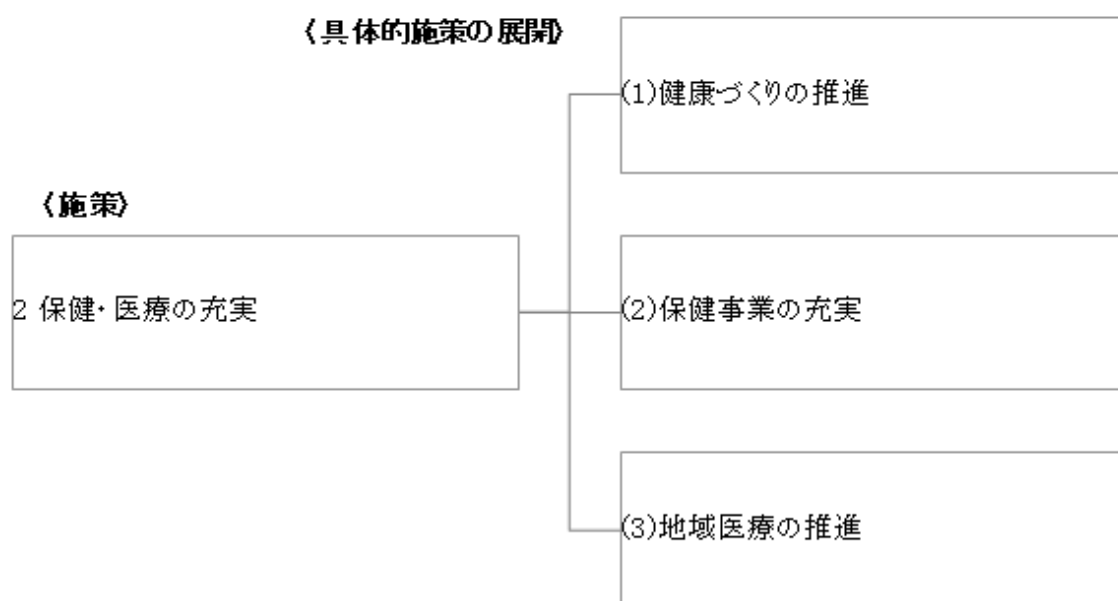
《具体的施策》2 保健・医療の充実

市民の主体的な健康づくり、心と体の健康づくりや食育の総合的な推進を図ります。

母子・成人・老人保健の推進、歯科保健活動の充実、感染症予防対策の充実、地域保健活動の強化を図ります。

地域の医療機関との連携による地域医療体制の強化、救急医療体制の充実、災害医療体制の準備を進めます。

《具体的施策の体系》



(1) 健康づくりの推進

《 現状と課題 》

我が国は、世界有数の長寿国であり、急速な高齢化の進展をはじめ、個人の価値観、ライフスタイルの多様化に伴う食生活や身体活動などの生活習慣の変化により、生活習慣病が増え、認知症や寝たきりなどの要介護状態になる人の増加が深刻な社会問題となっています。

「健康日本 21」では、壮年期死亡（早世）の減少や健康寿命の延伸、生活の質の向上を図ることを目的とし、個人による健康づくりと社会的な結びつきの両面から「健やかで心豊かに生活できる活力ある社会」を目指しています。また、食育基本法第 16 条に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定した「第 3 次食育推進基本計画」に掲げる「実践の環（わ）を広げよう」というコンセプトの基、各種の取組が進められています。

本市では、市民グループとともに健康づくりの活動を推進し、「健康管理」「食生活」「運動」「こころ」をテーマに活動を展開し、乳幼児期から日常生活の中で気軽に実践できる健康づくり活動の普及に努めています。今後は地域リーダーの育成や指導者の確保に努めていくことが求められます。

また、近年、仕事や健康、人間関係などの様々な要因による心の病気が増加しています。このため、各種関係機関や専門家と連携した自殺予防対策を推進していく必要があります。

《 具体的施策の方針 》

地域での自主的な健康づくり活動を推進し、地域ごとの状況に合わせた市民主体の健康づくり活動が広がるよう支援します。また、市民・専門家・行政が協働で企画運営に携わり、健康づくりを推進する体制づくりに努めます。

《 具体的施策の展開 》

① 健康づくりの啓発の推進

- ・関係機関と団体との連携を図りながら、健康についての講座やイベントなどを開催し、健康な生活習慣についての普及・啓発活動を推進します。
- ・市民主体の活動団体を支援し、市民の自主的な健康づくり活動を促進します。

【健康介護課】

② 心と体の健康づくりの促進

- ・市民主体の健康づくりを推進するため、市民や専門家、関係機関、行政との協働により、「第 2 次市健康増進計画」を推進します。
- ・関係機関や団体との連携を強化し、ストレス要因の軽減や困りごと、悩みごとの早

- 期相談を勧め、メンタルヘルスケアや自殺予防についての普及・啓発を推進します。
- ・心と体の健康づくりとして、社会との関係をつなぎ地域活動に参加することでフレイル（虚弱）予防を推進します。

【健康介護課】

③ 食育の総合的な推進

- ・市民や関係団体の食育への関心と理解を深め、誰もが健康で豊かな生活を送ることができるよう、正しい食の知識の普及や共食(きょうしょく)の推進、農林漁業体験等をはじめとする食育の実践について総合的に推進します。

【健康介護課】 【子育て支援課】

《数値目標》

地域活動に参加する人の割合（健康に関する意識調査） 【R1：60.90% ⇒ R5：67.00%】
--

(2) 保健事業の充実

《 現状と課題 》

保健・医療を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や核家族化、医療の高度化、市民の健康意識の高まりなどにより大きく変化しています。

近年では、生活習慣病の増加や、高齢化の進展に伴う要介護者の増加が社会的な問題となっており、本市においても、がん、心疾患などの生活習慣に起因する病気や肺炎が死因の上位を占めています。今後も高齢化が進むことが予測される中、健康寿命の延伸を図る取組が重要となっています。

本市では、「第2次市健康増進計画」に基づき、健康寿命の延伸・健康格差の縮小と生活の質の向上に向けて各種健康講座や健康診査等を実施しています。しかし、健康診査の受診率は伸び悩んでおり、今後も引き続き市民の自発的な健康管理意識を高めていくことが必要です。また、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）や糖尿病の該当者や予備群に対する生活習慣の改善を推進し、重症化を予防していく必要があります。

また、「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して妊娠・出産・子育てができるよう健康診査や教室、相談等を実施しています。

その中で、妊産婦や乳幼児等を持つ保護者に対し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供することにより育児不安や育児負担の軽減を図り、健全な親子・家族関係が築けるよう、関係機関が連携して地域の支援体制を構築する必要があります。

《 具体的施策の方針 》

保健と医療・福祉、教育との連携を図りながら、自分の健康を自ら管理できる能力を高め、生活習慣病予防や感染症予防など、ライフステージに応じた健康管理を促進します。また、健康診査を中心とした疾病の早期発見・早期治療、事後指導を進め、市民の健康寿命の延伸と生活の質の向上に努めます。さらに、心身の健康な高齢者が活躍する場や機会についても、関係各課と連携し、検討を進めます。

《 具体的施策の展開 》

① 母子保健の推進

- ・安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊産婦健康診査や乳幼児健康診査の内容の充実に努めるほか、健診結果や受診状況などに応じた事後指導や訪問指導、産後ケア体制の強化を図ります。
- ・乳幼児相談や発達相談、その他各種教室の充実に努めるとともに、子育て中の保護者に対して、これらの機会を活用したきめ細かい指導に努めます。
- ・各種福祉施策との連携を図りながら、障がいや慢性疾患を持つ子どもへの支援策を検討します。

【子育て支援課】【福祉課】

② 歯科保健活動の充実

- ・「はみがきけんしん」などによる乳幼児のむし歯予防対策や年中児から中学生までのフッ化物洗口を継続し、更に小中学校におけるブラッシング指導により、歯肉炎予防対策の健康教育として強化を図ります。
- ・成人に対する歯周病予防のための検診・相談・指導の充実に向け、歯科医師会等と連携して実施するほか、高齢者には口腔（こうくう）機能低下予防を目的に、健診やフレイル（虚弱）予防のための教室や訪問活動に努めます。
- ・生涯を通じて自分の歯を保ち、健康で豊かな生活を営むことができるよう、8020（ハチマルニイマル）運動の普及活動に努めます。

【健康介護課】【子育て支援課】【学校教育課】

③ 成人・老人保健の推進

- ・健康診査やがん検診を推進し、対象者の健康状態や生活状況に応じた個別指導を充実します。
- ・健康診査やがん検診の周知と受診勧奨に努めるとともに、精密検査未受診者への受診勧奨を強化します。
- ・生活習慣病予防と重症化予防を図るため、食生活や運動など生活習慣を改善できるよう健康に関する知識の普及と市民一人一人の主体的な取組を支える健康づくりを推進していきます。

【健康介護課】

④ 感染症予防対策の充実

- ・予防接種や結核検診の充実を図ると同時に、受診に向けた普及・啓発を進め、接種率・受診率の向上に努めます。
- ・関係機関と連携し、HIV や新型インフルエンザなど、感染症に関する正しい知識や予防対策の普及・啓発を進めるとともに、県、医師会等と連携して危機管理体制整備を図ります。

【健康介護課】【子育て支援課】

⑤ 保健指導体制の強化

- ・指導内容に応じて必要な専門スタッフを確保するほか、専門職員の研修機会を拡充します。
- ・保健・医療・福祉・教育部門と連携し、保健指導体制の強化を図ります。
- ・地域保健活動の強化を図ります。
- ・各種福祉施策との連携を図りながら、障がいや慢性疾患を持つ子どもへの支援策を検討します。

【健康介護課】【子育て支援課】【福祉課】

《数値目標》

歯ぐきに炎症のある人の割合(12歳児)

【H30:52.90% ⇒ R5:35.00%】

(3) 地域医療の推進

《 現状と課題 》

市民の多様な医療ニーズに対応し、安心して、いつでも適切な医療が受けられるよう、地域医療体制と救急医療体制の充実が求められています。

国の社会保障改革では、医療機能の分化・連携（医療連携）を推進することにより、急性期から回復期、在宅医療に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供されるよう「地域完結型医療」を推進しています。中でもかかりつけ医や薬局が、地域医療の重要な役割を担うようになっています。また、高齢化の進展により救急医療ニーズは増大することが予測され、市内の中核病院である岐阜・西濃医療センター岐北厚生病院との更なる連携強化を図る必要があります。

本市の医療機関の配置は岐阜市に近い南部に比較的多くあり、高齢化率の高い美山地域の北部には医療機関がありません。そのため、医療機関による往診等を行っていますが、今後も地域の状況に応じた安心して診療が受けられる医療体制の整備が必要です。加えて、在宅療養も視野に入れた地域医療体制の確立と自主運行バスなどによる通院手段の確保を図る必要があります。

また、救急医療体制では、山県医師会へ委託して休日診療在宅当番医制度を確立するとともに、二次救急医療として救急病院運営に対する支援をして岐阜・西濃医療センター岐北厚生病院での受入体制を整備しています。今後も、市民が安心して医療を受けられるよう、医療機関や関係機関との連携による地域医療体制の充実が必要です。さらに、災害時には迅速な医療救護体制がとれるよう、平常時からの山県医師会、岐阜・西濃医療センター岐北厚生病院等との連携強化を図る必要があります。

《 具体的施策の方針 》

山県医師会や山県市歯科医師会との連携を強化し、医療サービスや救急医療体制の充実に努めます。そのため、関係機関との広域的な連携を図り、地域医療体制の一層の強化を促進し、かかりつけ医から専門機関へ、病院から在宅へといった地域の医療機関が緊密に連携した医療体制の構築に努めます。また、救急医療の高度化を推進するとともに救命率の向上を図るため、関係機関との連携強化により、救急医療体制の強化を図ります。

《 具体的施策の展開 》

① 地域医療体制の強化

- ・ 山県医師会や山県市歯科医師会等との連携を強化し、総合的な地域医療体制の充実に努めます。

- ・ 山県医師会や山県市歯科医師会の協力を得ながら、病診連携などの医療機関相互の連携を促進します。
- ・ 市内の中核病院である岐阜・西濃医療センター岐北厚生病院が行う地域の特性に応じた地域医療確保対策に対し支援を進めます。
- ・ 保健・福祉と医療との連携を図りながら、在宅療養に向けた訪問看護、訪問診療などの支援体制を強化します。

【健康介護課】 【子育て支援課】

② 救急医療体制の充実

- ・ 休日・夜間及び小児救急医療体制の充実を図ります。また、関係機関との広域的な連携により、救急医療体制の強化を進めます。
- ・ 救急医療の高度化を推進するとともに、医療機関との連携を強化し、救急医療の充実を図ります。

【健康介護課】 【子育て支援課】

③ 災害医療体制の整備

- ・ 災害時に、山県医師会、山県市歯科医師会等の関係機関と連携し、平常時から迅速な医療救護体制がとれるよう努めます。

【健康介護課】 【子育て支援課】

《具体的施策》3 生きがい・高齢者福祉の充実

老人クラブ等高齢者組織の活性化、担い手の育成、地域社会への参加・交流の促進、見守り活動や声かけ運動など高齢社会に対応した仕組みづくりの充実を図ります。

介護予防・認知症対策の強化、介護サービスの促進、地域包括支援センターの体制強化を図ります。

《具体的施策の体系》



(1) 生きがい対策の充実

《 現状と課題 》

高齢社会を迎え、高齢者の多様化するライフスタイルに応じた、高齢者が生きがいを持って活躍できる環境づくりが求められています。その一方で、地域社会のつながりが希薄化する中、高齢者等の孤立化が課題となっており、急増する高齢者夫婦世帯や高齢者単身世帯などへの支援体制の構築を進める必要があります。

このため、高齢者のニーズを的確に把握し、健康づくりや生きがいづくりに努めるとともに、元気な高齢者による地域での支え合いの仕組みづくりや、地域活動の担い手としても活躍してもらえるような環境の整備を図る必要があります。

本市では、老人クラブ活動や山県市シルバー人材センターなどを支援し、高齢者の生きがいづくりや就労の機会の提供など、活力ある高齢社会の構築に取り組んでいます。しかし、近年、老人クラブの加入率は低下しており、活動の活性化と加入率の増加に向けた支援が必要となっています。

今後は、一層多様化する高齢者の生きがい活動におけるニーズを踏まえ、高齢者の知識や技能、経験を生かす場を拡充するほか、生涯学習や文化、スポーツ、就労、ボランティアなど幅広い分野において、気軽にやりがいを持って参加できる機会を確保することが必要です。さらに、これらの活動を通じて、高齢者相互の交流や異世代交流の促進を図り、孤独感の解消はもとより地域の活性化、地域力の向上につなげていくことも重要となります。

《 具体的施策の方針 》

高齢者がこれまでに培った知識や経験、技術を生かしながら、地域活動の担い手としてボランティア活動等で活躍し、地域における支え合いの体制が構築されるよう、老人クラブなどの組織活動を支援し、地域での多様な生きがい活動の機会を拡充します。

《 具体的施策の展開 》

① 高齢者組織の育成

- ・趣味活動やレクリエーションなどの多様な活動を支援し、老人クラブ活動の活性化を促進します。また、老人クラブ活動の加入率の増加に向けた支援を行います。

【福祉課】

- ・生涯学習関係団体との連携を図りながら、学習・文化活動や趣味活動などの高齢者の自主的なサークル活動を支援します。

【福祉課】【生涯学習課】

- ・高齢者が介護予防・日常生活支援総合事業などの各種支援策において、担い手としてやりがいを持って活躍することができるよう、生活支援コーディネーターと連携

をとり、ボランティアの支援や育成に努めます。

【福祉課】【健康介護課】

② 参加・交流の促進

- ・高齢者が就労を通じて生きがいを得られるよう、山縣市シルバー人材センターの活動を支援します。
- ・高齢者の豊富な知識・経験などを生かすとともに、高齢者の生きがいづくりや社会参加の機会を確保するため、老人クラブ会員が中心となった、地域での異世代交流を推進します。
- ・高齢者の様々な活動への参加を促進するため、多様化するニーズに対応した情報提供に努めます。

【福祉課】

《数値目標》

単位老人クラブ会員加入率 【H30:21.90% ⇒ R5:22.80%】
--

山縣市シルバー人材センター会員数 【H30:409人 ⇒ R5:420人】
--

山縣市シルバー人材センター派遣延べ人数（年間） 【H30:14,197人 ⇒ R5:17,000人】

(2) 高齢者福祉の充実

《 現状と課題 》

令和7年(2025年)には団塊の世代が75歳以上となり、おおむね3人に1人が65歳以上となることを見込まれています。急速な高齢社会を迎える中、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らしていける体制や環境の整備と、健康保持のための介護予防の取組を一層進めていく必要があります。また、地域支援事業の実施や在宅医療・介護の連携推進などをはじめとする地域包括ケアシステムの強化が進められており、市町村の担う役割は大きなものとなっています。

本市においても高齢者人口は増加しており、これまで「市高齢者福祉計画」に基づいて介護保険の円滑なサービスの提供を行ってきました。しかし、要介護認定者の増加とともに介護保険サービスの利用も年々増加し、介護保険財政における負担が増大しています。

また、高齢夫婦世帯や高齢単身世帯、認知症高齢者なども増加傾向にあるため、地域包括支援センターを拠点に、それぞれの状況に応じた支援に取り組み、高齢者が尊厳を持って日常生活を送ることができるよう支援する必要があります。

《 具体的施策の方針 》

高齢者一人一人が、住み慣れた地域で自分らしく生きがいを持って元気に生活できるよう、健康づくりや介護予防への意識を高めるとともに、各種サービスを総合的に提供できる体制を整えます。また、市民や団体、事業者などとの連携を強化し、助け合い、支え合う環境を目指します。

《 具体的施策の展開 》

① 高齢社会に対応した仕組みづくり

- ・「市高齢者福祉計画」の円滑な推進に努め、適切な評価・見直しを行います。
- ・高齢者の健康づくり、介護予防などの学習の機会、広報活動を充実させ意識啓発を強化します。
- ・地域での見守り活動や声かけ運動など支え合いの仕組みをつくりまします。
- ・老人福祉センターが高齢者の健康増進、教育の向上、レクリエーションなどの活動拠点となるよう、サービス内容の充実を図るとともに、安全面や利用者ニーズなどを踏まえ必要な改善・整備を行います。

【福祉課】【健康介護課】

② 介護予防・認知症対策の強化

- ・高齢者が在宅生活を継続できるよう、山県市社会福祉協議会などとの連携を強め、生活支援サービスの充実や、地域での高齢者の一般介護予防事業、安心して生活し

ていくための安否確認等を実施します。

- ・認知症高齢者の早期からの適切な診断や対応、認知症に対する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援ができる体制づくりを進めます。
- ・高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活が送れるよう、山口市社会福祉協議会などとの連携を強化しながら、外出支援サービスなどの生活支援サービスを推進します。

【福祉課】【健康介護課】

③ 介護サービスの促進

- ・居宅サービスの適切な利用促進と介護保険施設などへの入所の適正化を図るとともに、地域密着型サービスについても推進します。
- ・「市高齢者福祉計画」に基づき、介護保険サービスの適切な利用を促進し、身体機能の維持や重度化防止に努めます。
- ・介護サービス事業者への適切な指導を行い、サービスの質の向上と利用者の尊厳保持に努めます。

【健康介護課】

④ 地域包括支援センターの体制強化

- ・地域支援事業では、包括支援事業として介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などを実施します。
- ・地域包括支援センターが中心となり、医療・福祉・介護の連携を図り、地域包括ケアシステムの強化・推進に取り組みます。
- ・地域ケア会議の効果的な実施に努め、多職種協働によるケアマネジメント支援の充実を図ります。

【健康介護課】

《数値目標》

みまもりボランティア登録人数 【H30:17人⇒ R5:35人】

認知症サポーター延べ人数（年間） 【H30:1,757人 ⇒ R5:1,900人】
--

《具体的施策》4 障がい者等の福祉・保険の充実

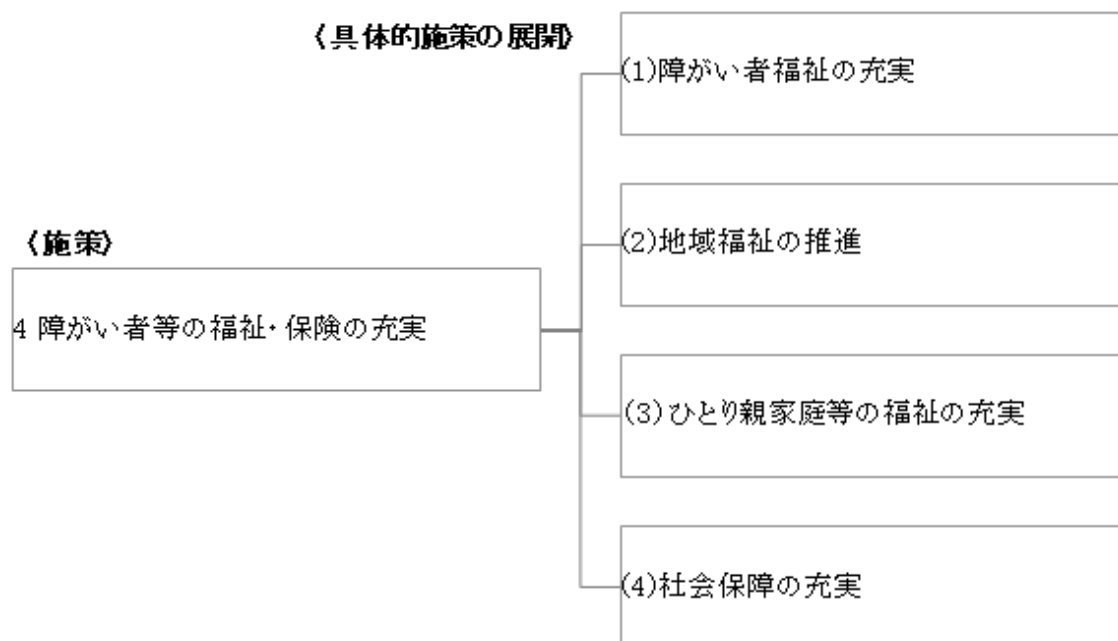
障害者総合支援制度の充実、障がい者の就労支援と社会参加、地域生活支援の充実、グループホーム等施設の整備の働きかけを行います。

地域福祉のまちづくりの推進、福祉教育の充実とボランティア活動の促進、当事者同士の支え合いや助け合いの促進、適切なサービスの供給・調整を行います。

ひとり親家庭の相談・支援の充実、生活の自立支援を図ります。

介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金制度の推進とともに、低所得者福祉を推進します。

《具体的施策の体系》



(1) 障がい者福祉の充実

《 現状と課題 》

障がい者を取り巻く制度は、平成 15 年度に措置制度から支援費制度、平成 18 年度には障害者自立支援法、そして平成 25 年度には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へと変更されています。

また、平成 25 年 6 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」といいます。）が成立しており、行政機関等については、「社会的障壁の除去」を障がい者や家族から求められた場合に「合理的配慮」を行うことが義務付けされました。

本市では、障がい福祉の方向性を定めた「第 3 次市障がい者計画」に基づき各種施策を推進してきました。障がいのある人が住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、施設入所者の地域生活移行に向けては、グループホーム等生活の場の確保が必要となっています。

また、障がい者の自立支援に向けて、関係機関・団体等と連携して適切な支援体制の構築に引き続き取り組む必要があります。今後は、サービス提供に関する相談業務を充実するとともに、障がい者がより適切なサービスを受けられるよう、サービスの基盤整備・相談支援体制の確立、個別ケースのコーディネートなどを障害者自立支援推進協議会と連携して各種の取組を推進する必要があります。

《 具体的施策の方針 》

障がい者の自立を推進するために、特に居宅サービスの充実に努めるとともに、効果的な居宅・施設サービスの提供を図るため、相談体制やケアマネジネントの充実に努めます。

また、地域の障がい者への理解促進や地域活動への参加・交流の機会を拡充し、全ての人がお互いに尊重し合いながら、地域社会の中で暮らすことのできる環境づくりに努めます。

《 具体的施策の展開 》

① 障害者総合支援制度の充実

- ・山県市障害者自立支援推進協議会などにより、障がい者（児）に対するサービス提供と相談支援のネットワーク化や権利擁護体制の整備・推進に努めます。
- ・障がい者のニーズや実態に即した障がい者施策の推進や障がい者計画の円滑な推進に努め、適切な評価と見直しを行います。

【福祉課】

② 障がい者の就労支援と社会参加

- ・障害者雇用推進法に基づき、関係機関との連携を強化しながら地域での自立・雇用を促進し、障がい者の社会参加・地域移行の支援に努めます。
- ・文化活動やスポーツ・レクリエーションをとおして、地域における参加・交流を促進します。また、知的障がい者や精神障がい者などが参加しやすい環境づくりに努めます。

【福祉課】

③ 地域生活支援の充実

- ・福祉と保健・医療との連携を図りながら、相談支援事業者などとともに障がい者への相談体制の充実を図ります。
- ・身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員との連携を図りながら、ニーズの把握や情報提供、相談・指導を充実します。
- ・障がい者の雇用促進や就労支援の体制づくりに取り組みます。また、知的障がい・精神障がいのある人などの特性に応じた支援に努めます。
- ・身近な地域で早期に子どもの発達や成長面の相談に対応し、一人一人の状況に応じた適切な指導と援助ができるよう、ピッコロ療育センターを拠点に、療育機能の充実を図ります。

【福祉課】

④ 施設の整備

- ・広域的な調整を図りながら、民間による生活介護や就労支援、グループホームなどの障がい者施設整備の働きかけを行います。

【福祉課】

(2) 地域福祉の推進

《 現状と課題 》

近年では、東日本大震災等を契機に市民同士がお互い支え合い、助け合うために地域コミュニティの一層の活性化が求められています。

本市では、「第3次市地域福祉推進計画」に基づき、「幅広い視点に立って、いろいろな立場の人たちと力を合わせ、住民みんなで学習し、工夫し、それぞれができることから取り組んでいく」「必要に応じて、日常生活をサポートするためのしくみを生み出す」「活動が、地域社会の活性化につながる工夫をする」という視点に立ち、様々な取組を進めています。

今後も、少子高齢化や激しい社会変化に伴い、多様化する市民の生活課題に柔軟に対応していくために、協働による地域福祉のまちづくりを推進し、生活課題を発見・解決する仕組みや、支援を必要とする人が適切な福祉サービスを受けられる仕組みづくりが必要となっています。

《 具体的施策の方針 》

市民一人一人の福祉に対する意識を高めるとともに、地域活動、福祉活動への市民の主体的な参加の促進や連携強化に努めます。そのために、市民参加による活動を推進し、市民と行政が役割分担しながら、協働による地域福祉のまちづくりを継続・発展させていきます。また、ユニバーサルデザインの視点から、全ての市民が利用しやすいまちづくりを進めていきます。

《 具体的施策の展開 》

① 地域福祉のまちづくりの推進

- ・高齢者や障がいのある人との交流やボランティア活動などの地域福祉のまちづくりを通じて、ソーシャルインクルージョン、ノーマライゼーション理念の普及に努めます。
- ・山県市社会福祉協議会と協働して民生委員・児童委員やふくしまちづくり推進員などの活動を促進し、地域での支え合い意識の醸成に努めます。
- ・「第3次市地域福祉推進計画」に基づいた地域福祉活動を支援し、福祉風土の醸成を図ります。
- ・「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入に努めます。

【福祉課】

② 福祉教育の充実とボランティア活動の促進

- ・福祉教育の普及促進やボランティア活動への参加促進、新しい担い手の確保に努め

るとともに、ボランティア育成のための研修会や講座を開催します。

- ・ボランティアの組織化、ボランティア活動の助言・相談、調整、指導者の育成などを支援します。
- ・市民やボランティア団体、山県市民生委員・児童委員協議会、山県市社会福祉協議会、その他福祉事業者との連携を強化します。
- ・学校や福祉施設などと連携して子どもたちの福祉の学びを支援する取組など、福祉教育活動の展開を支援します。
- ・福祉まちづくりフォーラムの開催などにより、ボランティア活動についての情報提供、情報交流、活動当事者同士の交流など、地域福祉活動の啓発に努めます。

【福祉課】 【子育て支援課】 【学校教育課】

③ 当事者同士の支え合い、助け合い促進

- ・当事者同士の支え合い、助け合い活動を展開する老人クラブ、身体障がい者福祉協会、精神障がい者のデイケア、精神障がい者家族会、母子寡婦福祉会、次世代育成支援親グループワーク、遺族会などを支援するとともに、山県市社会福祉協議会と連携し、当事者活動の組織化を支援します。
- ・身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、地域活動支援センターなどのピアカウンセリング活動を支援します。
- ・遺族会等への財政的支援を行います。

【福祉課】 【子育て支援課】

④ 適切なサービスの供給、調整

- ・保健、医療、福祉、教育など、各種機関との連携を図り、情報の共有や適切なサービス提供に努めます。
- ・ケアマネジメント体制を強化し、福祉サービス利用者に対する総合的な支援体制づくりに努めます。
- ・サービス利用に結びついていない要援護者の把握や効果的な利用促進に向けた啓発を強化します。
- ・成年後見制度の利用促進を図るため、相談支援等の各種支援を行うとともに、制度の普及啓発に努めます。

【健康介護課】

(3) ひとり親家庭等の福祉の充実

《 現状と課題 》

近年、離婚件数の増加など、様々な要因により、ひとり親家庭等は増加傾向にあります。ひとり親家庭等の状況や取り巻く環境は様々ですが、子どもが心身ともに健やかに成長するためにも、親の社会生活における自立への支援を進め、ひとり親家庭等が安心して生活や子育て、社会参加などができる環境の整備に取り組む必要があります。

ひとり親家庭の親が経済的に自立し安心した生活を営むため、相談窓口や経済的自立に向けた支援制度の周知によるサービスの活用促進、就業への支援による安定した収入と継続的な就業状態の維持などが必要となっています。

本市では、ひとり親家庭等に対して、支援員による就職相談と福祉資金貸付などの福祉制度の相談を実施しています。また、民生委員・児童委員との連携により、自立に向けた各種相談・支援にも取り組んでいます。さらに、母子寡婦福祉会でも、レクリエーションや地域交流会を実施し、ひとり親家庭等への交流機会の提供や各種情報の提供を行っています。

今後は、ひとり親家庭等からの自立や生活に関する相談などについて、一層の周知を図るとともに、母子寡婦福祉会の新規会員や、若い世代の会員を確保することが必要となっています。

《 具体的施策の方針 》

ひとり親家庭等が抱える様々な課題を把握し、適切な支援を行うことにより、社会生活における暮らしやすい環境づくりに努めます。また、子育てや、安定した収入が得られるような就業への支援を行うことにより、世帯としての自立促進を支援します。

《 具体的施策の展開 》

① 相談・支援の充実

- ・ひとり親家庭等の交流機会や、各種情報の提供等の活動に対し、財政的支援を行います。
- ・民生委員・児童委員や自治会などと連携を図りながら、ひとり親家庭等の実態把握に努め、児童が育成される家庭の生活の安定と親の自立支援の促進に向けた適切な支援に努めます。
- ・民生委員・児童委員や母子自立支援員などによる相談・指導を充実し、ひとり親家庭等の日常生活での心配事や精神的不安の解消に努めます。

【子育て支援課】【福祉課】

② 生活の自立支援

- ・ひとり親家庭等における親の主体的な能力開発への支援として、養成講座の受講料や養成機関での修業に対する給付金を支給します。

- ・母子寡婦福祉会の活動を支援し、ひとり親家庭の相互交流などを通じて、自立を促進します。
- ・児童扶養手当や母子家庭自立支援補助金、福祉資金貸付などの制度の有効活用を促進し、経済的な負担の軽減を図ります。

【子育て支援課】

《数値目標》

母子寡婦福祉会の会員数
【H30:159人 ⇒ R5:159人】

(4) 社会保障の充実

《 現状と課題 》

人口減少や少子高齢化の進展による社会保障費の増加により、将来の財政負担の増大が見込まれており、制度内容の更なる周知や、各種制度の確実で安定した運営が必要となっています。

介護保険制度では要介護者・要支援者が増加しています。サービスの円滑な給付と適正な利用を図るとともに、更なる制度の普及啓発を進める必要があります。国民健康保険についても、長寿社会の進展と社会経済の低迷等により、加入者が大幅に増え、医療費の負担が増加しています。誰もが安心して医療が受けられるよう、健全な運営に努める必要があります。また、国民年金は高齢期の生活基盤を支える所得保障の重要な部分を担うものであり、引き続き市民の年金受給権の確保に努める必要があります。生活保護については、国においても生活保護に至る前の自立支援策の強化が進められており、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにする必要があります。

本市の国民健康保険制度は、平成 31 年 4 月 1 日現在で人口の 25%、世帯数の 37% が加入しており、後期高齢者医療制度では人口の 17% が加入しています。国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者 1 人当たり年間療養給付費は、県内でも高い支払額となっています。今後は、特定健康診査の受診率の向上を強化し、被保険者の健康意欲の高揚と病気の早期発見により重症化を予防し、医療費を抑制する必要があります。収納率は、国民健康保険で平成 29 年度現年度分が県下平均（93.54%）を上回る 95.25% で、後期高齢者保険は、平成 30 年度分県平均 99.62% を下回る 99.29% でした。滞納者対策を強化し、新規未納者への早期対策を積極的に進めます。また、国民年金においては、市の窓口を利用した関係届、各種申請等の受付件数が増えています。

《 具体的施策の方針 》

介護保険制度の正しい知識の啓発や、介護予防、要介護度の重度化予防を進めつつ、適正なサービス供給により、介護保険制度の円滑な運営を進めます。また、質の高い保健医療・福祉サービスの確保と安定した制度の確立に努めます。さらに、健康の自己管理意識の高揚と医療費の適正化を促進し、後期高齢者医療制度や国民健康保険の財政健全化を図ります。

低所得者支援については、情報提供や相談体制を充実するほか、生活指導・助言の実施により、社会的・経済的自立を促進します。

《 具体的施策の展開 》

① 介護保険制度の推進

- ・保険料について広報・啓発活動を行い、介護保険財政の健全な運営に努めます。
- ・介護保険制度やサービスについて情報提供の充実を図るとともに、関係機関との連

携により、相談や苦情への適切な対応に努めます。

【健康介護課】

② 国民健康保険制度の推進

- ・被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行います。
- ・徴収した保険税や県支出金等を財源として、適正に国民健康保険事業を運営します。
- ・国民健康保険制度についての情報提供や啓発活動により納付意識の向上を図るとともに、口座振替の促進や窓口での納付相談など、納付しやすい条件整備を進めます。

【市民環境課】

③ 後期高齢者医療制度の推進

- ・本市の75歳以上の後期高齢者全員と、前期高齢者（65～74歳）で障がいのある人を対象に、岐阜県後期高齢者医療広域連合と連携し、適切な医療の確保を図るために医療費の適正化を推進し、保険者による健康診査等を実施します。また、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行います。
- ・保険料納付の啓発活動、窓口での口座振替の促進、納付相談などを行い、保険料の納付意識の向上に努めます。

【市民環境課】

④ 国民年金制度の推進

- ・市民を対象に日本年金機構岐阜北年金事務所からの事務委託により、国民年金の加入や納付免除等の各種申請の受付と相談、指導、啓発活動等を実施します。
- ・住民異動や国民健康保険加入時に、必ず国民年金加入の説明を実施するなど、関連窓口での相談・指導等に努めます。

【市民環境課】

⑤ 低所得者福祉の推進

- ・生活困窮者の最低限度の生活を営むための生活保障を行うとともに、自立に向けて就労支援等を実施します。
- ・民生委員・児童委員や関係機関との連携を図り、援護ニーズの把握や各種制度の有効活用を進めます。
- ・生活指導や就労指導の充実を図り、生活の自立に向けた活動を支援します。

【福祉課】

《数値目標》

国民健康保険税の年間収納率（現年度分）

【H30:95.26% ⇒ R5:95.95%】

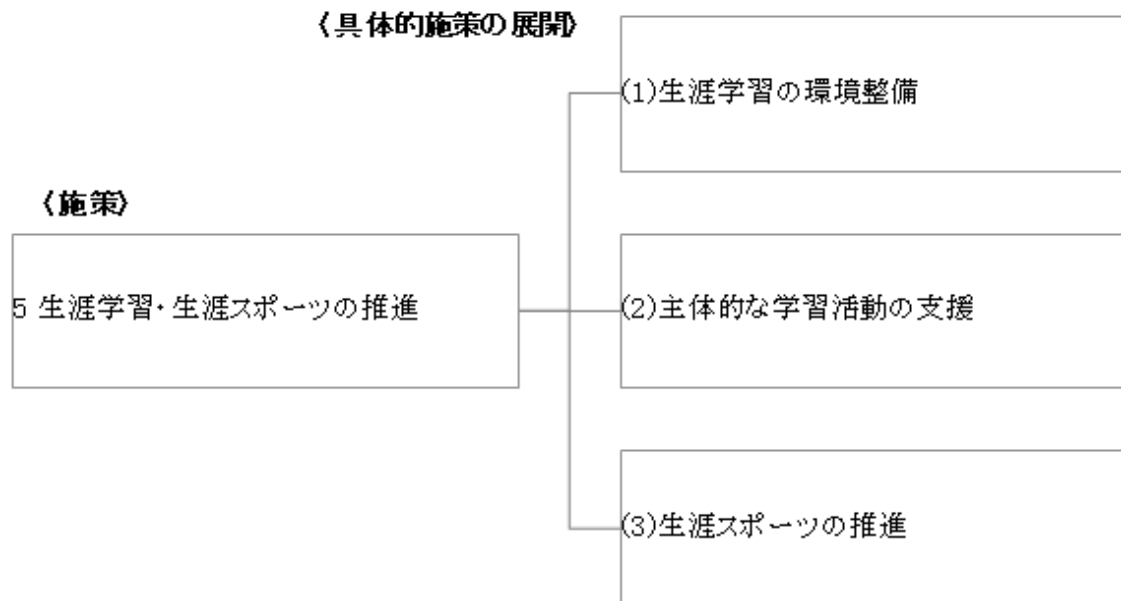
後期高齢者医療保険料の年間収納率（現年度分）

【H30:98.80% ⇒ R5:99.62%】

《具体的施策》5 生涯学習・生涯スポーツの推進

生涯学習の環境整備、学習施設の機能強化、サークル活動等への支援、学習機会の拡充、スポーツ・レクリエーション環境の充実や機会の拡充を図ります。

《具体的施策の体系》



(1) 生涯学習の環境整備

《 現状と課題 》

市民一人一人が自由に学ぶことができ、自らの成長や自己実現を図るとともに、学習活動を通じて生きがいや人とのつながりを育み、その成果を地域などに還元することは、地域の活性化にもつながります。

本市では生涯学習活動の主な拠点となる中央公民館（3 館）と地区公民館（12 館）を中心に、市民による主体的な学習活動が展開されています。生涯学習の推進に当たっては、関係機関や地域との連携を図りながら、中央公民館を中心とした生涯学習の方針や年間計画の検討などを行ってきました。地区公民館では地域に即した行事を取り入れ、市民との協働による地域づくりと地域の特色を生かした事業の展開に取り組んでいます。

しかし、過疎化や少子高齢化、市民ニーズの多様化が進む中、公民館の機能の分担・統合や講座の在り方など、効果的かつ効率的な管理・運営を図る必要があります。

《 具体的施策の方針 》

生涯学習施設の充実を図るとともに、生涯学習の指導者の育成・確保に努めます。また、市民ニーズを踏まえながら、地域との協働により生涯学習を通じたまちづくりや人づくりに努めるとともに、効果的かつ効率的な生涯学習施設の管理・運営を図ります。

《 具体的施策の展開 》

① 生涯学習指導者の育成

- ・指導者の確保を進めるとともに、知識経験などを生かし、多くの人材がボランティアとして、主体的にあらゆる行事や大会等の運営支援に参加し、活躍できる機会の拡充に努めます。

【生涯学習課】

② 学習施設の機能強化

- ・公民館の位置づけや機能の検討を進めるとともに、市民の学習ニーズに対応できる施設・設備の充実に努めます。
- ・教育機関や関係団体との連携を強化し、市民が生涯学習の成果を活用できる場や機会の拡充に努めます。

【生涯学習課】

《数値目標》

公民館利用者数（年間）

【H30:98,526人 ⇒ R5:100,000人】

(2) 主体的な学習活動の支援

《 現状と課題 》

社会状況やライフスタイルが大きく変化する中、生涯学習活動は、自己実現のみならず、地域の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成等、地域にとって大変重要なものとなっています。

本市の公民館等における生涯学習活動は、平成31年4月1日現在、21講座、206サークルがそれぞれ自主的に運営を行っています。また、「生涯学習ガイド」を発行し、講座やサークルの紹介を行っています。さらに、広報紙や市のホームページなどを活用した情報の提供に努めてきました。しかし、講座やサークルの参加者は年々高齢化しており、女性が多く男性が少ないといった状況も見られます。

今後、過疎・高齢化が進む中で、市民ニーズを重視しながら、運営の見直しや市民ニーズを踏まえた講座内容の充実を図る必要があります。

《 具体的施策の方針 》

多様な情報媒体の活用により生涯学習情報の提供を充実し、市民の生涯学習への関心や参加意欲の向上に努めます。また、地域づくりにつながる活動や生活に密着した学びの場等の特色ある講座を提供し、学習サークルなど市民の自発的な学習活動を支援します。

《 具体的施策の展開 》

① サークル活動等への支援

- ・講座・教室の修了者などを対象に、主体的なサークル活動や自主的な教室運営などを支援します。また、今後も1年間の講座修了時にサークル活動を継続支援します。

【生涯学習課】

② 学習機会の拡充

- ・市民ニーズを踏まえ、講座、教室の見直しや内容の充実に努めます。利用者からの要望に応え、毎年新しい講座を計画し、ニーズを大切にしながら、趣味趣向だけでなく生活に密着した講座、教室をコーディネートし、学習内容の充実を図ります。

【生涯学習課】

《数値目標》

公民館講座数

【R1:21講座 ⇒ R5:25講座】

サークル数

【H30:185団体 ⇒ R5:200団体】

(3) 生涯スポーツの推進

《 現状と課題 》

生涯スポーツは、市民の健康や体力の維持・増進、さらには市民の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を形成するために、重要な役割を担うものです。

近年では、高齢者の介護予防や健康づくり、障がい者の社会参加、青少年の健全育成など多様な面において、スポーツや体力づくりの重要性が高まっていることから、今後、関係団体との連携を図りながら、計画的な指導者の育成・確保に努めるとともに、誰もが気軽に実践できる運動プログラムの整備を図る必要があります。

本市では、多様化する市民ニーズに対し、より効果的・効率的に対応するため、スポーツ施設に指定管理者制度を導入しています。民間能力の活用により、住民サービスの向上と経費の節減に努めた結果、利用者数も増加しており、引き続きサービス向上と効率的な運営に努めながら、利用環境の充実を図ることが求められています。

また、本市は総合型地域スポーツクラブを展開し、市民が希望するスポーツ活動に積極的に参加できる環境を整備しているほか、各種軽スポーツ大会を積極的に開催しています。

今後も、体育協会やスポーツ少年団・スポーツクラブが中心となり、指導者の育成派遣などを通じて、生涯スポーツの推進や競技スポーツの発展に努めていくことが必要となっています。

《 具体的施策の方針 》

スポーツや体力づくりの重要性や楽しさについての周知を図り、市民への普及に努めます。また、誰もが気軽に実践できる運動プログラムの整備や、指導者の育成・確保を図り、スポーツに親しむことのできる環境づくりを進めます。

また、健康スポーツ推進の一環として、体育施設の使用料減免制度による支援を行い、健康寿命を延伸する環境づくりを行います。

《 具体的施策の展開 》

① スポーツ・レクリエーション環境の充実

- ・健康増進のため体育施設使用料の減免制度を活用した利用促進を図ります。
- ・総合運動場をはじめ、市内の体育施設の効率的な管理・運営に努め、有効活用を促進します。
- ・利用者のニーズなどを踏まえ、総合運動場等の体育施設の確保・充実を図ります。
- ・スポーツ・レクリエーションの指導者やリーダーの確保に努めます。

【生涯学習課】

② スポーツ・レクリエーション機会の拡充

- ・社会体育施設の指定管理者制度を継続し、より効率的な管理運営を行い、利用者へのサービス向上に努めます。
- ・「総合型地域スポーツクラブ補助金」によりスポーツ教室等を開催し、内容の充実を図ります。
- ・体育協会などの関係機関と連携を図りながら、幅広い年齢層が参加できるスポーツ企画の充実を図るとともにウォーキングイベント、ラジオ体操会やスポーツ吹矢教室などの開催により、健康な生活習慣についての普及・啓発活動を推進します。
- ・自然環境を生かし、レクリエーションの場や機会の確保を進めるとともに、サイクリング・ウォーキングロードの活用促進に努めます。

【生涯学習課】

《数値目標》

ラジオ体操会参加者数（年間）

【H30:1,540人 ⇒ R5:2,000人】

社会体育施設利用者数（年間）

【H30:218,729人 ⇒ R5:230,000人】

ウォーキングイベント参加者数（年間）

【H30:442人 ⇒ R5:500人】

《具体的施策》6 芸術・文化等の振興・継承

図書館利用の促進、文化施設の充実、芸術・文化活動の促進、文化遺産の保護や文化遺産の継承と活用を図ります。

《具体的施策の体系》



(1) 芸術・文化の振興

《 現状と課題 》

経済的な発展と社会的基盤の整備が急速に進められ、人々の暮らしが豊かになった反面、先人から受け継がれてきた大切な文化を次代に引き継いでいくことが難しくなりつつあります。「文化芸術振興基本法」の基本理念に基づき、将来にわたって市民が文化的な生活を送ることができるよう、多様な文化芸術に触れ、活動できる機会を提供していく必要があります。

本市では、「図書館」を中心に、「歴史民俗資料館」「美術館」「花咲きホール」「古田紹欽記念館」を含む一帯を文化ゾーンと位置づけ、多様な文化事業を推進しています。

「花咲きホール」では、乳幼児から優れた芸術文化に触れる機会を提供する「0歳からのコンサート」や市民参加のコンサートを開催するなど、市民主体の芸術文化活動を育成、支援しています。また、学校や保育所などを対象にしたアウトリーチ事業を積極的に展開しています。そのほか、「歴史民俗資料館」では、収集した資料の公開と活用、「美術館」では、市民の作品展や優れた芸術作品の展示、「古田紹欽記念館」では、日本文化や地域文化の紹介や情報発信をはじめ市民茶会を実施するなど、それぞれの施設の特長を生かしながら一体的な活用を図っています。今後も、市民一人一人の文化的資質の向上につながる多様な文化事業を積極的に展開していく必要があります。

「図書館」では、蔵書検索や貸出予約などをインターネット上で行えるようにする図書Web公開システムを整備するなど、利用者サービスの充実に努めてきました。今後も、重要な生涯学習拠点の一つとして、市民に愛され、役に立つ魅力ある図書館づくりを推進していく必要があります。さらに、子どもの読書活動の推進に関する法律の基、図書館を中心に学校、家庭、地域が連携した子どもの読書推進に一層努めていく必要があります。

《 具体的施策の方針 》

乳幼児から高齢者まで、誰もが文化芸術に親しむことができる機会を提供するとともに、市民の主体的な文化芸術活動を促進し、文化の香り高いまちづくりに寄与します。また、文化施設それぞれにおける機能の強化と充実を図り、施設相互の連携のもと相乗効果を生み出すとともに有効利用につなげ、市民にとって魅力ある文化活動拠点づくりに努めます。

図書館においては、図書資料の充実をはじめ、学校・地域・家庭との連携のもと、子どもの読書活動の推進に一層努め、歴史民俗資料館、美術館を併設する複合施設の利点を生かし、学習の場、憩いの場として、魅力ある施設運営を目指します。

《 具体的施策の展開 》

① 図書館利用の促進

- ・図書館ホームページや図書館情報システムの活用により、利用者の自発的な学習活動の促進に努めます。
- ・図書館を中心に、家庭、地域、学校が連携し、子どもの読書推進に努めます。
- ・魅力ある図書館を目指し、幅広い分野の図書資料の収集に努め、蔵書の充実を図るとともに、子ども支援の図書館の機能を強化していきます。
- ・読み聞かせボランティア等による絵本等の読み聞かせを推進するとともに、親子等を対象としたものづくり講座など楽しいイベントを開催し、図書館利用を促進します。

【生涯学習課】

② 文化施設の充実

- ・市民の文化芸術活動の拠点となる文化施設の機能の維持・充実に努め、市民に親しまれ、利用しやすい文化施設を運営します。

【生涯学習課】

③ 芸術・文化活動の促進

- ・花咲きホール、古田紹欽記念館において、市民の文化芸術の鑑賞機会や参加による文化創造の機会を維持します。
- ・利用促進を図るための文化情報の発信機能を強化します。
- ・歴史民俗資料館を核として、民俗資料の収集整理と公開、活用を図ります。
- ・美術館の活用を促進するため、企画展や市民作品展等を実施し、周知のための広報を推進します。

【生涯学習課】

《数値目標》

図書館貸出冊数（年間）

【H30:113,366冊 ⇒ R5:140,000冊】

古田紹欽記念館 来館者数（年間）

【H30:5,324人 ⇒ R5:6,300人】

花咲きホール稼働率

【H30:87.80% ⇒ R5:90.00%】

(2) 文化財と伝統芸能等の継承

《 現状と課題 》

本市には国・県・市指定文化財計 86 件をはじめ、古くからの伝統や文化遺産が数多く所在しています。しかし、経済的な発展と社会的基盤の整備が急速に進められ、人々の暮らしが豊かになった結果、先人が築き、親から子、そして孫へと連綿と守り、語り継がれてきた文化財や伝統芸能の大切さを見失いがちになっており、このままでは後世に継承していくことが難しくなっています。

本市では、文化財の調査や保存のための支援、体制の整備に加え、ホームページや広報紙等を活用した広報や情報提供を行い、継承・活用を促進する環境づくりに取り組んでいます。また、市重要無形民俗文化財舞台公演会を行い、歴史的・芸術的価値の高い文化財を広く周知するとともに、公演を機とした各団体の活性化にも努めてきました。平成 29 年度には市内の祭礼、行事、芸能を調査研究、記録した保存報告書「山県市の祭りと民俗芸能」を刊行しました。文化的価値の高い地域の特色のある民俗文化財を周知し、理解と関心の高揚にも努めてきました。今後も生涯学習など様々な機会を活用しながら、市民への一層の周知を図る必要があります。

地域の伝統芸能等については、担い手の不足や伝承者の高齢化などの問題を抱えており、後継者の育成に向けた環境の整備が課題となっています。

本市では、市民団体との連携により歴史・文化の調査研究を行っていますが、このような連携を一層強化し、市民を巻き込んだ文化財の保護・活用のためのネットワークづくりに努めていくことが必要となっています。

《 具体的施策の方針 》

文化財の調査・研究の推進や市民への文化財情報の積極的な提供に努めるとともに、文化財の保存と活用に取り組む文化財保護団体等への支援と連携の強化に努めます。また、地域の伝統芸能や伝統行事の継承と振興を図るため、保存団体が行う後継者育成や公開機会の充実に向けた取組を支援するとともに、郷土の美しい自然や豊かな歴史的風土の中で培われた貴重な文化財を次代に確実に引き継ぐための、文化財を活用した教育普及活動に努めます。

《 具体的施策の展開 》

① 文化遺産の保護

- ・遺跡の発掘や文化財の調査体制の充実を図り、文化遺産についての調査データ（図面、歴史資料、聞き取り調査記録、写真、映像記録等）を整備し、学術的評価を明確にするとともに、その保護に努めます。
- ・国・県・市指定有形文化財の修理・修繕の必要が生じた際には補助金を交付し、文

化財の保存と活用を図ります。

【生涯学習課】

② 文化遺産の継承と活用

- ・無形民俗文化財等の保存活動を支援し、小中学校の学習活動に取り入れるなど、生涯学習の機会を活用し、伝統行事や郷土芸能の継承に努めます。
- ・文化遺産の調査成果の公表や活用により、市民の理解や関心を高めます。
- ・市民による保護・活用のためのネットワークづくりを促進し、文化遺産をまちづくりに生かし、継承に努めます。

【生涯学習課】

《数値目標》

市重要無形民俗文化財舞台公演会来場者数（年間）

【H30:150人 ⇒ R5:230人】

歴史関係出前講座実施回数（年間）

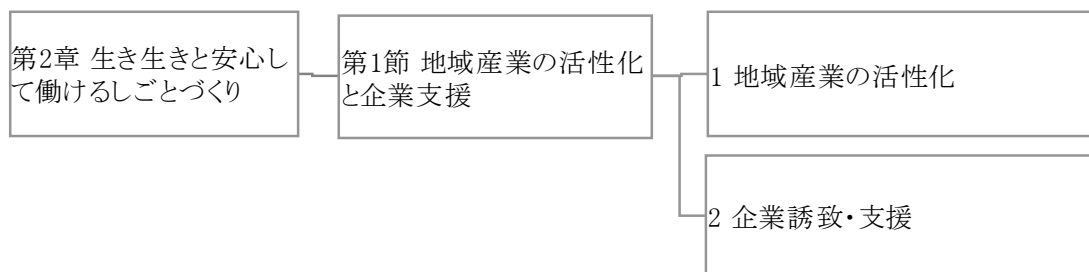
【H30:2回 ⇒ R5:6回】

第2章 生き生きと安心して働けるしごとづくり〔基本目標2〕

《 基本的方向 》

生き生きと和やかに暮らすためには、それぞれのしごとや役割、目的を果たし、認め合う必要があります。東海環状自動車道山県 IC の開通、(仮称) 山県バスターミナルの整備や地域の特性・特長を生かしながら、様々な産業や本市ならではのしごとが活性化し創出されることは、ひとが地域に貢献する意識を高め、郷土愛・シビックプライドを強くすることにもつながります。

《 施策の体系 》



《成果目標》

女性従業者数

【H28:4,961人 ⇒ R5:5,600人】

バスターミナル乗降者数 (1日当たり)

【H27 (高富バス停) : 277人 ⇒ R5 (バスターミナル) : 320人】

第1節 地域産業の活性化と企業支援

《 現状と課題 》

農業については、優良農地の保全・確保に努めていますが、農業者の高齢化と担い手不足により、耕作放棄地の増加が懸念されます。このため、大型農業機械の導入による経営の効率化や組織の強化等に対応し、農業経営の省力化を促進し、農産物や加工品の高付加価値化や6次産業化と販売拡大をしていくことが課題となっています。

林業については、厳しい林業採算の面から森林所有者の管理意欲は減退し、山離れや施業放棄が問題になっていることから、施業地の集約化や林内路網の整備による木材生産の効率化に加え、林業の経営基盤の強化や担い手の育成が求められています。

地域経済を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の進展、規制緩和、経済のグローバル化等により大きく変化しています。特に商業については、大規模店舗の立地などによる周辺環境の変化や市民の消費行動の多様化、事業継承等の影響など様々な課題を受け、事業者にとっては厳しい経営環境が続いています。

建設業においても、公共事業の縮小、人口減少による内需縮小、働き手不足等から厳しい局面が続き、本市の主要産業である製造業もほぼ全てが中小企業であることから、国内の経済動向に左右されやすい構造に変わりはありません。

東海環状自動車道山県 IC の開通により本市の企業立地環境が向上し、加えて市では企業立地促進制度により奨励金の交付や市内に本社機能を持つ企業部門の誘致等を進めています。

人口減少による労働者人口の減少により、人手不足や業種によっては雇用のミスマッチなど雇用情勢は依然厳しいものがあります。

出産後就職を希望する女性や、生涯活躍の視点や定年延長から高齢者、誰もが活躍できる社会を目指した障がい者等の雇用、長時間労働の解消やワーク・ライフ・バランスの推進など、時代に対応した雇用環境が求められています。

《 基本的な方針 》

本節の基本的な方針を「地域産業の活性化と企業支援」とし、市内で働きやすく、働き続けることができるよう女性活躍の推進、誰もが活躍できる市内企業の魅力発信をするとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や働きやすい職場づくりの環境支援、事業継承などの支援により、市内事業所数の維持、働く場所の魅力向上を支援します。また、東海環状自動車道山県 IC 開通を契機とした企業の立地環境の向上を図ります。

地域産業の実情等に応じた活性化・維持策を推進するとともに、東海環状自動車道山県 IC 開通やバスターミナル整備を契機としたビジネスチャンス、事業継承や人手不足などの諸問題、生涯活躍や女性活躍、ワーク・ライフ・バランスなど時代に合った働き

方への支援等を進めます。

《重要業績評価指標（KPI）》

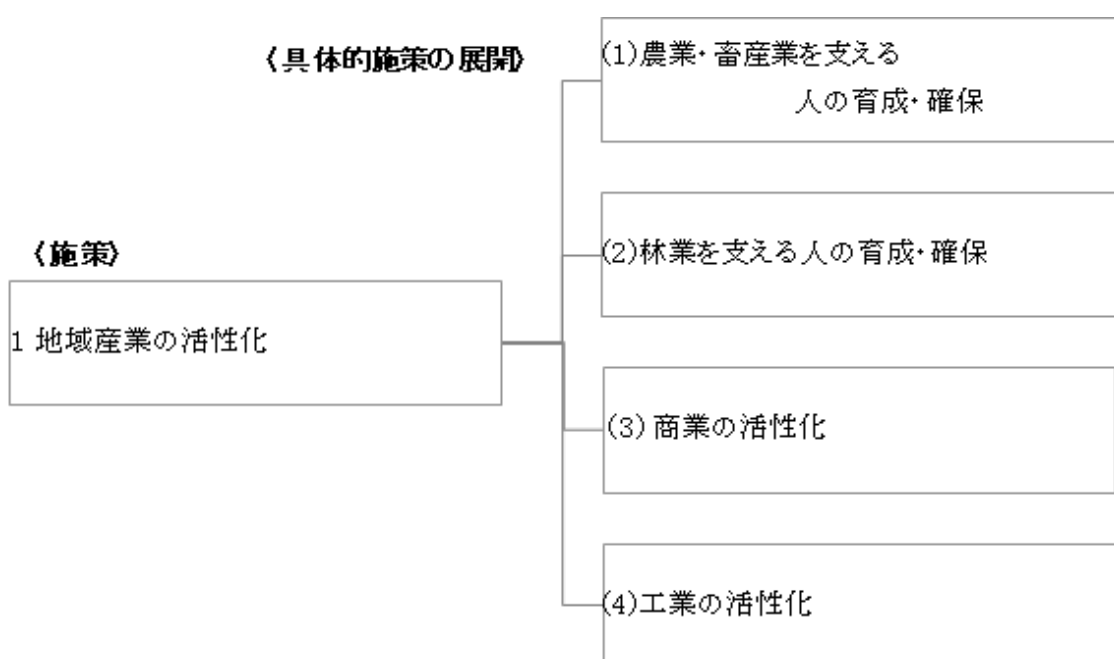
担い手による農地の利用集積率
【H30:23.90% ⇒ R5:36.00%】

《 具体的施策 》 1 地域産業の活性化

農業基盤の整備、農業経営の安定化、農産加工などの促進、産学官連携特産品開発、農業振興事業の推進、農業・畜産業の人材育成・確保を図ります。林業においては、木材産業の振興、担い手の育成を図ります。

商業では、商業活動の促進、賑わい（にぎわい）の創出、工業では、立地環境の向上、既存工業の育成を図り、山縣市商工会と連携した中小事業者の支援を推進します。

《具体的施策の体系》



(1) 農業・畜産業を支える人の育成・確保

《 現状と課題 》

本市の農業は水稻栽培が中心で、農家の多くが第2種兼業農家となっています。こうした中で、担い手農家や機械化営農組合のオペレーターの高齢化が進み、人材確保が厳しい状況となっています。また、水稻栽培は米価下落などの影響を受け厳しい状況で、自給用米として処理している農家も少なくありません。さらに今後、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加により海外からの輸入作物が増え、農家収入をますます圧迫する恐れがあります。

そこで、地域農業を将来的に担えるよう、大型農業機械の導入による経営の効率化や組織の強化、新規就農者の確保・育成が必要となるほか、安全安心なクリーン農業等農業者の高付加価値化に向けた取組を支援し、活力ある農業を推進する必要があります。

また、黒にんにくや手打ちそばなどの加工品の製造・販売は好調なことから、必要に応じて施設・設備の拡充などを検討し、自主的な農産物などの販売活動を促進することが望まれます。

農業基盤整備についてはほぼ完了していますが、今後、用水路、排水路、揚水機などの農業用施設の老朽化対策や、中山間地域等における農業基盤整備が課題となります。また、「農業振興地域整備計画」に基づき、優良農地の保全・確保に努めていますが、農業者の高齢化と担い手不足により、耕作放棄地の増加が懸念されます。そのため、各種制度を活用しながら、地域ぐるみで農地保全を促進することが必要となっています。

《 具体的施策の方針 》

農業基盤整備や農地の流動化を進め、優良農地の保全・確保に努めます。また、経営規模の拡大や担い手農家の育成を図るとともに、高能率機械の導入による農業経営の省力化を促進します。さらに、農産物や加工品などの高付加価値化及び6次産業化ⁱと販路拡大を推進します。

《 具体的施策の展開 》

① 農業基盤の整備

- ・ 中山間地域などでの農業農地基盤の整備を促進します。また、農業用揚水機、用排水施設の計画的な更新を進め、優良農地の確保に努めます。
- ・ 優良農地の保全及び農地法の適切な運用を主眼に、毎年農地パトロールを実施するなど、農地の無断転用の早期発見と是正、耕作放棄地の解消に努めます。
- ・ 畜産農家への指導を強化し、衛生管理意識の普及を促進するとともに、畜舎の消毒などについての支援を充実します。また、畜産ふん尿の活用方法や管理方法などについての研究を進めます。

【農林畜産課】

② 農業経営の安定化、農地の集約化

- ・鳥獣による農産物への被害防止対策を実施し、被害の軽減に努めます。
- ・大型農業機械やスマート農業の導入支援を行い、経営の効率化に努めます。
- ・直売所や出荷に向けた特産農産物の栽培支援、加工機材購入支援の取組を推進します。

【農林畜産課】

③ 農産加工などの促進

- ・各種イベントなどの機会を活用した PR や販売機会の拡大、インターネットを活用した流通・販売について支援します。
- ・クリーン農業などによる安全性の高い農産物生産の拡大を図ります。また、にんにくの産地化に向け、6次産業化手法を取り入れた付加価値商品の加工を推進します。
- ・大学や山縣市商工会などと連携し、農畜林産物を使用した加工品などの開発や販路拡大を支援します。また、商談会や見本市等に出展して市場の評価を受け、加工品の価値の向上に努めます。

【農林畜産課】

④ 産学官連携特産品開発

- ・岐阜協立大学、岐阜女子大学等地元大学と連携し、本市の特産品である利平栗、にんにく元気玉、桑の木豆、伊自良大実柿の生産拡大や加工品の開発、ブランディングを進めていきます。

【農林畜産課】

⑤ 農業振興事業

- ・農業振興地域の変更に関する調査、資料作成、県との協議を行います。

【農林畜産課】

⑥ 農業、畜産業の人材育成・確保

- ・農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、就農相談窓口を設置し、多様な担い手づくりのため機械補助や、農地を借りる支援などします。さらに、生産性の高いものの作付け指導等、人材育成を行います。

【農林畜産課】

《数値目標》

園芸作物、飼料作物の農地利用面積
【H30:12.5ha ⇒ R5:25ha】

にんにく生産量（年間）
【H30:21.5 t ⇒ R5:23 t】

畜産衛生苦情件数（年間）
【H30:1件 ⇒ R5:0件】

(2) 林業を支える人の育成・確保

《 現状と課題 》

本市の森林面積は 18,633ha で、総面積の 8 割以上を占めています。北部や西部は、林業生産活動の基盤となるスギやヒノキの人工林が多く、本市の民有林の人工林率は 57% を占めています。戦後に植栽された人工林は木材として利用できる林齢に達し、「植えて育てる」時代から「伐って利用する」時代を迎えています。

その中で、森林整備を進めるとともに、地元の製材所で加工された「美山の杉板」が地域ブランドとして有名で、利用促進できるよう取り組んでいます。しかし、厳しい林業採算の面から森林所有者の管理意欲は減退し、所有者の山離れ、境界不明森林の増加や担い手不足が大きな問題になっています。今後は施業地の集約化や林内路網の整備による木材生産の効率化に加え、林業の経営基盤の強化や担い手の育成が求められています。

《 具体的施策の方針 》

森林組合などの林業事業体との連携を図りながら、森林整備や木材生産の効率化を図るとともに、林業の経営基盤の強化や担い手の確保・育成に努めます。

《 具体的施策の展開 》

① 木材産業の振興

- ・森林環境譲与税を活用し、木材利用促進や普及啓発の取組を進めます。
- ・優良な地元産材の「地産地消」に努めます。

【農林畜産課】

② 担い手の育成

- ・森林環境譲与税を活用し、林業事業体などが行っている森林整備を担う後継者や労働者の確保・定着に向けた取組を支援します。
- ・林業事業体などの事業量の増大と経営基盤の強化を支援し、組織・機能の活性化を促進します。
- ・市民や将来の担い手となる子どもたちに、森林に対して興味や親しみを持ってもらうため木材加工体験などを行います。

【農林畜産課】

《数値目標》

木材生産量（年間）

【H30:10,631m³ ⇒ R5:11,700m³】

(3) 商業の活性化

《 現状と課題 》

地域経済を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、規制緩和、経済のグローバル化等により大きく変化し、特に商業については、大規模店舗の立地などの周辺環境の変化や消費行動の多様化などの影響を受け、事業者にとっては厳しい経営環境が続いています。

本市では、以前は、高富天王通、谷合地区、岩佐地区の商店街が地域生活を支えていました。しかし、近年は、駐車場を完備した大規模店舗や市外へ購買客が流れ、公共交通機関と連結していない商店街は廃業に追い込まれるなど、厳しい状況におかれています。

また、北部地域では人口減少、高齢化等により商店経営が成り立たず、山縣市シルバー人材センターや事業者などによる移動販売車での販売が主となっています。交通条件のよい南部地域でも、個人経営の商店営業は厳しい状況にあります。

こうした結果、買物弱者と呼ばれる高齢者等の日常の買物がますます困難となっていくことから、農商工が連携しながら、商業活動を促進することが求められています。

《 具体的施策の方針 》

山縣市商工会と連携し、事業者の経営の発達を支援するとともに、小口融資制度など公的融資制度の活用により商業の活性化と経営の安定を図ります。「市中小企業・小規模企業振興基本条例」の理念に基づき、販路の開拓や拡大、新商品・新サービスの開発、経営の効率化及び事業承継等を積極的に支援します。

《 具体的施策の展開 》

① 商業活動の促進

- ・山縣市商工会が行う市内事業者の経営の発達、販路拡大、事業承継などを支援するとともに、県や金融機関など多様な支援機関との連携を強化します。

【まちづくり・企業支援課】

② 中小事業者の支援

- ・山縣市商工会と連携して、市小口融資制度など公的融資制度や国、県の助成制度を活用し、事業者の経営発達及び経営の安定を図ります。
- ・山縣市商工会と連携して円滑な事業承継を推進し、地域住民に必要な商店等の存続を図ります。
- ・（仮称）市中小企業等活性化補助金制度を創設し、市内事業者の持続的な経営の発達及び創業者の増大を図ります。

【まちづくり・企業支援課】

③ 創業の促進

- ・創業に関する相談窓口のワンストップ化を図るとともに、山縣市商工会が行う創業塾を支援し、創業の促進を図ります。

【まちづくり・企業支援課】

④ 賑わい（にぎわい）の創出

- ・（仮称）山県バスターミナル周辺に商業系事業所の立地を促進し、賑わい（にぎわい）の創出と都市機能の充実を図ります。

【まちづくり・企業支援課】

⑤ 新商品の開発促進

- ・山縣市商工会や山縣市観光協会などと連携し新たな土産物や新サービスの開発を促進するとともに、市内外へのPRを支援し商業活動の活性化を図ります。

【まちづくり・企業支援課】

《数値目標》

山縣市商工会の会員数

【H30:748会員 ⇒ R5:800会員】

(4) 工業の活性化

《 現状と課題 》

本市の工業は、水栓バルブ部品、衣料品、食料品及びプラスチック製品などの製造業が比較的盛んで産業大分類別就業者数を見ると、製造業の割合が約 38%を占め、事業所数においても第 2 次産業の占める割合は 44%を超えており、県平均の 32%を大きく上回っています。また、製造出荷額の割合は、プラスチック製品が 21.3%と最も高く、次いで金属製品 14.3%、食料品 12.1%、一般機械 11.5%、木材・家具等が 10.2%と上位を占めています。

しかし、これらの製造業の多くが従業者数 20 人以下の小規模な下請企業であり、経済動向の影響を受けやすい経営体質のため、更なる経営の近代化と経営基盤の強化が必要となっています。また、近年は人手不足の状況が続いており、労働生産性の向上が必要不可欠な課題となっています。

一方で、東海環状自動車道の山県 IC の開通と、近い将来の西回りルートの特設開通は、運搬コストの縮減や異業種交流による事業拡大のチャンスでもあり、必要な設備投資等を促進する必要があります。

《 具体的施策の方針 》

市内企業が市内で工場等の増設又は移転等が必要な場合には、用地の確保等を支援し円滑な事業拡大を図ります。山県市商工会と連携して、国や県の有利な助成制度及び公的融資制度の周知に努め、設備投資による労働生産性の向上を図ります。また、本市独自の補助制度と労働関係機関との連携による人材の定着・確保対策を図ります。

《 具体的施策の展開 》

① 立地環境の促進

- ・市内企業の工場等の増設又は移転等が必要な場合には、市企業立地用地活用台帳登録制度の活用などで必要な用地の確保を支援し、事業の円滑な拡大と既存企業の市外への移転を抑制します。
- ・「市企業立地促進条例」に基づく工場等設置奨励金及び雇用促進奨励金制度により、工場等の立地促進を図り、地域経済の発展と就業機会の増大を促進します。

【まちづくり・企業支援課】

② 既存工業の育成

- ・山県市商工会と連携して、ものづくり・商業・サービス経営力向上補助金に代表される有利な国や県の助成制度や小口融資制度等の周知を行い、市内企業の経営の発達を支援します。
- ・（仮称）山県市中小企業等活性化補助金制度を創設して、市内企業等の生産性の向

上、経営の効率化、販路開拓及び人材の確保等を支援します。

- ・山県元気企業ナビを活用し、市内外の企業間連携や異業種交流を促進し、事業と販路の拡大を支援します。
- ・「市地域経済牽引事業計画」に基づいて、地場産業である水栓バルブ産業の発展を支援します。
- ・ハローワーク岐阜と連携して、市内企業の求人情報を就業希望者に周知する取組を進めます。

【まちづくり・企業支援課】

③ 中小事業者の支援

- ・市内中小企業の持続的な経営と事業の発展のため、山県市商工会と連携し、創業者を支援する「(仮称)市中小企業等活性化補助金制度」を創設し、自ら課題に取り組む中小企業を資金面で積極的に支援します。山県市商工会は中小企業に対し、経営発達支援を伴走型で行います。

【まちづくり・企業支援課】

《数値目標》

製造品出荷額（年間）

【H29:688億円 ⇒ R5:716億円】

《 具体的施策 》 2 企業誘致・支援

誘致基盤の強化、誘致活動の促進、地域活性化補助金による中小企業振興を図ります。

雇用の確保と労働環境の向上を支えるとともに、女性活躍やワーク・ライフ・バランスを目的とした、市さくらカンパニー認定制度の運用を図ります。

《具体的施策の体系》



《重要業績評価指標（KPI）》

新規創業者数（中小企業等活性化）

【H30：－ ⇒ R2～R5：9社（累計）】

市さくらカンパニーの認定企業数（累計）

【R1：10社（年間） ⇒ R2～R5：20社（累計）】

(1) 企業誘致の推進

《 現状と課題 》

本市は面積の 80%以上を山林が占め平地が少なく、また、市の南部は地盤が軟弱な地域が多く工場等に適した、まとまった用地の確保は困難な状況です。しかし、山県 IC 開通の影響もあり企業等から立地用地を求める相談が増加する傾向にあります。

近い将来、東海環状自動車道が全線開通する見込みであり、今後も企業立地条件の一つである高速交通ネットワークへのアクセスがより向上することから、この好機を逃すことなく企業の誘致及び既存企業の工場等の増設を促進し、地域経済の発展と就業機会の増大及び安定を図る必要があります。

また、企業等の農業参入による土地利用を推進し、増加する耕作放棄地の抑制や農地の集約化を図ることが必要となっています。

《 具体的施策の方針 》

市内の工場等の立地に適したエリアを抽出し、土地所有者と立地を希望する企業のマッチング支援による企業立地の促進を図ります。また、県と連携して市内の立地候補地について市のホームページ等を活用し、企業向けに情報発信を行います。

また、土地所有者等に働きかけ、新たな企業立地候補地を創出して、多様な企業ニーズにも対応できる紹介用地の拡大に努めます。

企業立地を促進するエリアにおいては、計画的なインフラ整備に努めます。

また、将来の移住・定住を見据えワーケーションや ICT を活用したサテライトオフィスによる多様な働き方の推進を視野に入れます。

《 具体的施策の展開 》

① 誘致基盤の強化

- ・地権者等に働きかけ企業立地用地台帳への登録を促進し、立地を希望する企業等への情報提供に努めます。
- ・企業立地を促進するため、立地周辺の道路や上下水道などの計画的なインフラ整備を進めます。

【まちづくり・企業支援課】

② 誘致活動の推進

- ・県と連携して企業立地促進に関する有利な助成制度等の情報提供に努めます。
- ・企業ニーズと情報を的確に把握し、これに適した用地の紹介を進めるとともに、立地に障害となる課題解決について関係機関と連携して取り組みます。

【まちづくり・企業支援課】

③ 既存企業の支援

- ・県及び市の地域経済牽引事業計画に基づき、国や県の有利な支援制度を活用して設備投資を促進し、既存企業等の発展を支援します。
- ・市内の企業が工場等の移転や増設に必要な土地取得等の相談には、市の持つ遊休地情報などを活用して地権者とのマッチング支援を行います。

【まちづくり・企業支援課】

- ・ワーケーションや ICT を活用したサテライトオフィスによる多様な働き方の推進を視野に入れた施策を検討します。

【まちづくり・企業支援課】【企画財政課】

(2) 雇用・労働対策の強化

《 現状と課題 》

市内の全従業者数は、平成28年の経済センサスによると10,114人で製造業が約38%、卸・小売業が約17%、医療・福祉が約13%、続いて建設業が約9%の割合となっています。また、従業者数の5,153人が男性で4,961人が女性となっています。一方で、岐阜地域の有効求人倍率は、平成24年度には1.03倍でしたが、平成29年度からは2倍以上で推移しており、特に建設業や医療・福祉事業は深刻な人手不足が続いている状況です。

こうした中で、経営者側には更なる労働生産性の向上や経営の効率化を追求することが必要となり、また、生産年齢人口の減少に対応するため、女性、高齢者、障がいを持つ人など多様な人材の活躍が一層求められます。このほか、今後は業種により外国人労働者の増加も予測され、地域社会での受入れ態勢を整えていくことも考慮しなければなりません。

国は働き方改革を労働施策の重要な項目の一つとしており、特にワーク・ライフ・バランスの推進は、多様な人材の活躍と人材の定着に効果が見込まれることから、市内の企業等にも広く啓発していくことが必要となっています。

《 具体的施策の方針 》

安定した雇用を創出するためには、中小企業等の持続的発展が不可欠であり、補助金制度等を活用して産業の活性化を図るとともに、企業立地の促進に努めます。また、国や県の関係機関と連携して求人情報の提供に努めます。

将来の移住・定住を見据え ICT を活用したテレワークによる多様な働き方の推進を視野に入れます。

経営者等にワーク・ライフ・バランスの推進を啓発し、誰もが健康で働きがいを感じることができる職場環境の改善を促進し、人材の定着を図ります。

《 具体的施策の展開 》

① 雇用の確保

- ・雇用機会の増大と安定を図るため、企業立地の促進を図ります。また、(仮称)市中小企業等活性化補助金を創設し、市内企業の持続的発展及び創業を支援します。
- ・ハローワーク岐阜と連携し、休日開庁日等を活用して市民向けの就職相談窓口を設置するなど求人情報の提供に努めます。

【まちづくり・企業支援課】

② 労働環境の向上

- ・市や山県市商工会の広報紙・ホームページなどを利用して、働き方改革、男女雇用

機会均等法、労働災害の防止対策及び勤労者健康増進策などの周知・啓発に努めます。

- ・元気で快適な就業を実現するため、企業等が取り組む職場や従業員の休憩施設などの設備改善を支援し、労働環境の改善による多様な人材の活躍と定着を推進します。

【まちづくり・企業支援課】

③ 市さくらカンパニー認定制度の推進

- ・市内事業所のワーク・ライフ・バランスの推進や女性が活躍できる労働環境を整備している企業・事業所を認定するとともに、その取組内容を広く紹介することで、性別に関わりなく、男女一人一人が仕事と生活の調和を図りながら、それぞれの個性と能力を発揮できる地域づくりを進めます。

【企画財政課】

《数値目標》

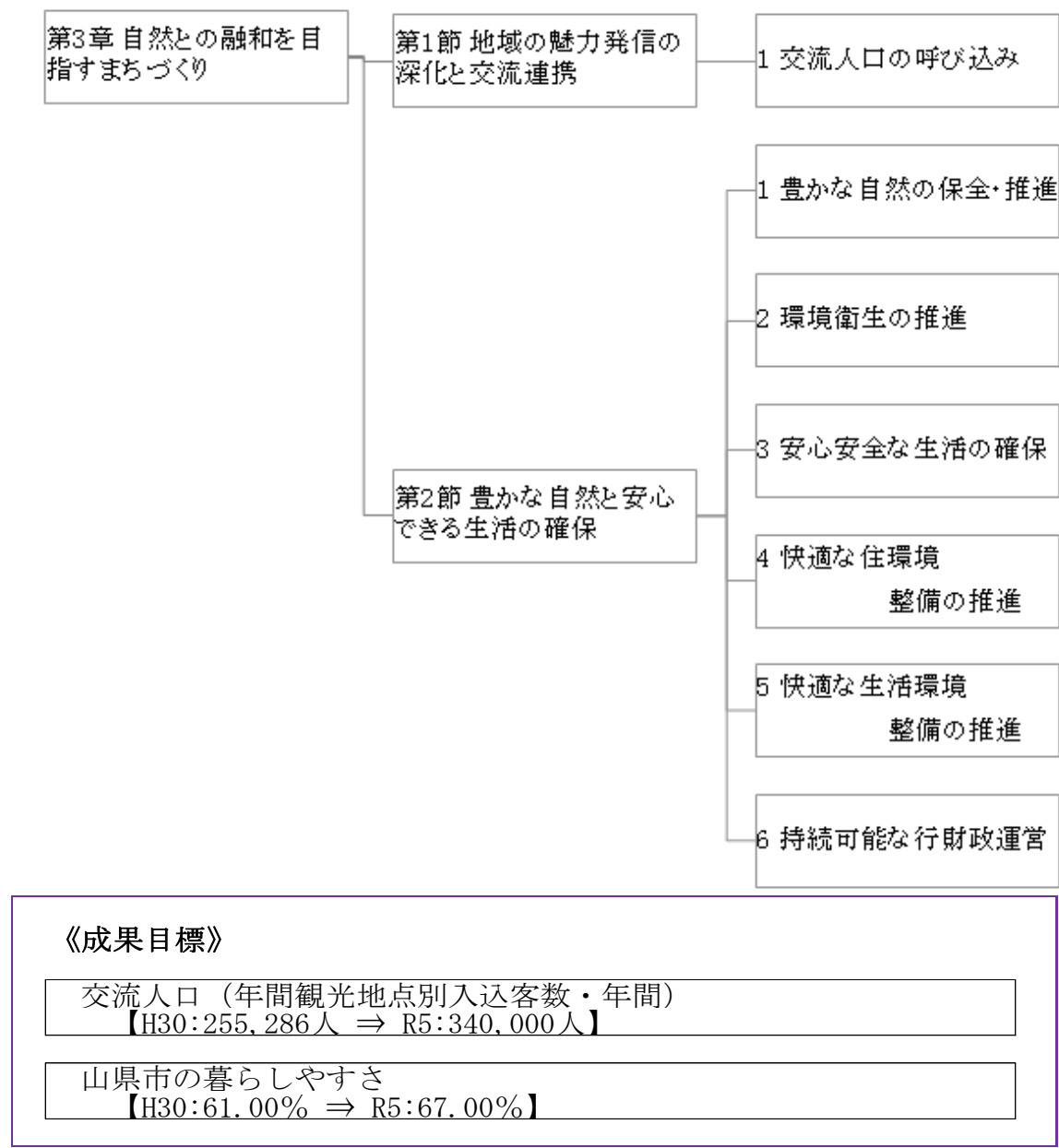
労働環境向上のための広報紙、ホームページ等による周知回数（年間）
【H30:2回 ⇒ R5:5回】

第3章 自然との融和を目指すまちづくり〔基本目標3〕

《 基本的方向 》

本市は、豊かな自然に恵まれている一方で、東海環状自動車道山県 IC の開通、(仮称) 山県バスターミナルの整備や県都岐阜市と隣接する都市機能を有したまちです。ひとが生き生きと暮らし、しごとが豊かにあふれることで、まちにひとが集まり、更なる魅力や活力を創出することにつながります。

《 施策の体系 》



第1節 地域の魅力発信の深化と交流連携

《 現状と課題 》

本市の転入転出状況を見ると、職業上、結婚等を理由とした若年層の転出が多いことが分かります。これは、個人が居住地、勤務先を決める際に、本市の魅力や長所への認知度の低さにより選ばれないということもいえます。

転出を抑制し、また、本市に生まれ育ってよかったといえるよう、本市の地域資源・観光資源を磨き上げ、シビックプライドを醸成し、市民・事業者・行政や来訪者が一体となってその魅力を発信し認知度を高めていく必要があります。

また、東海環状自動車道山県 IC の開通を契機とした広域的な観光・交流や、農産物直売所や農業者の協力を得ながら、滞在型の体験観光・交流などについても取り組む必要があります。また、本市ならではの魅力的な特産品の開発を進め、地域経済へ還元していくことも必要となっています。

市民がまちづくりへの参画意識の醸成に努めることは、その地域社会や行政に関心を示し、市民自らが積極的に参画することにつながります。

さらに、協働型のまちづくりを推進するための施策を研究し、市民のまちづくりへの参加機会拡充に努めます。

また、市民主体の国際交流を推進し、多様な人々が互いの文化や考え方を尊重するとともに、安心して快適に暮らすことができる多文化共生社会の実現を目指していきます。

《 基本的方向 》

本節の基本的な方針を「地域の魅力発信の深化と交流連携」とし、地域資源を生かした有機的な観光振興や、地域で活躍する人にスポットを当てた魅力発信ウェブサイト「YAMAGATA BASE」の運営や、シティプロモーションにより、交流人口や関係人口を増やすとともに、市民自身の本市への愛着度・シビックプライドを高めていきます。まちづくりや行政への協働の促進や多様性を認め合い交流します。

《重要業績評価指標（KPI）》

山県市への愛着感

【H30:69.00% ⇒ R5:76.00%】

広報・広聴の満足度

【H30:20.30% ⇒ R5:25.00%】

協働のまちづくり活動補助金採択件数（年間）

【H30:8件 ⇒ R5:16件】

《 具体的施策 》 1 交流人口の呼び込み

観光、交流機会の拡充・受入体制の強化、土産品・サービス・特産品開発・販売の推進、観光・交流資源の整備、活用、地域資源のネットワーク化の推進を図り、移住・定住を視野に入れた農泊・民泊を含めた市内滞在時間の増長、円原川の伏流水周辺においての環境維持や香り会館などの観光施設の整備を進めていきます。

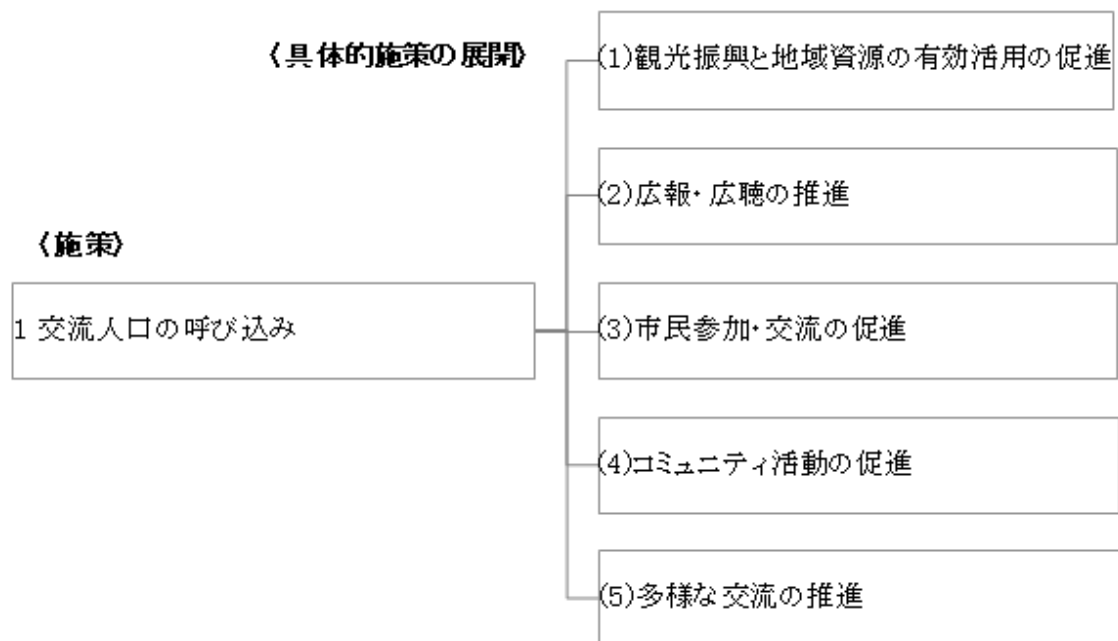
時代に合った広報活動や広聴活動の充実、シティプロモーションの深化による誘客促進を進めます。

協働のまちづくりでは、協働型まちづくり体制の確立、市まちづくり基本条例ワーキンググループの設立、コミュニティ活動の促進を図ります。

多様化する社会には、国際理解の推進や国内外との交流の推進、受入体制の整備と多文化共生社会の実現が不可欠となっています。

これら観光、広報、シティプロモーションなどを通じ、シビックプライドの醸成を図ります。

《具体的施策の体系》



(1) 観光振興と地域資源の有効活用の促進

《 現状と課題 》

市内は豊かな自然環境に恵まれ、こうした地域資源を活用してグリーンプラザみやまキャンプ場、四国山香りの森公園及び伊自良湖が主な観光・交流拠点として整備されています。また、てんこもり、ふれあいバザール及びラブレイクの農産物直売所は市内外から訪れる人も多く、本市の特産品や観光、歴史、文化等の情報発信機能を有しています。

本市の観光拠点の入込客数は近年やや減少傾向にあり、これは全国的な傾向として観光客のニーズが多様化し、少人数で体験型の観光を好む傾向が増加していることも要因の一つと考えられます。このため、既存観光・交流拠点施設のみならず、周辺の地域資源を活用した様々な観光メニューを充実させ、これを有効に発信して観光客側の選択肢を増やすことが重要です。また、「明智光秀ゆかりの地」として事業展開を行ったノウハウを生かして、大桑城跡に象徴される歴史観光にも目を向けるとともに、民間事業者との連携による観光産業の創出及び育成を図ることが必要です。また、近い将来には、東海環状自動車道が全線開通する見通しのため、観光等の PR 方法について、重点的に地域やターゲットを絞り込み、情報発信を効果的に行うことが重要となります。

《 具体的施策の方針 》

グリーンプラザみやまキャンプ場等の観光・交流拠点施設については、良好な管理と民間ノウハウを活用したサービスの向上を図ります。また、拠点施設を核として周辺の自然、文化、歴史などの地域資源を発掘し、様々なニーズに対応できるよう山県市観光協会等と連携して情報発信に努めます。また、飲食、物販及びレクリエーション施設等を営む民間事業者等と連携して観光産業の拡大を図るとともに、名古屋市や岐阜市など比較的近い都市部での PR を積極的に行います。

《 具体的施策の展開 》

① 観光拠点施設の整備

- ・本市の観光・交流拠点施設については、良好な維持管理に努めるとともに、民間のノウハウを生かした新しいサービスの創出によるリピーターの増加を図ります。

【まちづくり・企業支援課】

② 地域資源の活用

- ・グリーンプラザみやまキャンプ場を核として、円原川の伏流水、三名山、溪流釣りなどの自然資源を生かした観光メニューの開発に努めます。
- ・四国山香りの森公園を核として、大桑城跡、十五社神社、南泉寺など歴史資源を生かした観光メニューの開発に努めます。

- ・伊自良湖を核として、わかさぎ釣り、柿渋染、連柿づくりなどの体験型観光メニューの開発に努めます。

【まちづくり・企業支援課】

③ 情報発信

- ・市と山県市観光協会のホームページのリニューアルに合わせて、若者、女性、家族連れや歴史マニアなど各ターゲットに合った情報を充実し、分かりやすい情報発信に努めます。
- ・山県市観光協会と連携して SNS を活用したフォトコンテストを実施し、情報発信の多様化を図ります。
- ・名山めぐりイメージキャラクター山県さくらや山県市観光親善大使ナッチョルクんの活躍により若い世代や子ども連れに山県市の PR を行うとともに、更なる山県市の認知度向上のため新たな観光アンバサダーの委嘱を検討します。
- ・県や県観光連盟及び近隣市町が行うイベント等に参加して、市と市の観光産業を PR します。
- ・観光パンフレットをリニューアルし、時代に即した内容に進化させることや、多言語による観光マップの作成を検討します。

【まちづくり・企業支援課】

④ 観光産業との連携

- ・観光客向けの土産物や新メニューの開発など、山県市商工会等と連携して事業を展開し、観光を産業振興につなげるよう努めます。
- ・民間が行う観光やなや、バーベキュー場などと連携して、自然豊かな本市を PR することにより観光誘客の増大を図ります。
- ・本市が整備するバスターミナルに、情報発信機能や地域の特産品及び農産物等の販売を行うことで新たな観光拠点とすることを検討します。

【まちづくり・企業支援課】

⑤ 地域資源のネットワーク化の推進

- ・民間事業者と連携、観光資源同士の周遊化などを促進し、県観光連盟と連携し、テーマに応じた情報発信に努めます。
- ・来訪者の市内滞在時間延長を図るため、コースを例示するなど周遊化を促進します。

【まちづくり・企業支援課】

《数値目標》

岐阜・やまがた逸品認定制度による山県産品の認定数
【H30:26品目 ⇒ R5:46品目】

(2) 広報・広聴の推進

《 現状と課題 》

地方分権社会においては、まちづくりの主役である市民が「自ら考え自ら行動する」ことが重要であることから、政策形成過程における積極的な情報公開や意見の収集機会を拡大し、市民・地域と行政との協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

広聴活動では、パブリックコメントの実施や計画策定段階における市民参加、各自治会の意見・要望などの把握に努めているほか、市民座談会や出前講座などを活用し、市民のニーズの把握に努めています。今後も、まちづくりの課題やテーマに応じて、市民が意見交換できる機会の拡充とともに、「市情報公開条例」や「市個人情報保護条例」に基づき、プライバシー保護に配慮した行政の透明性の確保に努めていきます。

また、近年、パソコンやスマートフォンの普及により、動画やSNS、アプリなどを活用した新しい広報活動が注目されるようになっていきます。多様化する市の魅力発信媒体の活用方法が問われています。

《 具体的施策の方針 》

市民が必要とする市政に関する情報を、様々な媒体を通じて分かりやすく提供するほか、内容の充実を図ることで市政への関心を高めます。引き続き個人情報の保護に配慮しながら、受け手に応じた積極的な情報公開や意見収集に努めます。

《 具体的施策の展開 》

① 広報活動の充実

- ・ 広報紙、広報番組、ホームページ、SNS 等の多様なメディアを使い分け、市民が必要とする市政に関する情報を分かりやすく提供します。

【企画財政課】

② 広聴活動の充実

- ・ 各種委員会や審議会、説明会、パブリックコメント等の機会を活用し、政策などについての広聴活動を推進し、市民の要望や提言の把握に努めます。
- ・ ホームページを閲覧した市民が、ホームページ上で意見や質問を送信できるように努めます。

【総務課】

③ シティプロモーション事業

- ・ 本市における定住の魅力をコンテンツとしてまとめ、学生を含めた名古屋圏域の在住・在勤者を対象に、魅力発信ウェブサイト「YAMAGATA BASE」ラジオ出演、フリーペーパーへの掲載、テレビ・ラジオでのスポット広告、ポスター広告、SNS による情報発信、ノベルティグッズの配布などを通じて、本市の魅力情報として広く PR

します。また、県内に限らず名古屋圏域のマスメディアへも積極的に情報発信し、プロモーションを拡大していきます。

【企画財政課】

《数値目標》

市ホームページ訪問回数（セッションユーザー）
【H30:28,228回/月 ⇒ R5:31,000回/月】

(3) 市民参加・交流の促進

《 現状と課題 》

地方自治体の財政状況は厳しさが増す一方、地方分権が更に進展し、市民ニーズも多様化する中、まちづくりへの参加の必要性が高まっており、市民と行政が共に役割を担い合う、協働型のまちづくりが期待されています。

本市においても、各種審議会や委員会等での市民公募等に取り組んでいますが、更に市民が地域に愛着と誇りを持って、自発的に参加することができる機会の提供や、市民主体のまちづくり活動の支援を充実する必要があります。

また、各種団体や自治会、大学、企業等、様々な主体と協働・連携する活動においても、市民の参画を促進し、知的・人的・物的資源の地域への還元を図る必要があります。

《 具体的施策の方針 》

市民のまちづくりへの参画意識醸成に努めるとともに、協働型のまちづくりを推進するための施策を策定し、参加機会の拡充に努めます。

《 具体的施策の展開 》

① 協働型まちづくり体制の確立

- ・各種審議会や委員会等での市民公募を促進し、市民の意見・提言を反映する機会を確保します。
- ・アンケート調査やインターネットを活用し、市民からまちづくりの課題や提言を公募し、市民活動を支援する仕組みの構築に反映します。
- ・地域での特色あるまちづくり活動への支援を充実するほか、市民や民間、行政が協働でまちづくりに取り組むことができる手法の研究に努めます。
- ・NPO 法人などが進める高齢者の生きがいづくり、地域資源の開発など、まちづくり活動の支援に努めます。

【総務課】 【企画財政課】 【福祉課】

② 市まちづくり基本条例ワーキンググループ

- ・幅広い「市まちづくり基本条例」の理念の実現のため、官民協働のワーキンググループ等による協働のまちづくりを推進します。

【企画財政課】

③ SDGs の取り組み

- ・SDGs は、今後、本市の政策決定において向かうべき方向性として取り入れ、また、国際的にもこれからの大きな潮流となることから、まずはその内容等の啓発を図ります。

【企画財政課】

(4) コミュニティ活動の促進

《 現状と課題 》

核家族化や少子高齢化が進む中で、コミュニティ活動は市民の暮らしを支える重要な役割を担っており、地域福祉、生活安全、防災などの様々な分野で効果が期待されています。特に今後、増加が予想されるシニア層を中心に、より多くの市民がコミュニティ活動に参加し、市民主体のまちづくりがより一層進むよう、各種団体への情報提供や支援の充実、市民活動拠点施設の整備などが必要となります。

本市では、現在、コミュニティ活動は自治会組織を中心に行われており、その連合組織である自治会連合会は各コミュニティと行政とのパイプ役として重要な役割を果たしています。自治会連合会と行政は様々な機会を活用して相互交流を図っていますが、今後も引き続き相互交流活動を促進する必要があります。

また、自治会においては、加入促進や活動への参加の呼び掛けを行っていますが、自治会への加入や活動に参画する人は減少傾向にあります。増加は難しい状況にありますが、引き続き地域の自主性に配慮しながら、安心して生き生きと暮らせる地域づくりに向けて、コミュニティ活動を促進することが必要となっています。

《 具体的施策の方針 》

コミュニティ活動の拠点となる自治会集会施設の整備に対して支援を進めます。また、自治会活動を促進するとともに、市民ニーズに対応したテーマ別活動を推進するなど、地域に密着した様々なコミュニティ活動を支援し、地域力の向上に努めます。

《 具体的施策の展開 》

① コミュニティ活動の施設整備

- ・コミュニティ施設の整備を支援すると同時に、バリアフリー化などの促進に努めます。
- ・宝くじの社会貢献広報事業を活用して、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備等に助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ります。
- ・コミュニティ助成事業について、他自治会での活用事例を紹介します。

【総務課】 【企画財政課】

② コミュニティ活動の促進

- ・自治会事業への支援を通じて、自治会の自主的な活動を促進し、地域住民による主体的なまちづくりの機運の醸成を図ります。
- ・福祉や学習、スポーツ、環境美化や市外との交流など、様々な分野やテーマにおけるコミュニティ活動を支援します。

【総務課】 【企画財政課】 【関係各課】

《数値目標》

コミュニティ助成事業採択件数
【H30:2件（年間）⇒ R5:5件（累計）】

(5) 多様な交流の推進

《 現状と課題 》

国際化がますます進み、人・物・情報の行き来が地球的規模で拡大する中、諸外国との交流や相互理解の推進が重要となっています。地域における交流では、異文化・諸外国との相互理解を一層推進するとともに、地域の特性を明確にし、魅力ある地域づくりにつなげていくことも必要となっています。

本市では、語学や異文化を学ぶ機会を提供し、国際感覚を備えた人材を育成するため、小中学校において外国語指導助手（ALT）による語学教育を推進していますが、国際交流に対する意識の一層の向上に努める必要があります。

また、国外から日本への旅行者が増加傾向にあり、国を挙げて外国人観光客の受入体制の整備が進められています。現在、市のパンフレットなどは外国語表記がなく、外国人への対応が課題となっていることから、施策が必要です。

《 具体的施策の方針 》

学校、観光地、職場や地域で国際化を肌で感じる時代に、互いの個性や文化、生活環境など多様性を認め合うためにも、外国語指導助手等の配置や山縣市ホストファミリーの会への支援、外国からの派遣団等の受入れを行います。

《 具体的施策の展開 》

① 国際理解の推進

- ・市内在住の外国人やその他関係団体などの協力を得ながら、学校教育や生涯学習において異文化についての学習機会を拡充します。
- ・市内小中学校に外国語指導助手と学習支援員（英語活動支援員）を配置します。

【生涯学習課】 【学校教育課】

② 国内外との交流の推進

- ・山縣市ホストファミリーの会の活動を支援し、市民による国際交流の活性化を図ります。
- ・市外で行われる物産展等にてPRを兼ねた特産品の販売等を行って交流に努めます。

【生涯学習課】 【まちづくり・企業支援課】

③ 受入体制の整備と多文化共生社会の実現

- ・山縣市ホストファミリーの会を中心に、外国からの派遣団の受入れを進めます。
- ・外国人の受入れや国際化に対応した市の業務の在り方について方策を庁内で検討していきます。

【生涯学習課】 【関係各課】

第2節 豊かな自然と安心できる生活の確保

《 現状と課題 》

人口減少社会を迎えた中でも、本市の豊かな自然の保全や安心で快適な生活を守ることとは市民、事業者、行政等が引き続き協力連携して取り組むべき重要課題となっています。また、生産年齢人口の減少を受けて、納税義務者でもある労働力人口も減少し、市民税も減少する見込みの中、限られた財源で行政サービスを維持し、持続可能な社会を築くことが行政の使命です。

平成30年に行った「市まちづくり市民意識調査」によると、市民が重要でかつ満足度が低いと回答した行政分野に「公共交通施策」「空き家対策」「除雪対策」「自然災害」等が挙げられます。この結果は人口減少・少子高齢化や、頻度を増す自然災害を反映しています。

持続可能で、市民ニーズや時代に即した行政サービスを維持するとともに、常に事業・施策実施に対する評価・検証を重ね、真に必要な事業を、時機を逸せず行っていくことが必要となっています。

一方で、人口減少や労働力不足による職員の定員確保が困難になる可能性がある中、職員の適正配置・資質向上も絶えず進め、行政運営の充実を図る必要があります。

また、中長期的に持続可能な財政運営を行う上で、実質単年度収支の均衡を保つことが課題となっています。

広域行政については、岐阜連携都市圏推進会議や岐阜地域広域圏協議会による協議を進め、構成市町と連携して事業に取り組み、人口減少の抑制や活力ある社会経済を維持することを目指します。

《 基本的な方向 》

本節の基本的な方針を「豊かな自然と安心できる生活の確保」とし、本市の恵まれた自然の保護と快適な生活環境の確保、防災や防犯、交通安全などの対策強化、インフラの維持・整備を進め、人口減少社会の中でも持続可能な行財政の運営を進めていきます。

《重要業績評価指標（KPI）》

道路改良率

【H30:41.86% ⇒ R5:42.00%】

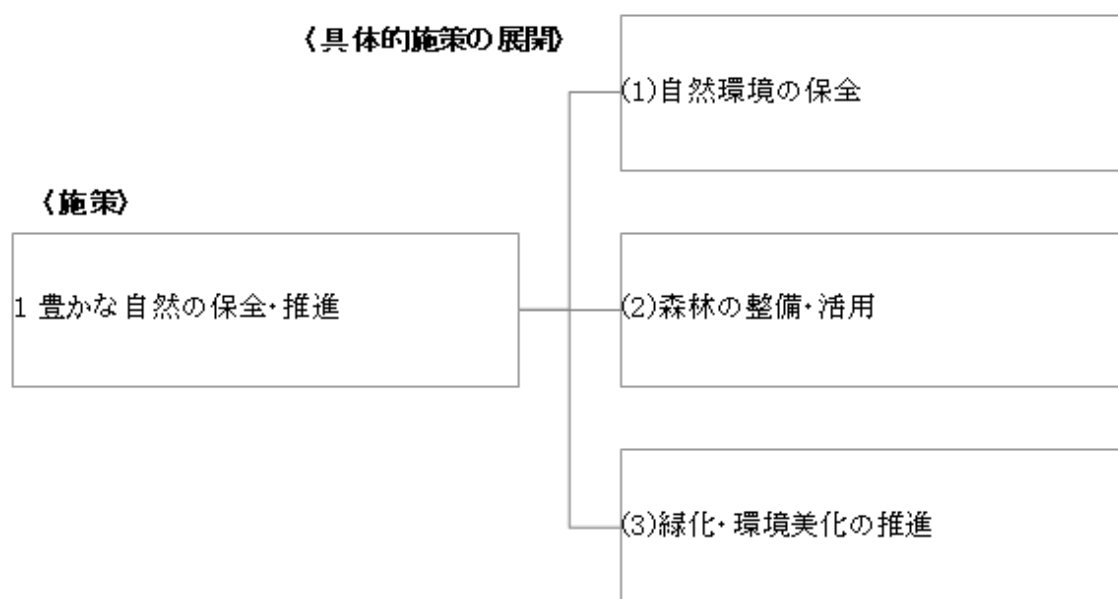
自主運行路線 一便当たりの乗車人数

【H30:5.9人 ⇒ R5:6.0人】

《 具体的施策 》 1 豊かな自然の保全・推進

イワザクラ、ホタル、ハリヨなど地域ぐるみの自然の保護・再生、ヒダサンショウウオなど中学生等による研究や自然の有効活用、林道などの整備、森林の保全・活用、緑化・花のまちづくりの推進、環境美化活動の促進を図ります。

《具体的施策の体系》



(1) 自然環境の保全

《 現状と課題 》

本市は、市域の約8割以上を占める森林や一級河川の鳥羽川、伊自良川、武儀川など、水と緑に恵まれた自然環境を有しており、ホタルやイワザクラ等の保護に努めてきました。しかし、都市近郊に位置する立地のよさから宅地化開発が進んできているほか、森林地域などへの不法投棄も増えているため、今後も自然環境を保全し、次代に継承していく必要があります。

本市は都市宣言「水と緑を大切に、活力ある山口市」を掲げ、将来のまちづくりへの決意と基本方針を示しました。恵まれた自然環境を保全・継承し、自然共生社会を実現するためには、多くの市民の一層の理解と協力を得て、市民一人一人の意識高揚を図りながら、まちぐるみでの保全活動を推進していく必要があります。さらに、総合的な土地利用方針に基づき、保護と利用の調和に努めるとともに、公共事業の推進に当たっては、環境への負荷をできる限り低減する手法の導入等が求められます。

《 具体的施策の方針 》

環境パトロール員による定期的な監視を進めるとともに、環境保全監視員をはじめ地域住民との連携を図りながら、不法投棄等の監視に取り組みます。また、学校教育やコミュニティ活動を通じて自然保護への関心を高め、ボランティアの育成・確保を図り、良好な自然環境の保全に努めます。さらに、河川改修等を行うに当たっては、生態系の保全に努めます。

《 具体的施策の展開 》

① 自然の保護・再生

- ・環境パトロール事業を業務委託し、市内を定期的に巡回し、不法投棄の早期発見及びごみの回収を実施します。
- ・自治会連合会会長等を環境保全監視員に委嘱し、定期的に監視を行います。
- ・ホタル、イワザクラ等の保護及び増殖を図り、良好な自然環境を保全します。

【市民環境課】

② ホタルの里づくり

- ・大人と子どもが一緒になって、ホタルが乱舞するホタルの里づくりに取り組み、住民の一体感の醸成や思い出づくり、感動づくりにつなげるとともに、良好な自然環境を保全します。
- ・エコクラブ活動で環境学習を行います。

【市民環境課】

③ 自然の有効活用

- ・ 自然環境に配慮した親水空間や遊歩道、その他自然学習の場の整備を図ります。
- ・ 森林を活用した自然体験学習やイベント、自然観察会等、市民が自然と親しみながら学習することのできる機会を拡充します。また、これらの活動を通じて、市民の主体的な自然環境保護活動を促進します。
- ・ 自然を活用した体験学習のための指導者の育成・確保に努めます。

【建設課】【農林畜産課】

(2) 森林の整備・活用

《 現状と課題 》

本市の森林面積は市の総面積の8割以上を占めています。その多くは民有林となっており、「市森林整備計画」に基づき森林施業を促進しているところです。

しかしながら、森林資源が成熟しつつある一方で、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、担い手不足などから、森林施業が十分に実施できず、森林の適切な手入れが不足している状況となっています。また、地形が急峻（きゅうしゅん）なことから林道密度が低く、原木の搬出の上でも支障が見られます。このため、林業事業体と連携を取りながら、間伐等の森林整備や、作業道の整備等による効率的な木材生産を積極的に進め、環境保全と森林資源の有効活用を図る必要があります。

《 具体的施策の方針 》

森林の持つ公益的・多面的な機能を持続的に発揮させるため、森林組合等の林業事業体との連携を図りながら、施業の集約化による森林整備を実施するとともに、作業道と高性能林業機械を組み合わせた効率的な木材生産を促進します。また、間伐材等の未利用材の利用推進など、木材の安定供給体制を構築します。

《 具体的施策の展開 》

① 林道などの整備

- ・森林が持つ多面的機能が十分発揮されるよう林道、作業道の整備及び間伐を推進します。

【農林畜産課】

② 森林の保全・活用

- ・森林整備事業、森林環境基金事業、森林環境譲与税を活用しながら、民有林の適正な管理・保全の促進に努めます。
- ・適切な森林施業を推進するほか、山地保全対策や林野火災予防等を行い、豊かな森林の育成に努めます。
- ・間伐材の利用を促進し、林業の活性化を図ります。
- ・市森林づくり会議を開催し、間伐推進、木材利用促進や普及啓発、木材加工体験を推進します。

【農林畜産課】

《数値目標》

間伐実施面積（年間）

【H30:422ha ⇒ R5:470ha】

(3) 緑化・環境美化の推進

《 現状と課題 》

本市では、自治会等による環境美化活動とともに市民や事業者などが登録できる「まち美化パートナー制度」を設け、身近な公共空間である道路、公園、河川等の美化、清掃を行うボランティアを支援してきました。こうした取組が少しずつ広がりを見せつつありますが、団体数は横ばいの状況です。今後の活動の拡充を図るためにも、これまでにパートナー証を交付した団体の活動実態等を把握し、活動に対する課題等の解決に向けた支援が必要となっています。

《 具体的施策の方針 》

市民との協働により、公共の場の美化及び清掃を行う市民等のボランティア活動を支援することで、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民とのパートナーシップによる協働のまちづくりを推進します。

《 具体的施策の展開 》

① 緑化の推進

- ・緑の募金を活用し、市内の緑化を推進します。

【農林畜産課】

② 環境美化活動の促進

- ・身近な公共空間である道路、公園、河川等の公共施設の美化及び清掃を行う市民等のボランティア活動を展開する個人又は団体に対し、パートナーの規模及び活動内容により、必要な物品や用具等の支給又は貸与、パートナー証の交付、パートナーサインの設置、活動に対する保険の適用等を行います。

【市民環境課】

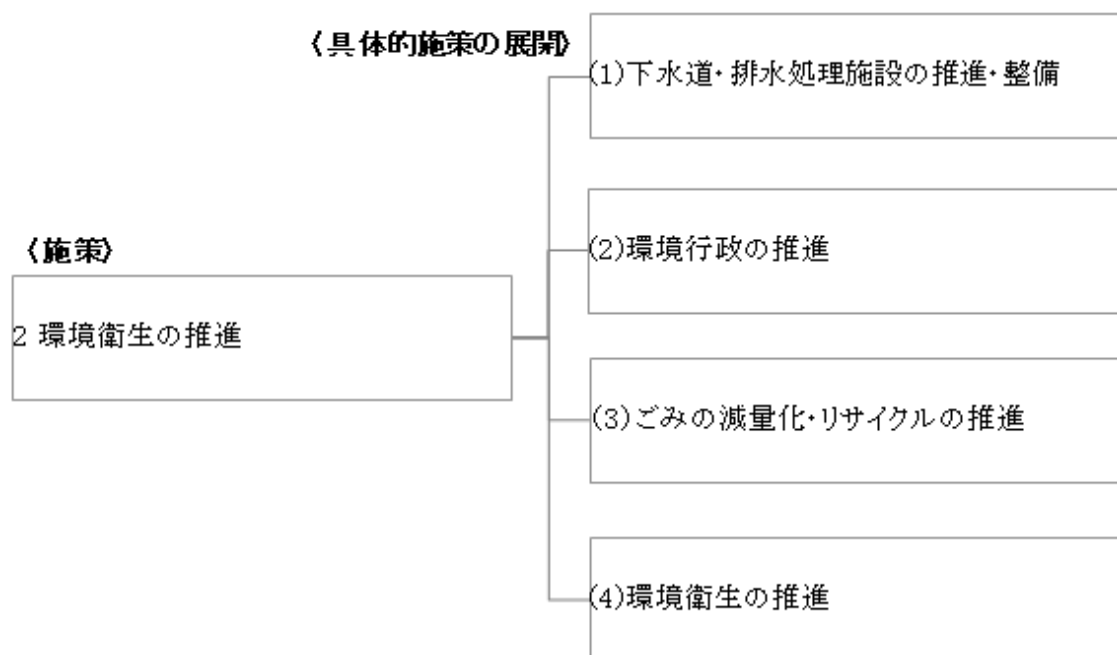
《数値目標》

まち美化パートナー登録団体数
【H30:20団体 ⇒ R5:26団体】

《 具体的施策 》 2 環境衛生の推進

公共下水道事業の推進、農業集落排水処理施設の有効活用、雨水対策の推進や総合的な環境政策の推進、市民活動の促進、省資源・リサイクルの普及・啓発、ごみの分別収集と再資源化の推進、ごみの収集・処理体制の充実、公害防止の推進、し尿処理の推進を図ります。

《具体的施策の体系》



(1) 下水道・排水処理施設の推進・整備

《 現状と課題 》

国土交通省、農林水産省、環境省の3省が統一して作成した「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を契機に策定された「岐阜県污水处理施設整備構想」では、污水处理施設の早期概成及び持続可能な処理施設の整備・運営が提唱されています。本市においても、高富、富岡地区で公共下水道事業を、赤尾、梅原、大桑、桜尾、伊自良右岸、伊自良左岸の各処理区では農業集落排水事業を実施しています。

今後、人口減少に伴う使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大などを踏まえ、水洗化率の向上及び污水处理施設整備の在り方を検討する必要があります。

また、市内には集中豪雨等により浸水被害の恐れのある地域があり、その対策への市民の要望が高まっています。根本的には鳥羽川等基幹河川の整備が必要ですが、現在はこれらの河川に注ぐ既存の排水路の改良で対応している状況です。

《 具体的施策の方針 》

公共下水道への接続を推進し、水洗化率の向上に努めます。また、既存の施設・設備については、適正な維持管理を行い河川などの水質保全に努めます。さらに、近年頻発する集中豪雨等に備え、地域の実態や特性に応じた雨水処理施設の整備を推進します。

《 具体的施策の展開 》

① 公共下水道事業水洗化率の向上

- ・供用開始から3年以上経過した公共未接続の人に戸別訪問し、接続への理解・協力を依頼します。

【水道課】

② 污水处理施設の最適化

- ・農業集落排水処理施設の統廃合や公共下水道施設へ受入れて処理を行うなど、計画的かつ効率的な最適化への計画を策定し、推進します。

【水道課】

③ 農業集落排水処理施設の有効活用

- ・放流水質の適正な維持管理を行い、農業用水等の水質保全に努めます。

【水道課】

④ 雨水対策の推進

- ・集中豪雨等に伴う被害の防止を図るため、普通・準用河川の整備を進めるとともに、県に対し河川整備の要望を継続します。

【建設課】

《数值目標》

水洗化率（公共下水道）
【H30:35.00% ⇒ R5:41.00%】

(2) 環境行政の推進

《 現状と課題 》

地球温暖化に伴う様々な環境問題が叫ばれる中で、地球環境保全に対する関心がますます高まっており、国や地方公共団体、企業、国民がそれぞれに温室効果ガスの排出抑制等に向けて取り組むことが求められています。本市では、平成 30 年に「市地球温暖化対策推進実行計画」を改定し、積極的に施策を推進してきましたが、電気使用量の大幅な削減には至らなかったことなどから、二酸化炭素排出量の削減目標に届かず、今後一層の推進が課題となっています。

東日本大震災以降、再生可能エネルギーへの関心が高まる中、太陽光発電システムが普及しシステムの価格が低下傾向にあります。これにより今後も普及が見込まれることから平成 25 年度をもって国の補助制度が廃止となりました。本市においても、実際にシステムを設置している件数が補助金交付件数より非常に多い現状となっていることから省エネルギーや地球温暖化への関心の高まりがうかがえ、平成 26 年度をもって廃止しました。しかしながら、今後も省資源・省エネルギーの生活スタイル・社会システムの定着が期待されます。

また、都市化に伴う生活型公害等も問題となっていることから、「市環境基本計画」を策定し、環境への負荷の低減や多様な生態系の保全等、良好な環境の維持・継承に積極的に取り組み、環境の保全と再生、創造に関する施策を総合的、計画的に推進していく必要があります。

《 具体的施策の方針 》

地球温暖化対策に対して市民一人一人が意識を持ち、省エネルギーへの主体的な取組を実施し、良好な環境の確保につなげられるよう、広報・啓発活動を推進します。また、良好な環境の確保と次代への継承に向けて、総合的な環境政策を推進します。

《 具体的施策の展開 》

① 総合的な環境政策の推進

- ・地球環境保全に向けて、「市地球温暖化対策推進実行計画」の着実な推進を図ります。
- ・公的機関での低公害車等の導入と同時に、クリーンエネルギーや省エネルギー型の設備・機器の普及を推進します。
- ・市民や事業者との連携を図り、「市環境基本計画」を推進します。
- ・生物多様性保全のため、広報紙やホームページを活用し特定外来種の防除等の呼び掛けや啓発を推進します。

【市民環境課】【農林畜産課】

② 市民活動の促進

- ・学校教育や関係団体との連携を図りながら、日常生活の中で発生する生活型公害への対策等の普及・啓発を推進します。
- ・「市地球温暖化対策推進実行計画」に関する広報・啓発活動を推進すると同時に、地球温暖化防止に向けた具体的な活動を促進します。

【市民環境課】

《数値目標》

二酸化炭素排出量（年間）
【H30:10,414 t ⇒ R5:9,847 t】

(3) ごみの減量化・リサイクルの推進

《 現状と課題 》

社会・経済情勢の変動や、それに伴うライフスタイルの変化により、排出されるごみはその姿を変えるとともに、リサイクルの普及等、生活の中でのごみとの関わり方も変化しています。また、東海環状自動車道山県 IC の開通や宅地開発等も進んでおり、今後ますます環境保全への配慮や、それに伴う適正かつ効率的なごみ処理・処分方法の検討が必要となっています。関連する施策や事業への積極的な参加を促し、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、お互いに協力していくことが重要となっています。

本市では、ごみの減量化対策として、可燃、不燃、粗大ごみの有料化のほか、コンポスト・生ごみ処理機や家庭系枝葉粉碎機の購入補助を行っています。ごみの再資源化では、使用済み小型家電や有害ごみなどのリサイクルを目的に市役所、支所等で回収を行っており、クリーンセンターでは、鉄、アルミ、銅線などリサイクルできる資源については可能な限り分別し、再生処理事業者に引渡しを行っています。また、市民のリサイクル活動として、びん、缶、ペットボトル、白色トレイ、電池、蛍光灯、小型家電等の分別収集の推進や、資源回収事業奨励金の交付などに取り組んでいます。今後も市民のごみの減量化やリサイクルに対する意識の高揚を図ることが必要となっています。

《 具体的施策の方針 》

ごみ分別収集の徹底やごみの減量化に向けた啓発活動を推進するとともに、小型家電の回収ボックスの設置など、再使用・再利用化を促進するための取組を強化し、資源循環型社会の構築を目指します。

《 具体的施策の展開 》

① 省資源・リサイクルの普及・啓発

- ・広報紙やホームページ、環境衛生カレンダー等で、家電や小型家電のリサイクル方法などを掲載し、リサイクル意識の向上を図ります。
- ・市内小学生を対象に、クリーンセンターにおいて、ごみ問題に関する学習会や施設見学を実施します。
- ・保育所や小中学校などの資源回収事業（奨励金）を実施し、ごみの減量化や再資源化を実施します。

【市民環境課】

② ごみの分別収集と再資源化の推進

- ・広報紙やホームページ、環境衛生カレンダーなどで、ごみの種類と出し方の周知に努めます。

- ・市役所やクリーンセンターにおいて、休日資源回収を実施します。
- ・食品ロスの削減を推進するとともに、生ごみ処理機や家庭系枝葉等粉碎機を購入した市民に対して補助金を交付します。
- ・集団で分別収集する市内自治会に奨励金を交付することで、分別収集活動を奨励し、資源の有効利用を図ります。

【市民環境課】

③ ごみの収集・処理体制の充実

- ・市民の要望に応じ、可能な限り可燃ごみ・資源ごみ（分別収集）のステーションの設置場所を設けます。
- ・ごみ出しの難しい世帯においては、ホームヘルパーや民生委員などの協力を得て収集運搬業者に依頼し、支援を行います。
- ・不燃・粗大ごみの直接搬入体制及び処理体制を強化し、ごみ収集の効率化を図ります。
- ・クリーンセンターの効果的、効率的な運営に努めます。

【市民環境課】

《数値目標》

生ごみ処理機等購入への助成件数（年間）

【H30:9件 ⇒ R5:12件】

(4) 環境衛生の推進

《 現状と課題 》

本市では、工場の操業に伴う騒音や振動、排水等のほか、畜産環境などが問題となっており、公害発生が懸念される企業や農家への指導の徹底が求められています。

また、ごみの不法投棄の抑止を目的とした環境保全監視員、環境パトロール員や担当課職員等のパトロール、工場排水の水質検査、市内主要幹線道路における自動車騒音常時監視、広報紙による啓発活動を行っています。今後も引き続き、公害防止に向けた監視活動を強化する必要があります。さらに、家庭からの雑排水等も水質汚染の原因として懸念されていることから、公共下水道の接続を推進しています。

し尿の収集については、民間事業者への許可制とする一方、し尿の処理は本市と関市による岐北衛生施設利用組合で対応しています。現在、下水道の接続推進や合併処理浄化槽の普及が進んでいることから、し尿処理量の減少を見据えた運営の在り方が課題となっています。

《 具体的施策の方針 》

関係分野との連携により、公害発生が懸念される企業や農家などへの指導を強化するとともに、必要な対策について研究します。また、下水道の接続推進や合併処理浄化槽の普及動向を見据えながら、地域の実情に応じた効率的な、し尿の収集・処理に努めます。

《 具体的施策の展開 》

① 公害防止の推進

- ・関係部署との連携を図りながら、畜産事業者に対する監視・指導の強化を図ります。
また、必要に応じて畜舎の消毒など衛生管理面での支援を行います。
- ・市内主要幹線道路における自動車騒音常時監視、工場排水による水質汚濁や騒音などについての環境調査を定期的実施するなど、監視体制の強化を図ります。
- ・環境保全監視員や環境パトロール員などによる監視・指導体制を強化し、河川や山林などへの、ごみの不法投棄の抑止に努めます。
- ・野焼きや一般廃棄物の家庭での焼却をしないよう指導を強化します。
- ・ペットの飼育についての啓発などを進めます。
- ・関係機関との連携を図りながら、新たな汚染物質などに関する情報の収集・提供体制を強化します。

【市民環境課】 【農林畜産課】

② し尿処理の推進

- ・広域的な連携を図りながら、岐北衛生施設利用組合での効率的なし尿処理を進めます

す。

- ・下水道への切り換えに伴う、し尿処理体制の見直しを図ります。
- ・下水道の敷設ができない地域においては、今後も合併処理浄化槽を普及させていくとともに、点検記録などで維持管理の徹底を図ります。

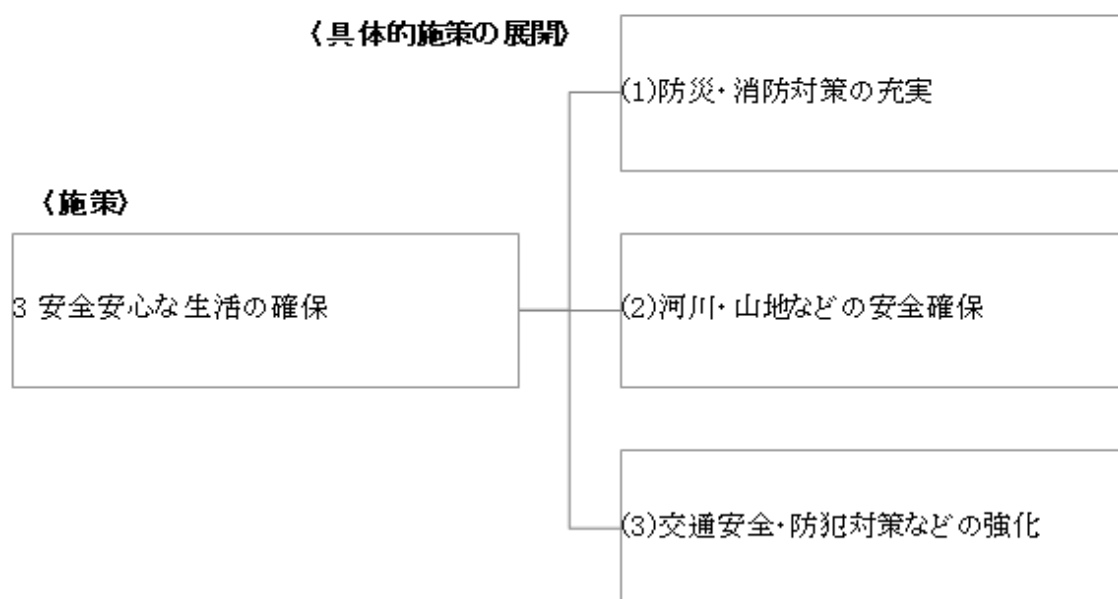
【市民環境課】 【水道課】

《 具体的施策 》 3 安全安心な生活の確保

市民の自助・共助の意識醸成や自主防災組織等への活動支援のほか、消防体制の強化に向けた取組を通じて、地域防災力の向上を図ります。

河川改修の県への要望、治山・砂防対策を進めるとともに、交通安全対策の充実、雪対策の強化、防犯対策の充実、消費者の権利と自立支援の強化は高齢化が進む上での重要な課題となっています。

《具体的施策の体系》



(1) 防災・消防対策の充実

《 現状と課題 》

全国各地で地震や台風、集中豪雨などによる大規模自然災害が相次いで発生している中、市民の安全・安心を確保するため、更なる防災対策の強化が求められています。

本市では、防災対策を総合的かつ計画的に行うため、随時、「市地域防災計画」の見直しを行っています。災害発生の危険性に応じ、災害対策本部の立ち上げ、各班の活動体制等の充実、避難所開設や避難勧告等発令の判断を的確に行い、防災行政無線や防災メール、ホームページ等により、市民への情報発信を行っています。また、市総合防災訓練や防災講話等を実施し、防災に対する市民の意識高揚を図り、被害を最小限に抑える取組を行っています。さらに、地域防災力を強化するため、消防団員の加入促進を図り、火災時の消火活動や行方不明者の搜索、風水害等への対処等、防災・減災に資する活動を行っています。

今後は、「洪水、土砂災害、地震ハザードマップ」の更新をはじめ、市民への防災情報の周知を図るとともに、防災訓練等、自主防災組織等による活動を促進するなど、自助・共助を中心とした市民の防災意識の醸成を通じて、地域防災力の更なる強化を図る必要があります。

また、消防団への定期的な教育訓練を実施するとともに、自主防災組織等の初期消火訓練等に消防団員を派遣するなど、市民の防火意識の向上と火災の発生件数の減少を目指します。

そのほか、大規模災害の発生時に備え、愛知県日進市と「災害時における相互応援に関する協定」を締結していますが、国や県、他市町等から人的・物的支援を円滑に受入れる体制の整備も喫緊の課題となっています。

《 具体的施策の方針 》

市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、「市地域防災計画」に基づき、防災体制や訓練の充実を図るとともに、消防団員の技術・能力向上等、消防防災・危機管理体制の強化を図ります。また、市民と行政、関係機関との連携を促進し、地域防災力の一層の強化に努めます。

《 具体的施策の展開 》

① 総合的な防災対策の強化

- ・防災会議を定期的に開催し、地域の実情を考慮しながら、「市地域防災計画」の適時点検・見直しを進めます。
- ・市民への確実な防災情報の提供や、高齢者、障がい者などの避難行動要支援者への対応など、災害発生時に的確に対応できる防災体制を整備し、地域の防災力を高め

ます。

- ・ハザードマップの更新を順次行い、市民への危険箇所の周知や、避難誘導體制の強化を図ります。
- ・防災行政無線や気象情報集約システムの活用により、インターネットなどを利用した防災情報の提供を図るなど、被災防止や防災活動などのための情報伝達体制を強化します。
- ・避難所の環境整備を進めるほか、ヘリポートの活用により災害時の各種救援活動などの迅速化や効率化を図ります。
- ・大規模災害発生時に人的・物的支援が円滑に受入れられるよう、受援計画を策定します。
- ・国際化の進展に伴うテロを含む不測の事態に対応するための体制づくりを進めます。

【総務課】 【福祉課】

② 消防体制の強化

- ・消防団については、装備品等の充実と団員の資質向上に取り組むとともに、地域に根ざした消防団活動の活性化を図ります。

【総務課】

③ 地域の防災・消防体制の強化

- ・地域防災力の向上を図るため、自主防災組織等の活動を支援します。
- ・共助の取組を進めるため防災士の育成とスキルアップに努めます。また、防災士が指導者として自主防災組織などが行う防災訓練・研修に参加することで、市民の防災・減災の意識が高まるようその活動の支援を行います。
- ・地域の防災力を強化するため、消防団員の加入促進と自主防災組織等との連携等を含めた消防団の活性化に努めます。
- ・女性防火クラブ員に対して防火・防災に関する研修を行うとともに、自主防災組織や消防団などの関係組織と互いに密接な関係を構築することによって、地域における防火防災意識の普及に努めます。
- ・市民協働による地域福祉のまちづくりを推進し、防災・減災の意識啓発、市民主体による防災・減災に向けた取組の支援に努めます。

【総務課】 【福祉課】

④ 自主防災組織の活動強化

- ・自主防災組織等が行う資機材整備に対する支援のほか、山縣市総合ボランティアサポートセンターと連携し、自主防災組織等が行う防災訓練や地区防災計画の策定といった取組に防災士を派遣することで、地域防災力の強化を図ります。

【総務課】

《数値目標》

地区防災計画の策定数

【H30まで:0 ⇒ R2～R5:5（累計）】

(2) 河川・山地などの安全確保

《 現状と課題 》

全国では、局地的な集中豪雨による洪水や土砂災害による被害が頻発しており、人家に被害を及ぼす危険性もあることから、安全で安心して生活できる施策を展開することが求められています。

本市の森林地域には、土砂の崩壊などが発生する可能性のある危険箇所が多数あり、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定を受けています（平成 25 年度末土石流特別警戒区域 293 か所、警戒区域 368 か所・急傾斜地特別警戒区域 476 か所、警戒区域 477 か所）。特に北部地域は危険渓流が多く、森林の荒廃によると思われる局地的な水害が目立つため、地域の要望に基づき、順次、治山・砂防施設の整備を進めるとともに、治山・砂防対策に対する地域住民への啓発活動に努めています。今後も、山地災害の発生を未然に防ぐため、森林の公益的機能を維持増進するとともに、急傾斜地崩壊危険区域などの危険箇所の把握・監視や治山・砂防施設の維持管理や整備を図る必要があります。

また、市内には、鳥羽川や伊自良川、武儀川など 17 本の一級河川があり、水害を防止するための河川改修が県により計画的に進められてきました。しかし、河川の下流域では、豪雨時には冠水の恐れのある地域もあり、集中豪雨などに備え、危険箇所を中心に市の管理する河川についても改修を進める必要があります。急流河川の多い北部地域については、護岸の補強や河床の安定を図るなどの局地的な河川改修が必要となっています。

さらに、開発行為や都市化の進行に伴い、河川の親水性も低下していることから、治水事業と合わせて、生態系や景観の保全、親水性の確保が必要となっています。

《 具体的施策の方針 》

北部地域は急峻（きゅうしゅん）な地形で土石流が発生する危険渓流が多数あり、南部地域では河川の氾濫による浸水被害が懸念されるため、治山・砂防事業や河川改修事業の推進により、集中豪雨や地震などに伴う山地崩壊、土石流、洪水などの自然災害を未然に防ぐとともに、市民への災害危険箇所の周知を行います。

《 具体的施策の展開 》

① 河川改修の県への要望

- ・一級河川の改修については、県に対して積極的な要望を行います。護岸整備や危険箇所の改修を進め、洪水や護岸の決壊などの、河川災害の未然防止を図ります。なお、事業にあつては、河川の生態系への配慮に努めます。

【建設課】

② 治山・砂防対策

- ・山地災害の未然防止のため既存の治山・砂防施設機能の維持や、新たな治山・砂防事業の施工について、市民からの情報の基、県に対して積極的な要望を行います。
- ・急傾斜地崩壊危険区域等の監視や崩壊防止対策などを推進し、県に対して積極的な要望を行います。
- ・市民に対して、広報・啓発活動を促進し、治山・砂防事業に関する理解の向上に努めます。

【建設課】 【農林畜産課】

《数値目標》

河川除草面積（年間）

【H30:83,200m² ⇒ R5:84,200m²】

(3) 交通安全・防犯対策などの強化

《 現状と課題 》

交通安全対策では、地域の要望を踏まえて、通学路などにおける歩道整備や道路照明灯及びカーブミラーの設置など、交通安全施設の整備などを進めるとともに、各年齢層に応じた交通安全教育・意識啓発に努めています。本市は、自動車への依存度が高いため、今後も子どもや高齢者などを中心とした交通安全対策の強化を図る必要があります。

雪対策では、降雪時に主要道路・通学路を中心に民間委託による除雪作業や凍結防止剤の散布を行うほか、危険箇所に凍結防止剤を配置し、自治会などによる自主的な散布を行っています。しかし、建設投資額が減少傾向にあり、この影響で除雪作業を委託する建設業者の除雪機械やオペレーターが不足し、迅速かつ効率的な除雪等の作業が困難になってきています。今後は、市民の除雪に対する関心やニーズを踏まえた上で、地域住民と一体となった除雪活動を行い、道路などの安全確保に努める必要があります。

防犯対策としては、岐阜県安全・安心まちづくりボランティアの登録団体が33団体以上あり、子どもの登下校などの見守り活動を行っています。さらに、警察と市防犯協会などが連携して市民の防犯意識の高揚を図っていますが、引き続き、地域ぐるみでの防犯意識・体制の強化を図る必要があります。

消費者教育・活性化対策では、消費者の権利と自立支援の強化を図るため、市役所に市民相談室を設置し、相談窓口の拡充を図っています。また、担当職員の資質の向上と専門員を確保するなど複雑化・高度化する様々な消費者相談に対応し、処理のあっせんにも努めています。

消費者教育の強化としては、消費者被害の未然防止に向け、消費者行政の専門家による講演会や研修会を開催するなど、広報・啓発活動の強化に努める必要があります。

《 具体的施策の方針 》

交通安全施設の計画的な整備を進めるほか、市民の交通安全意識の高揚に努めます。また、地域住民と一体となった除雪活動により、冬季期間における道路などの安全確保に努めます。さらに、関係機関や地域、学校などとの連携を強化し、地域ぐるみで防犯対策を推進するほか、広報・啓発活動などの強化による消費者保護に努めます。

《 具体的施策の展開 》

① 交通安全対策の充実

- ・ 幼児、小学生に対する交通安全教室を実施し、交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢者については、山県警察署が行う高齢者交通安全大学校に協力し、事故のないまちを目指します。
- ・ 地域からの要望を踏まえ、交通安全施設の計画的な整備・更新に努めます。

- ・ 保育所や学校、老人クラブ、自治会などとの連携を図りながら、幼児や児童、高齢者などへの交通安全教育を強化します。また、市交通安全協会などとの連携により、広報・啓発活動を推進し、交通安全意識と交通マナーの向上に努めます。

【総務課】

② 雪対策の強化

- ・ 効率的な除雪計画により、道路などの除雪作業の迅速化を図ります。
- ・ 危険箇所に凍結防止剤を配置し、自治会等による自主的な散布を促します。
- ・ 高齢者や障がい者などの暮らしの安全を確保するため、必要に応じて住宅の屋根の雪下ろしに対して助成します。

【建設課】 【福祉課】

③ 防犯対策の充実

- ・ 自治会からの要望に基づき、必要箇所への防犯灯の設置を継続して進めます。
- ・ 市職員とボランティアによる防犯パトロールを、夏休みを重点に実施します。
- ・ 関係機関との連携を図り、犯罪被害者の相談体制を強化します。
- ・ 自治会など地域が主体となった防犯対策を支援します。

【総務課】

④ 消費者の権利と自立支援の強化

- ・ 商品や契約などに関するトラブルに対する消費者相談の充実を図ります。
- ・ 研修事業の参加等により、行政職員の相談員としての資質向上を図るとともに消費者相談員の確保に努めます。
- ・ 広報紙やホームページなどを活用し、商品知識やトラブル事例などの周知を図るとともに、講演会や研修会などを通じて、消費者意識の向上に努めます。

【市民環境課】

《数値目標》

安全施設・歩道の改修工事箇所数（累計）

【H30:11か所 ⇒ R2～R5:30か所】

《 具体的施策 》 4 快適な住環境整備の推進

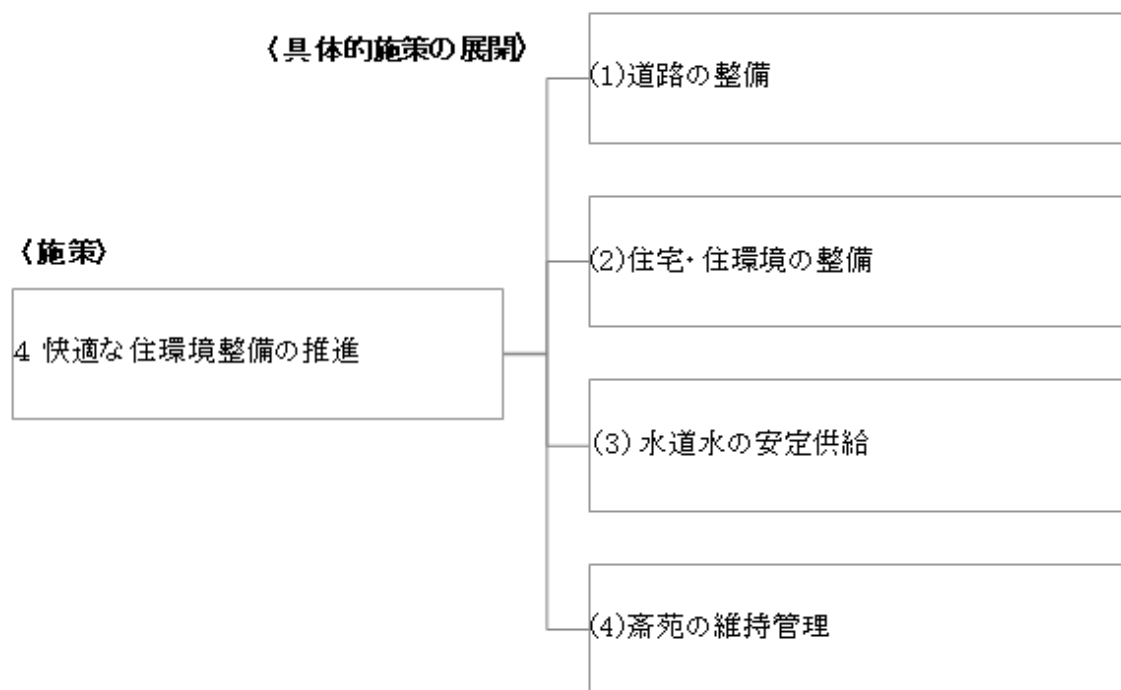
人でいう血管であるまちの道路は、自動車専用道路、国・県道、市道及び幹線街路であり、それら各種道路の整備、潤いと魅力ある道づくりを進めます。

良質な宅地・住宅整備の促進、潤いのある住環境の形成、山村地域における良質な住環境の形成を図ります。

安全で効率的な水道事業の推進や水道施設等の維持・管理は、水道事業の健全経営のもと推進します。

「岐北斎苑」の維持・管理や市民のニーズの把握も連携し進めます。

《具体的施策の体系》



(1) 道路の整備

《 現状と課題 》

市内に鉄道路線を持たない本市にとって、道路は市民の日常生活や、経済活動を推進するために大変重要なものです。効率的な道路網の形成により、利用者が快適に移動できるように配慮するとともに、道路や橋梁（きょうりょう）の安全性の向上にも取り組む必要があります。

本市は主要道路として、南北を国道 256 号が、東西を国道 418 号がつないでいます。また、都市計画道路岐阜駅高富線（国道 256 号バイパス）の整備により、国道 256 号の渋滞の緩和や岐阜市内への移動時間の短縮が図られています。今後は、東海環状自動車道山県 IC 開通に伴い、都市計画道路岐阜駅高富線（国道 256 号バイパス）の早期完成が望まれています。

主要地方道は、岐阜美山線及び関本巣線の 2 路線と、一般県道は、伊自良高富線、神崎高富線、柿野谷合線、美山洞戸線及び伊自良本巣線の 5 路線があり、県により整備が進められています。しかし、狭い箇所や歩道の未整備、交通事故が多発する危険な交差点などの未改良箇所も多く残されています。市道については、約 2,640 路線、総延長約 640 km あり、市民生活や産業基盤を支える重要なアクセス機能を担っています。なかでも交通のネットワークを構築する主要路線については、計画的に改良事業を行う一方、路面の改修や橋梁の補修などの維持補修についても重点的に取り組んでいます。

しかし、近年は厳しい財政状況による公共事業の縮小や見直しの傾向が続き、国・県道の整備の進捗状況が鈍化しているため、今後も市民や関係機関との協働により、幹線道路の整備促進について、要望活動を継続する必要があります。また、その他の生活道路等においても、市民からの改良や建設の要望も多いため、道路の老朽化対策とともに計画的に整備を進める必要があります。

《 具体的施策の方針 》

関係自治体等と連携し、東海環状自動車道をはじめとする主要幹線道路の整備促進に努めるとともに、生活道路等の整備を進め、地域間の循環性や市民生活の利便性の向上を図ります。

《 具体的施策の展開 》

① 自動車専用道路の整備

- ・東海環状自動車道の早期全線開通に向けて、国や関係機関への働きかけに努めます。

【建設課】

② 国・県道などの整備

- ・国道 256 号、国道 418 号、主要地方道岐阜美山線及び関本巣線の整備促進や一般県

道 5 路線の改良促進の要望活動を継続します。

【建設課】

③ 市道及び幹線街路の整備

- ・市道の計画的な建設及び改良を推進するとともに、老朽化が進む橋梁などの計画的な補修を行い、長寿命化を図ります。

【建設課】

④ うるおいと魅力ある道づくり

- ・歩道の設置や安全施設の整備を進めるほか、歩道の段差解消などバリアフリー化に取り組めます。

【建設課】

《数値目標》

橋梁長寿命化対策（累計）
【H30まで:6橋⇒R2～R5:4橋】

(2) 住宅・住環境の整備

《 現状と課題 》

市民の住宅・住環境の整備については、本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来、循環型社会への転換、経済の低迷に伴う低所得者層の増加、住生活に関する市民ニーズの多様化など様々な社会情勢や大規模地震、土砂災害などへの防災対策を踏まえて取り組んでいく必要があります。

本市では、岐阜市に隣接する地域や幹線道路沿いを中心に住宅が集積しています。誰もが安全、快適に暮らしやすい住宅・住環境づくりを進めていくためには、建築物の防災対策が必要となりますが、昭和 56 年以前に建築された新耐震基準に適合しない住宅が市内で 3,670 戸あることが推計されています。また、全国的に空き家が増加傾向にあり、本市においても適切に管理されていない空き家が周囲の住環境に悪影響を及ぼす事例が発生しています。社会全体の安全の確保を進める上で、建築物の耐震化や危険空き家の解消について、積極的に対応していく必要があります。

また、低所得者層における住宅困窮者対策として、市営住宅を 32 戸設置しています。しかし、そのうち 23 戸で老朽化が著しく、改築等の対応を行っていく必要があります。また、主に子育て世代の中堅所得者層に対して、特定公共賃貸住宅が 6 戸整備されていますが、近年空き部屋が増加する傾向にあります。

さらに、都市部からの移住定住希望者に対する受入体制の整備や、情報発信が十分ではないため、アクションプランを策定し体制整備の強化を図る必要があります。

《 具体的施策の方針 》

市民の住環境の形成を総合的、計画的に図るとともに、市営住宅の老朽化への対応、空き家対策及び木造住宅を主とした民間住宅等の耐震化を促進し、安全・安心な環境を整備します。また、都市と共生して、ゆとりと豊かさを実感し安心して暮らすことのできる自然環境豊かな山村地域において、移住定住者の受入環境の整備を図ります。

《 具体的施策の展開 》

① 良質な宅地・住宅整備の促進

- ・民間による土地区画整理事業の支援を検討するとともに、土地開発指導などにより、良質な宅地の供給を図ります。
- ・市営住宅の需要動向を把握し、必要な供給量を確保するため、既存施設の改築や用途変更及び民間住宅等の借り上げ等について検討します。また、市営住宅の整備に当たってはバリアフリー化に努めます。
- ・子育て世代の住宅困窮者に対して、住宅支援の方策を検討します。
- ・住宅、建築物の防災・安全対策として、建築物等の耐震化、及びアスベスト対策を

促進します。

- ・市内の空き家の実態を把握し、危険空き家の解消に努めます。

【建設課】 【まちづくり・企業支援課】

② うるおいのある住環境の形成

- ・地域の自然環境や景観に配慮した住環境の整備を図るとともに、市民による住宅地周辺での緑化や花壇の整備などの支援に努めます。

【建設課】 【市民環境課】

③ 山村地域における良質な住環境の形成

- ・人口減少や高齢化などの進行が著しい北西部等における住環境の整備を計画的に実施するために地域おこし協力隊との協働体制のもと、必要な施策の検討に努めます。

【美山支所】 【まちづくり・企業支援課】

《数値目標》

木造住宅耐震診断実施件数（年間）
【H30:4件 ⇒ R5:5件】

(3) 水道水の安定供給

《 現状と課題 》

大切なライフラインである水道水を安定的に供給するためには、水道施設の適切な改修や維持管理が必要です。国の「新水道ビジョン」では、「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」を基本理念としています。今後の課題としては、料金収入の減少、水道施設の耐震化及び老朽管路の更新需要の増大等、非常に厳しい事業環境の変化に直面する中、水道が持続可能となるよう課題に対し取り組む必要があります。

本市の水道事業形態は、高富・美山（中洞地区を除く）地域で上水道給水区域となっており、伊自良・美山（中洞地区）地域は簡易水道給水区域となっています。各給水区域の水源は、地下水、表流水となっており、表流水を利用している地域では水質の変化も懸念されるため、水質汚濁防止のための管理を進めていく必要があります。

市民の共通の財産である貴重な水を、将来的に安定して安全に利用できるよう、今後水質検査等を行うとともに、施設の老朽化対策・耐震化を進めていく必要があります。

《 具体的施策の方針 》

市民が安定して、安全に水道水を利用できるよう、水道供給施設の整備や更新を進めるとともに、水道事業の経営の健全化に努めます。

《 具体的施策の展開 》

① 安全で効率的な水道事業の推進

- ・水質基準に適合した安全で安定したおいしい水を供給するために、定期的な水質検査や浄水場の定期点検の実施に努めます。

【水道課】

② 水道施設等の維持・管理の推進

- ・老朽化施設の定期的な点検により状態を記録・管理し、的確な更新時期の判断に努めます。
- ・水道水危機管理マニュアルに基づき、災害時や非常時における重要度や優先度に考慮した給水体制の整備を図ります。

【水道課】

③ 健全経営の確立

- ・「市水道事業経営戦略」を基に、将来にわたり安定的な事業の継続に努めます。また、料金収入の減少、施設の更新需要の増大など事業環境の変化を見据え、一定期間ごとに計画修正を図ります。
- ・水道事業に必要な建設、水質、法制度、設備管理、経営の多面的な技術のため、技術者等の人員の確保を図ります。

【水道課】

《数値目標》

市給水普及率

【H30:96.50% ⇒ R5:99.00%】

(4) 斎苑の維持管理

《 現状と課題 》

高齢化の進行に伴い、斎苑のニーズは高まっていくことが見込まれます。しかし、市内には民間の斎場もあり、葬儀の在り方に関して市民ニーズの変化等とあいまって、岐北斎苑の利用者が減少している状況にあります。

本市では、平成 9 年に整備した岐北斎苑が建設から 22 年余りが経過し、今後、計画的な改修等が必要となってきます。市民のニーズを踏まえながら、岐北斎苑の在り方について、検討していく必要があります。

《 具体的施策の方針 》

広域的な連携を図りつつ岐北斎苑の効率的な管理・運営を図るとともに、斎場や墓地の在り方についての市民ニーズを把握し、今後の方向性を検討します。

《 具体的施策の展開 》

① 岐北斎苑の維持・管理

- ・ 広域的な連携を図りながら、岐北斎苑の効率的な管理・運営を進めます。

【市民環境課】

② 市民のニーズの把握

- ・ 斎場や墓地の在り方についての市民ニーズを把握し、今後の方向性を検討します。

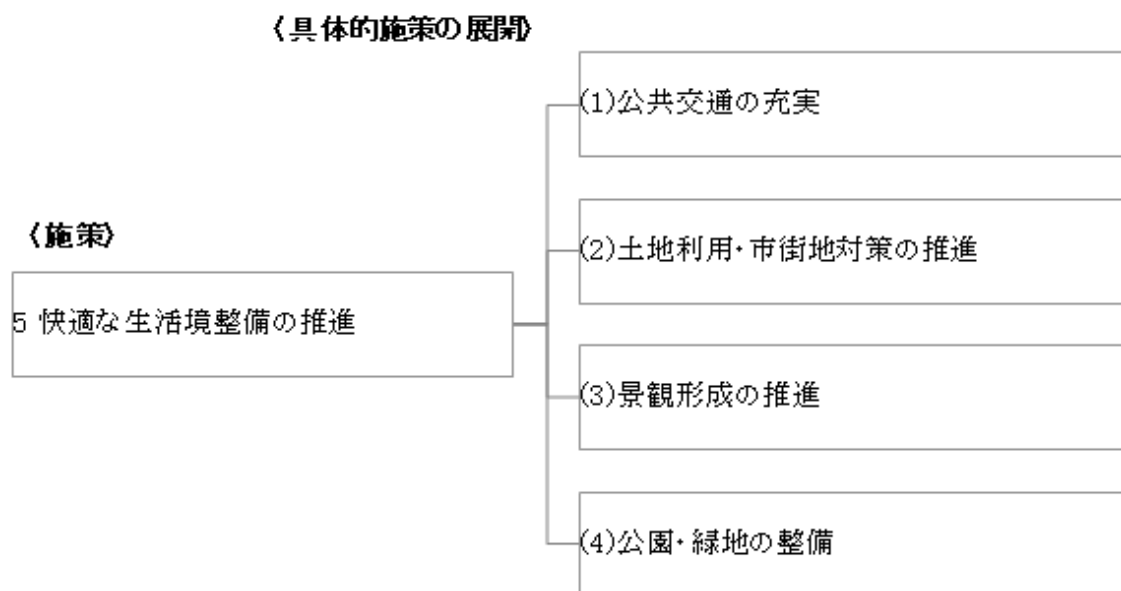
【市民環境課】

《 具体的施策 》 5 快適な生活環境整備の推進

公共交通ネットワークの再構築を目指す計画を策定し、バスやタクシーなど各種交通モードを接続し、市内の移動と市外への移動がスムーズにできるよう交通結節点整備の検討、自主運行バスなど生活交通の維持確保・利便性の向上、民間路線バス・タクシーの運行体制の充実、福祉有償運送の推進、中山間地の買物支援を行います。

計画的な土地利用の促進、市街地の整備の検討を進めるとともに、総合的な景観形成の推進、魅力ある街並みの形成、既存公園の充実、都市公園などの整備検討、水辺と緑地の環境整備、ハリヨ公園リニューアルを推進します。

《具体的施策の体系》



(1) 公共交通の充実

《 現状と課題 》

人口減少やマイカーの普及などによる利用者の減少に伴い、地域の公共交通におけるサービス水準は低下し、本市の公共交通は危機的な状況にあります。

市内には鉄道がなく、路線バスは乗客減少に伴う撤退が相次ぎ、市が自主運行バスを運行することで市民の移動手段を確保しています。市民からは、通院・通学・買物等生活のため路線を維持・拡張してほしいという要望がある一方、利用者の少ない路線は廃止すべきとの声も寄せられています。

ドア・トゥ・ドアで利用できるタクシーも、市内に営業所を持つ法人事業者数は廃業により減少して現在は1社となっており、営業所から遠方の地域では、タクシーの利用すら困難な状況となっています。

そこで本市では、平成25年度に策定した「市公共交通総合連携計画」を踏襲しつつ、さらに、(仮称)山県バスターミナルを核としたまちづくりを視野に入れた「市地域公共交通網形成計画」を策定し、「どの世代においても住みよい、便利で快適なまちを実現する地域公共交通体系の構築」を基本方針として、市公共交通会議を中心に計画に基づいた施策の推進に努めてきました。特に(仮称)山県バスターミナルが開設されることに伴い市内の公共交通の再編を検討しており、路線の実証実験を実施し、本格運行を目指しています。

今後は、「市地域公共交通網形成計画」を基本に計画的な市内交通網の再編、利用促進事業等を実施するとともに、「市地域公共交通網形成計画」を実現するために実施計画の一つとして「市地域公共交通再編実施計画」の策定を検討していく必要があります。

本市公共交通の再編では、市内外の広域的な移動を担う「都市間交通」と、市内の各地域への移動を担う「都市内交通」の相互利用を可能とし、より利便性の高い公共交通体系を構築するために、新たな交通結節点となる(仮称)山県バスターミナルを整備します。

また、公共交通機関の利便性が低い過疎地域等については、空白地有償運送なども視野に入れつつ有効な手法を検討する必要があります。さらに、障がいのある人などの利便性確保のため、福祉有償運送等を推進するとともに、関係機関等との協議を踏まえ、公共交通を利用することができない人への移動手段を改めて検討する必要があります。

その他、自動運転やMaaS、相乗りタクシーといった新たな公共交通の運行方法、利用手段、関係法令等が整備されていくと考えられるため、常に新たな公共交通の動向を把握・研究し、導入を検討します。

《 具体的施策の方針 》

市民、市、交通事業者が連携して、利用者の視点に立った利用しやすく持続可能な生

活交通の整備を図るため、「市地域公共交通網形成計画」と「市地域公共交通再編実施計画」を新たに策定します。新たな計画に基づき、交通結節拠点整備や各地域に最適な運行方法を検討し、市内外の移動の円滑化と市内交通網の再編を図ります。

また、障がい者や要介護者など、一人で公共交通機関を利用することが困難な人の利便性確保のために、福祉有償運送の推進に努めます。

《 具体的施策の展開 》

① 「市地域公共交通網形成計画」と「市地域公共交通再編実施計画」の策定

- ・まちづくり施策と連携し、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築を目指し、「市地域公共交通網形成計画」と「市地域公共交通再編実施計画」を新たに策定します。
- ・策定した「市地域公共交通再編実施計画」は、国土交通大臣の認定を受け、国・県の重点的な支援を受けられるよう検討します。

【企画財政課】

② 交通結節拠点整備の検討、市内外の移動の円滑化

- ・高速道路網、バス、タクシー、自家用車、自転車、徒歩など各種交通モードを接続し、市内の移動と市外への移動が円滑に行える、新たな交通結節拠点整備を検討します。

【企画財政課】

③ 自主運行バスなど生活交通の維持確保・利便性の向上

- ・「市地域協働推進事業計画」に基づき、各種利用促進策を市民、事業者との協働で計画の推進に努めます。
- ・自主運行路線のほか、市内全営業路線、タクシー情報等を網羅した公共交通ガイドブックの継続的な発行・更新を行います。
- ・対象者を絞った利用促進教室を開催します。
- ・バスヘルパー活動を継続して行います。
- ・地域バス調整会議開催を支援し、地域内の合意形成・関係機関調整による運行方法（バス、デマンド型交通等）の選択・ダイヤ・ルート、運行日の改変を行います。
- ・利用促進を図るため、適宜、運賃減免を実施します。
- ・国、県の法・制度改正等による交通施策動向に注視しながら、補助制度の効率的活用を継続して検討します。

【企画財政課】

④ 民間路線バス・タクシーの運行体制の充実

- ・民間路線バス事業者、タクシー事業者等とともに、市公共交通会議での協議を踏まえ、市内公共交通の維持・確保に向けての情報共有・運行調整を図ります。
- ・新たな交通結節拠点から輸送力強化を事業者に促します。

- ・市内全公共交通の情報を網羅した公共交通ガイドブックの継続的な発行・更新を行います。
- ・自主運行路線と営業路線との乗り継ぎ情報や、現在の運行状況を検索できるホームページの充実を支援するなど、自主運行バスとともに各種交通機関の利用促進を図ります。

【企画財政課】

⑤ 福祉有償運送の推進

- ・障がいのある人などの利便性確保のため、福祉有償運送を推進するとともに、関係機関などの協議を踏まえて適正な福祉有償運送の確保を図ります。

【福祉課】

⑥ 買物弱者の買物機会の確保

- ・買物困難地域で移動販売を行う事業者に対し、費用の一部を支援し、買物弱者の買物機会の確保を図ります。

【福祉課】

《数値目標》

自主運行路線 乗車人数（年間） 【H30:182,188人 ⇒ R5:198,000人】

自主運行路線 一人当たりの運行経費 【H30:868円 ⇒ R5:770円】

(2) 土地利用・市街地対策の推進

《 現状と課題 》

市民の快適な暮らしに配慮したまちづくりのためには、豊かな自然環境を守りつつ、にぎわいと活力のあるまちとなるよう、地域特性や地域ニーズを踏まえた計画的な土地利用を市民や事業者と協働で推進していくことが必要となっています。

本市の土地利用の状況を見ると、北部の過疎・高齢化による土地の流動性の停滞や旧市街地の空洞化が進む一方で、市役所及び東海環状自動車道山県 IC 周辺では都市化の進行が予測されます。東海環状自動車道や関連道路の整備を機に、美しい自然環境や交通立地の向上を生かしつつ、市街地としての機能を高める総合的な取組を進めることが必要となっています。そのため、将来都市化が見込まれる地域の調和のとれた都市形成の構築などに配慮しつつ、「市都市計画マスタープラン」に基づき、社会情勢の変化や地域の状況に適切に対応した総合的な土地利用を進める必要があります。

また、地籍調査事業については、「国土調査事業十箇年計画」に基づく地籍調査を実施していますが、対象面積が広いことから、長期的な計画に基づく効率的な推進に努める必要があります。

《 具体的施策の方針 》

時代の変化や地域の実態を踏まえて、総合的な土地利用の方針を確立するとともに、自然環境の保全と適正な開発の調和に配慮し、秩序ある土地利用を進めます。

《 具体的施策の展開 》

① 計画的な土地利用の促進

- ・都市計画区域の土地利用の実態と将来計画を勘案し、土地利用規制の見直し等を進めます。また、東海環状自動車道や国道 256 号バイパスの整備に合わせて、周辺地域の土地利用を検討します。
- ・「国土調査法」に基づく地籍調査事業を推進し、土地利用の促進に努めます。

【まちづくり・企業支援課】 【建設課】

② 市街地の整備

- ・市民や民間との連携を図り、中心市街地活性化の方策について検討します。

【まちづくり・企業支援課】

《数値目標》

地籍調査事業実施面積(累計)
【H30:0.69km² ⇒ R2~R5:0.70km²】

(3) 景観形成の推進

《 現状と課題 》

本市は、自然景観や歴史的景観などの美しい景観資源を有しており、環境保全などの関連施策により、適切な景観保全に努め、次世代へ引き継いでいく必要があります。

本市では、「景観法」に基づく諸制度を活用したまちづくりを行うため、同法に基づく景観行政団体への移行について検討を重ね、平成 26 年 3 月に景観行政団体に移行しました。これにより、「景観法」に基づいた、良好な景観の保全・形成を図るなど、地域の良好な景観の形成に関する方針や制限に関する事項を市独自で定めることができるようになりました。

今後は、東海環状自動車道山県 IC の開通により、市外から訪れる人々が増加することが予測されており、より一層景観に配慮した美しい街並みづくりが期待されます。建築物や屋外広告物のデザイン・色彩などの景観に関するルールづくりを市民との協働により行い、市民の美しいふるさとに対する愛着や誇りの醸成を図りながら、よりよい景観づくりを行っていく必要があります。

《 具体的施策の方針 》

市民、事業者、各種団体との協働により、景観形成の方針を明確に示し地域の特性を生かした美しいまちづくりの推進に努めます。

《 具体的施策の展開 》

① 総合的な景観形成の推進

- ・良好な景観づくりに向けて、市民と協働し景観計画の策定や景観条例の制定を検討します。

【まちづくり・企業支援課】

② 魅力ある街並みの形成

- ・周辺土地利用や自然環境を勘案し、屋外広告物条例の制定を検討します。
- ・景観に配慮した公共案内看板の設置及び街路樹等の保全管理に努めます。

【建設課】

《数値目標》

屋外広告物パトロール回数（年間）

【H30:3回 ⇒ R5:3回】

(4) 公園・緑地の整備

《 現状と課題 》

公園は、市民が身近に楽しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場として、また、美しい景観や野生生物の生息・生育環境を形成する場として、人と人、自然と人などの関係性を向上させる機能を有しています。また、災害発生時においては一時的な緊急避難場所や、防災拠点としての機能など、地域防災の面でも大きな役割を担っています。

本市では、四国山香りの森公園、みんなのげんき広場、ハリヨ公園やフラワーパークすいげんなど、自然に親しめる様々な公園が整備され、市民の憩いの場や市内外との交流の場となっています。公園の維持管理に当たっては、今後も市民との協働を進め、まち美化パートナーや自治会をはじめとする各種団体による清掃活動などの取組との連携を強化し、効率的で適切な維持・管理方法を確立する必要があります。

また、おおが城山公園の整備については、市民に親しまれ、時代に即した管理方法の検討が進められていますが、より効果的な利用につなげるために具体的な構想を確立する必要があります。

《 具体的施策の方針 》

地域の特長や市民のニーズを踏まえた公園や広場の整備に努めるとともに、市民や民間団体と連携した効率的な公園の維持管理に努めます。また、河川整備などの事業との調整を図り、水辺と緑地の環境整備の構築を進めます。

《 具体的施策の展開 》

① 既存公園の充実

- ・四国山香りの森公園の利用促進を図り、市内外の人々が集う魅力ある公園づくりに努めます。
- ・遊具の安全管理を強化し、公園施設のスリム化に努めます。
- ・市民や民間団体と連携を強化し、公園の適切で効率的な維持管理に努めます。

【建設課】

② 都市公園などの整備検討

- ・地域のニーズを踏まえ、おおが城山公園の整備を検討します。

【建設課】 【農林畜産課】

③ 水辺と緑地の環境整備

- ・鳥羽川などの河川改修が実施される場合には、地域のニーズを踏まえ自然環境や景観に配慮した河川整備について事業主体に積極的に働きかけ、市民の憩いの空間づくりに努めます。

【建設課】

④ ハリヨ公園リニューアル事業

- ・市の観光ネットワーク化を念頭に置き、現在はスポット訪問となっているものを、農産物直売所、いちご園、伊自良湖等、面としての自然体験ゾーンとし、観光地としての相乗効果を図り、リニューアルを行います。

また、岐阜県、滋賀県の一部にしか生息しない絶滅危惧種に選定された淡水魚であるハリヨを、市内小中学校の児童生徒にも理解してもらい、ハリヨを地域として守っていける体制づくりを行います。

【建設課】

《数値目標》

ハリヨ公園における小中学校（12校）の観察会等の訪問回数 【H30：－ ⇒ R5：各校1回/年】

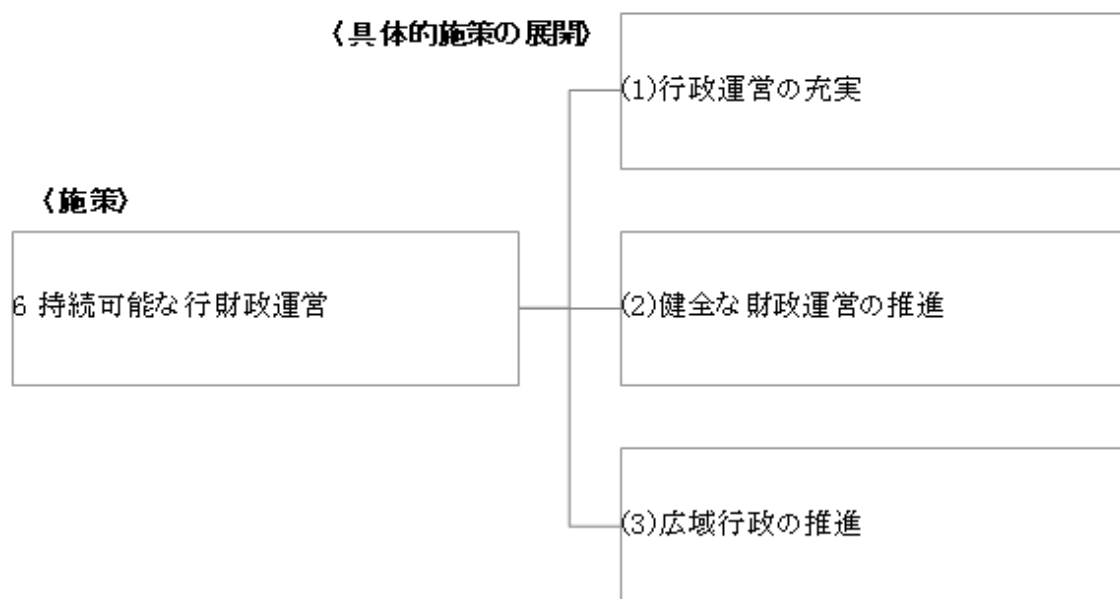
《 具体的施策 》 6 持続可能な行財政運営

人口減少社会においても行政組織の機能強化、職員の資質向上と人事管理の適正化を図り、市民サービスの向上を目指すのは行政のあるべき姿です。市内でマイナポイントの使用可能な店舗の普及拡大は市民サービス向上のための新たな方策です。

地方交付税に頼る本市の財政事情の中で、計画的で効率的な財政運営、経費節減と受益者負担の適正化、人口減少に伴い減っていく市税などを見据えた上で、自主財源の確保のため、ふるさと納税の拡充や公共施設マネジメントを着実に推進することは、必須の手法です。

広域連携事業の推進についても、本市単独ではかなえられない行政課題解決の心強い政策です。

《具体的施策の体系》



(1) 行政運営の充実

《 現状と課題 》

少子高齢化への対応や地方分権の進展、市民ニーズの多様化などを背景に、行政ニーズは複雑化し、行政の対応する領域も拡大してきています。そのため、本市では組織・機構の見直しや職員研修の充実、事務事業の見直し等を進めてきましたが、今後もニーズにかなったサービスの提供が必要となります。

スマートフォンや世界的なソーシャルメディアの普及を背景に、素早く効率的に行政サービスを提供するための情報インフラとして、SNS を活用したサービスの充実も必要となっています。

こうした中、本市では、効率的な行政運営を推進するとともに、事業に対する行政の説明の徹底、行政への市民参画促進及び職員の更なる意識改革に取り組んでいます。また、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的に、多様な分野で包括的に連携・協力するため、県内にある複数の大学との包括協定を結びました。

今後とも、窓口業務の円滑な運営や、各種専門研修などを通じた職員の能力の向上により、市民の利便性向上のため、効率的で満足度の高い窓口サービスを目指すことが必要となっています。

また、事務の適正な管理執行の確保やマネジメント機能の強化を図るとともに、職員研修による政策形成能力の向上や職員配置の適正化などに努めるとともに、令和2年度から導入する会計年度任用職員制度の適切な運用も含め、成果を重視した効率的な行政運営を推進することが求められています。

なお、行財政改革や地方分権改革を円滑に進めるためには、信頼される地方公共団体を目指すことが重要な課題であることから、職員意識と組織マネジメントを抜本的に改革し、本市を取り巻く様々なリスクに対し、内部統制の体制を整備し適切に運用することが求められています。

《 具体的施策の方針 》

事務の管理執行について、法令適合や正確性のほか、効率的かつ効果的な事務の実施を確保します。また、市民ニーズの多様化などを背景に、行政ニーズが複雑化していることから、市民サービスの向上を目指し、職員研修による政策形成能力の向上に努めるとともに、職員配置の適正化等により行政サービスの向上に努めます。また、大学等との連携や事業者との協働についても進めます。

《 具体的施策の展開 》

① 市民サービスの向上

- ・市民ニーズを踏まえ、行政機能を適宜見直すとともに、機能に応じた人員配置に努

めます。また、手続の簡素化や職員の総合的な相談対応力を強化し、窓口サービスの向上を進め、市民に親しみやすい市役所づくりに努めます。

- ・市民ニーズを踏まえ、窓口サービスの維持向上のため、毎月 25 日（祝休日の場合は翌開庁日）に窓口業務を午後 9 時まで延長します。
- ・年度末最終日曜日及び年度始め第一日曜日を休日窓口として午前 9 時から午後 5 時まで、また、毎月第 2 日曜日午前 9 時から正午まで開設し、利用者の利便性向上を図ります。
- ・マイナンバーカードの利用業務拡大に努めます。

【関係各課】

② 市政における情報化の推進

- ・ICT の活用とともに、安全性と信頼性の確保を図り、市政の各分野における情報化を推進し、情報システムの効率的な利用を促進します。

【総務課】

③ 行政組織の機能強化

- ・地方分権の進展による行政事務の増大などの動向を見据え、必要に応じて組織・機構等を見直します。
- ・事務事業などの成果の明確化及び効率性や透明性の確保に努めます。
- ・複雑で多様な行政課題への、横断的で柔軟な対応を図り、行政各部門間の連携・調整機能を強化し、情報の共有化を図ります。
- ・本市を取り巻く様々なりスクに対し、自律的に対応可能な内部統制の体制を整備・運用しつつ、その強化に努めます。

【総務課】

④ 職員の資質向上と適正な人事管理の推進

- ・自治大学校をはじめ、職員の研修機会を拡充し、政策形成能力や専門的な能力の向上に努めるとともに、他自治体等との人事交流により、行政組織の活性化に努めます。また、接遇研修等への参加により、おもてなしの心で接遇に努めます。
- ・「定員適正化計画」に基づき適正な定員管理を進めるほか、会計年度任用職員については、制度の適正な運用に努めます。
- ・働き方改革を推進するとともに、メンタルヘルスを含め、職員の健康管理を充実し、疾病などによる業務の停滞の防止に努めます。

【総務課】

⑤ 市内でマイナポイントの使用可能な店舗の普及拡大

- ・マイナポイントの利用できる店舗を多く登録することにより、カード所有の必要性について意識向上を図ります。

【企画財政課】 【市民環境課】 【関係各課】

(2) 健全な財政運営の推進

《 現状と課題 》

高齢化や人口減少、景気低迷や国・県の財政状況の悪化などにより、市税や補助金等が減少しており、本市の財政状況は極めて厳しい状況にあります。そのため、効果的な制度や事業の活用を図るとともに、民間活力の活用や市民と行政との協働を推進し、更なる経費削減に努め、財政の安定性や健全性を維持・確保しなければなりません。

また、公共施設等の更新時期を迎える中、全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適化及び有効活用を図るため、平成29年6月に「市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

本市では、町村合併後「新市まちづくり計画」に基づき、合併特例債をはじめとする有利な地方債を活用して公共施設の整備を積極的に進めてきたため、平成22年度から平成25年度まで実質公債費比率が18%を超える「起債許可団体」となっていましたが、平成26年度決算で実質公債費比率が17.8%となり起債許可団体を脱却し、毎年度改善しています。

税の収納率向上対策としては、平成21年度からエルタックス（地方税の電子化）及び毎月開設している夜間・休日相談窓口の設置、並びに平成23年度からコンビニエンスストアによる市税（普通徴収に限る市県民税、固定資産税、軽自動車税）の収納を実施しています。今後も納付機会の拡大について検討し、キャッシュレス納付の推進などにより市民の利便性の向上を図り、市税の収納率の増加に努め、自主財源の確保に取り組む必要があります。

また、ポータルサイトを活用したふるさと納税により、自主財源の確保に取り組んでいます。

《 具体的施策の方針 》

費用対効果を踏まえた事業採択や投資の厳選化、コスト管理の徹底を図るとともに、行政改革と歳出・歳入一体改革を継続し、最小の経費で最大の効果が得られるよう健全な財政運営を行います。また、市税納付機会の拡大の検討、ふるさと納税により自主財源の確保に努めます。

《 具体的施策の展開 》

① 計画的で効率的な財政運用

- ・総合計画や総合戦略、各種計画と連動した予算編成を徹底し、事業の実現性を客観的・総合的に判断した予算編成を行います。
- ・効率的で透明性の高い行政運営を推進するほか、成果なども考慮した粋配分方式に

よる予算編成を検討します。

- ・新公会計制度による財務諸表の分析を基にした中期財政計画に基づき、財政の透明性を高めるとともに、財政収支の明確な見通しのもと、計画的な財政運営を行います。また、財政運用の指針を明確にし、投資効果の高い財政運用に努めます。

【企画財政課】

② 経費節減と受益者負担の適正化

- ・公共施設の指定管理者制度を促進し、効率的な維持管理体制を図ります。
- ・時流に即した事務事業の見直しを行う中で歳出のバランスを考慮し、使用料や受益者負担、補助金などの適正化や基準の明確化に努めます。

【企画財政課】

③ 自主財源の確保

- ・税の収納率向上対策として、エルタックス（地方税の電子化）や夜間・休日相談窓口の設置及びコンビニエンスストアによる市税の収納を実施し、市税の収納率の確保に努めます。
- ・税収確保策として、納税者の利便性を図るため、インターネットを活用した税手続や給与からの住民税の特別徴収を推進するとともに、新たな納付方法の導入などにより収納率の向上を目指します。
- ・ふるさと納税について魅力ある返礼品を随時追加し、寄附の増加に努めます。

【税務課】【市民環境課】【総務課】

④ 公共施設マネジメントの推進

- ・効率的かつ効果的な維持管理を行うため、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化等を推進し、公共施設等を総合的かつ計画的に管理していきます。

【総務課】

(3) 広域行政の推進

《 現状と課題 》

社会経済の変化や道路・交通網の整備、情報化の進展に伴い、市民の生活行動や経済活動は一層広域化、複雑化しています。

効率的な行政運営の観点からも、本市だけでは解決できない課題や、広域的な取組によって市民サービスの向上が図られる事務事業については、積極的に近隣市町との連携を進める必要があります。また、新たな自治体の枠組みの一つとして検討されている「道州制」についても、近隣市町との連携を図る必要があります。

本市では、「岐阜地域広域圏協議会」に参加し、近隣8市町と相互連携していますが、更に連携を強化し、事業の効率化や共通する行政課題への対応を図る必要があります。

《 具体的施策の方針 》

様々な広域的ニーズや共通する行政課題に柔軟かつ効率的に対応するため、協議会構成市町相互の連携強化を図ります。

《 具体的施策の展開 》

① 広域連携事業の推進

- ・行政ニーズや地域課題などに対応して、「岐阜地域広域圏協議会」「岐阜連携都市圏推進会議」の構成市町などとの共同事業や連携事業を推進します。また、テーマに応じて、新たな地域との連携事業の可能性を検討します。

【企画財政課】

《数値目標》

広域行政担当課長会議・担当省会議開催数（年間）
【H30:3回 ⇒ R5:4回】

〔資料〕 総合計画等における SDGs

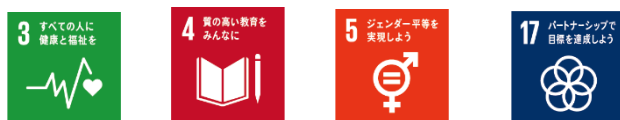
SDGs（エス・ディ・ジー・ズ）とは、2015年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年を年限とする17の開発目標のことです。



SDGsは、国際的にもこれからの大きな潮流となることから、総合計画等では、今後、本市の政策決定において向かうべき方向性として取り入れ、その足がかりとして、この17の開発目標を該当する総合計画等で掲げる基本目標及び基本的方向ごとに当てはめ、啓発していきます。

【基本目標】 希望を持ち豊かに暮らすひとづくり

《基本的方向》 1 結婚・子育て支援と女性活躍



【基本目標】 希望を持ち豊かに暮らすひとづくり

《基本的方向》 2 移住・定住支援と多世代共生



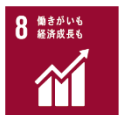
【基本目標】 希望を持ち豊かに暮らすひとづくり

《基本的方向》 3 生き生きと暮らすための環境整備



【基本目標】 生き生きと安心して働けるしごとづくり

《基本的方向》 地域産業の活性化と企業支援



【基本目標】 自然との融和を目指すまちづくり

《基本的方向》 1 地域の魅力発信と交流連携



【基本目標】 自然との融和を目指すまちづくり

《基本的方向》 2 豊かな自然と安心できる生活



第 2 次山口市総合計画後期基本計画策定過程・第 2 期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定過程

時期	業務	内容
平成 31 年 3 月 27 日	平成 30 年度第 1 回 山口市総合計画審議会	第 2 次山口市総合計画後期基本計画について（諮問）
令和元年 8 月 5 日	第 1 回総合計画委員会・第 1 回総合戦略本部会議	第 2 次山口市総合計画後期基本計画及び第 2 期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略について 数値目標及び重要業績評価指標（KPI）について 第 2 次山口市総合計画前期基本計画の効果検証について 人口ビジョン改訂及び計画骨子について
令和元年 8 月 20 日	令和元年度第 1 回 山口市総合計画審議会	第 2 次山口市総合計画後期基本計画について
		第 2 次山口市総合計画前期基本計画の効果検証について
令和元年 10 月 2 日	第 2 回総合計画委員会・第 2 回総合戦略本部会議	第 2 次山口市総合計画審議会及び第 2 期山口市まち・ひと・しごと創生会議について
令和元年 10 月 11 日	令和元年度第 1 回 山口市まち・ひと・しごと創生会議	第 1 期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略の一部改訂について 第 2 期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について 平成 30 年度地方創生推進交付金等事業の実績報告について

		平成 27 年度～平成 30 年度地方創生推進 交付金等実績について
令和元年 10 月 11 日	令和元年度第 2 回 山県市総合計画審 議会 令和元年度第 2 回 山県市まち・ひと・ しごと創生会議	審議会及び創生会議の合同会議開催に ついて 第2次山県市総合計画後期基本計画及び 第2期山県市まち・ひと・しごと創生総 合戦略の策定・計画骨子について 人口ビジョン改訂及び計画骨子につい て
令和元年 11 月 6 日	第 3 回総合計画委 員会・第3回総合戦 略本部会議	人口ビジョン改訂及び計画骨子につい て 第2次山県市総合計画後期基本計画及び 第2期山県市まち・ひと・しごと創生総 合戦略について 数値目標及び重要業績評価指標 (KPI) に ついて
令和元年 11 月 6 日	第 1 回総合計画委 員会・第1回総合戦 略本部プロジェクト チーム会議	人口ビジョン改訂及び計画骨子につい て 第2次山県市総合計画後期基本計画及び 第2期山県市まち・ひと・しごと創生総 合戦略について 数値目標及び重要業績評価指標 (KPI) に ついて 新規具体的施策について
令和元年 11 月 14 日	令和元年度第 3 回 山県市総合計画審 議会	人口ビジョン改訂及び計画骨子につい て 第2次山県市総合計画後期基本計画及び 第2期山県市まち・ひと・しごと創生総 合戦略の策定・計画骨子について

	令和元年度第 3 回 山県市まち・ひと・ しごと創生会議	数値目標及び重要業績評価指標 (KPI) に ついて
令和元年 12 月 4 日	第 4 回総合計画委 員会・第 4 回総合戦 略本部会議	第 2 次山県市総合計画後期基本計画及び 第 2 期山県市まち・ひと・しごと創生総 合戦略の策定・計画骨子について 数値目標及び重要業績評価指標 (KPI) に ついて
令和元年 12 月 6 日	令和元年度第 4 回 山県市総合計画審 議会 令和元年度第 4 回 山県市まち・ひと・ しごと創生会議	第 2 次山県市総合計画後期基本計画及び 第 2 期山県市まち・ひと・しごと創生総 合戦略の策定・計画骨子について 数値目標及び重要業績評価指標 (KPI) に ついて
令和 2 年 1 月 8 日	第 5 回総合計画委 員会・第 5 回総合戦 略本部会議	第 2 次山県市総合計画後期基本計画及び 第 2 期山県市まち・ひと・しごと創生総 合戦略の策定・計画骨子について
令和 2 年 1 月 17 日	令和元年度第 5 回 山県市総合計画審 議会 令和元年度第 5 回 山県市まち・ひと・ しごと創生会議	第 2 次山県市総合計画後期基本計画及び 第 2 期山県市まち・ひと・しごと創生総 合戦略の策定・計画骨子について
令和 2 年 1 月 25～2 月 9 日	パブリックコメン トの実施	
令和 2 年 2 月 20 日	答申	
令和 2 年 3 月 20 日	令和 2 年第 1 回議 会定例会	第 2 次山県市総合計画後期基本計画及 び第 2 期山県市まち・ひと・しごと創生 総合戦略議決

山口市総合計画審議会委員名簿

1号委員	岐阜協立大学学長	竹内 治彦（会長）
2号委員	山口市自治会連合会会長	田上 隆
2号委員	山口市商工会会長	宇野 睦
2号委員	山口市社会福祉協議会会長	丹羽 英之（副会長）
2号委員	山口市教育委員会委員	川田 八重子
3号委員	山口市議会代表（総務産業建設委員長）	古川 雅一
3号委員	山口市議会代表（厚生文教委員長）	加藤 裕章
4号委員	市民代表（山口市農業委員会委員）	佐野 恵津子
4号委員	市民代表（NPO 法人どんぐり会）	尾関 律子
4号委員	市民代表（公募）	神谷 博

山縣市まち・ひと・しごと創生会議委員名簿

1号委員	山縣市自治会連合会会長	田上 隆
2号委員	山縣市商工会会長	宇野 睦
2号委員	ぎふ農業協同組合 岐阜北グループ統括支店長	福地 克也
2号委員	(株) 水生活製作所代表取締役社長	早川 徹
3号委員	岐阜協立大学学長	竹内 治彦 (会長)
3号委員	岐阜女子大学教授	黒見 敏丈 (副会長)
3号委員	山縣市立美山小学校長	河村 一彦
4号委員	十六銀行高富支店支店長	加納 康成
4号委員	大垣共立銀行高富支店支店長	大竹 裕幸
4号委員	岐阜信用金庫高富支店支店長	浅井 一智
5号委員	岐阜公共職業安定所雇用開発部長	小倉 誠
5号委員	社会保険労務士	木村 麻理
6号委員	岐阜新聞社本巢支局長	松浦 健司
6号委員	中日新聞社岐阜支社報道部記者	下條 大樹
7号委員	岐阜北厚生病院事務局長	臼井 浩之
7号委員	山縣市社会福祉協議会会長	丹羽 英之
7号委員	岐阜乗合自動車代表取締役専務	武藤 行儀
7号委員	元岐阜県職員	今瀬 義幸
7号委員	山縣市副市長	宇野 邦朗

第2次山口市総合計画策定委員会委員兼山口市まち・ひと・しごと

と創生本部員名簿

本部長	市長	林 宏優
委員長（副本部長）	副市長	宇野 邦朗
委 員（副本部長）	教育長	服部 和也
委 員	理事（地方創生監）	浅井 聡
	理事兼議会事務局長	久保田 裕司
	理事兼総務課長	此島 祐司
	理事兼企画財政課長	奥田 英彦
	理事兼学校教育課長	鬼頭 立城
	税務課長	山田 正広
	市民環境課長	谷村 政彦
	福祉課長	江尾 浩行
	子育て支援課長	浅野 晃秀
	健康介護課長	藤田 弘子
	農林畜産課長	三嶋 克之
	建設課長	大西 一也
	まちづくり・企業支援課長	長野 健一
	水道課長	高瀬 正人
	会計管理者兼会計課長	安川 英明
	伊自良支所長	市原 修二
	美山支所長	山田 純敬
	生涯学習課長	土井 義弘

第2次山県市総合計画策定プロジェクトチーム兼山県市まち・ひ

と・しごと創生本部プロジェクトチーム員名簿

チームリーダー	企画財政課	主幹	武藤 達也
チーム員	議会事務局	主幹	棚橋 輝英
	総務課	主幹	大西 義彦
	税務課	主幹	松井 資起
	市民環境課	主幹	田中 進
	福祉課	主幹	中村 誠治
	子育て支援課	主幹	高井 俊哉
	健康介護課	主幹	森 正和
	農林畜産課	主幹	村橋 達行
	建設課	主幹	浅野 浩昭
	まちづくり・企業支援課	主幹	吉田 直孝
	水道課	主幹	清水 晴央
	学校教育課	主幹	恩田 拓充
	生涯教育課	主幹	水谷 勝彦
	美山支所	係長	高井 文則
	企画財政課	主査	梅田 寛之
	企画財政課	主事	棚村 湧太

山口市総合計画審議会条例

平成15年4月1日条例第22号
改正 平成18年3月22日条例第2号
平成19年3月20日条例第3号
平成23年12月19日条例第24号
平成25年6月28日条例第24号
平成30年12月20日条例第31号

(設置)

第1条 市長の諮問機関として、山口市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、山口市総合計画の策定に関する事項を審議し、その意見を答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 識見を有する者
- (3) 市議会議員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月22日条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月19日条例第24号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月20日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

第2次山口市総合計画策定組織設置要綱

(設置)

第1条 第2次山口市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するにあたり、第2次山口市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）及び第2次山口市総合計画策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(委員会の掌握事務)

第2条 委員会は、プロジェクトチームで作成した総合計画原案の審議に当たる。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、教育長、本庁の課長、支所長及び消防長をもって充てる。

4 委員長及び委員は、総合計画が策定された時には、解嘱されるものとする。

(委員長の職務及び代行)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、企画財政課長がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(プロジェクトチームの掌握事務)

第6条 プロジェクトチームは、次に掲げる事務を掌握する。

(1) 総合計画原案作成のための基礎研究作業

(2) 総合計画原案の作成及び調整

(プロジェクトチームの組織)

第7条 プロジェクトチームは、チームリーダー及びチーム員をもって組織する。

2 チームリーダー、チーム員は、委員長が指名する主幹、課長補佐又は係長をもって充てる。ただし、チームリーダーが特に必要と認めた場合は、この限りではない。

3 プロジェクトチームは、必要に応じて部会を置くことができる。

4 チームリーダー及びチーム員は、総合計画が策定された時には、解嘱されるものとする。

(チームリーダーの職務及び代行)

第8条 チームリーダーは、プロジェクトチームの会務を総理する。

2 チームリーダーに事故があるとき、又はチームリーダーが欠けたときは、あらかじめ

めチームリーダーが指名した者がその職務を代理する。

(プロジェクトチーム会の会議)

第9条 プロジェクトチームの会議は、チームリーダーが必要があると認めたときに開催する。

2 会議の議長はチームリーダーをもって充てる。

3 チームリーダーは、必要があると認めたときは、プロジェクトチーム以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会及びプロジェクトチームの庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会又はプロジェクトチームの運営について必要な事項は、委員長又はチームリーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

山口市まち・ひと・しごと創生会議設置要綱

平成27年6月18日

告示第85号

(設置)

第1条 少子化と人口急減に的確に対応できるよう、山口市のまち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略を策定し、推進するに当たり、広く関係者の意見を反映させ、客観的な効果検証を行うため、山口市まち・ひと・しごと創生会議（以下「創生会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 創生会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地方人口ビジョンの策定に関する事項
- (2) 総合戦略の策定及び推進に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 創生会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民を代表する者
- (2) 産業関係を代表する者
- (3) 学識を有する者
- (4) 金融機関を代表する者
- (5) 労働団体関係を代表する者
- (6) 報道機関関係を代表する者
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(任期)

第5条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 創生会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、創生会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 創生会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 創生会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、創生会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

山口市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

平成27年2月16日

訓令乙第1号

改正 平成29年12月28日訓令乙第4号

(設置)

第1条 少子化と人口急減に的確に対応し、山口市の特性を活かした自立的で持続可能な社会を創生するため、山口市まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地方版総合戦略の策定に関すること。
- (2) その他前条の目的達成のため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、各課長、議会事務局長、会計管理者及び本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

(調整部会)

第6条 本部長は、必要に応じて、部会、ワーキンググループを設置することができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月16日から施行する。

附 則（平成29年12月28日訓令乙第4号）

この訓令乙は、平成30年4月1日から施行する。

山口市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

平成27年2月16日

訓令乙第1号

改正 平成29年12月28日訓令乙第4号

(設置)

第1条 少子化と人口急減に的確に対応し、山口市の特性を活かした自立的で持続可能な社会を創生するため、山口市まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地方版総合戦略の策定に関すること。
- (2) その他前条の目的達成のため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、各課長、議会事務局長、会計管理者及び本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

(調整部会)

第6条 本部長は、必要に応じて、部会、ワーキンググループを設置することができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月16日から施行する。

附 則（平成29年12月28日訓令乙第4号）

この訓令乙は、平成30年4月1日から施行する。

用語解説

用語	説明
6次産業化	農林水産業（1次産業）と製造業（2次産業）、流通・販売業（3次産業）がお互いに連携し合って、新たな産業や需要（市場）を創出すること。
DMFT 指数	DMFT とは、一人当たりのむし歯（D）、むし歯で抜いた歯（M）、むし歯で修復した歯（F）の合計で、集団のう蝕経験を表す指数。特に永久歯が生えそろった直後の12歳（中学校1年生）のDMFTが、世界的にう蝕経験を評価する標準的なものさしになっている。
DV	ドメスティック・バイオレンス。親密な関係にあるパートナーからの暴力のこと。「暴力」の形はさまざまで、「身体的」「精神的」「性的」「経済的」「社会的」など、多面的な要素を含んでいる。
ICT	IT（情報技術）に、コミュニケーション（通信、意思疎通）の概念を加えたものであり、ネットワーク通信により知識や情報を共有すること。
NPO	「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。
SNS	「Social Networking Service」の略称で、インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。
MaaS	バス、タクシー、電車、ライドシェアといったあらゆる公共交通機関を。ITを用いて継ぎ目なく結びつけ、人々が効率よく、便利に使えるシステムのこと。
TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）	「Trans-Pacific Partnership」の略称で、環太平洋諸国が締結を目指して交渉を行う広域的な経済連携協定のこと。
アウトリーチ事業	アウトリーチとは「外に手を伸ばす」という意味で、広義では施設内外を問わず行われる普及活動（教育普及活動、社会普及活動も含む）、狭義では施設外で行われる普及活動をさす。
アクションプラン	「Action Plan」のことで、ある政策や企画を実施するための基本方針。また、行動計画。

空き家バンク	山県市内で空き家を売りたい所有者と空き家を買いたい利用希望者がそれぞれ登録を行い、利用希望者に空き家情報の一部を提供することにより空き家の有効活用につなげるもの。交渉・契約は当事者間あるいは市内の宅地建物取引事業者の仲介手続きを通して行う。
アプリ	正式にはアプリケーションと呼ばれるもので、ゲームやメール・音楽プレイヤーといった OS 上で動くソフトウェアのことを意味する。もともとはパソコンの世界から生み出された言葉だが、スマートフォン（スマホ）の登場をきっかけに、アプリという略語の形で一気に認知度が上がった。
あんしんネット	携帯電話などの登録者に、不審者情報などを知らせるサービス。
温室効果ガス	地球温暖化の原因となる温室効果をもたらす気体（CO ₂ 、フロンガス、メタンガス等）の総称。
買物弱者	流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々のこと。
かかりつけ医	身近な地域で日常的な医療を受けたり、あるいは健康の相談等ができる医師、歯科医師のこと。
核家族	「夫婦とその未婚の子女」「夫婦のみ」「父親または母親とその未婚の子女」のいずれかから成る家族。
学校コラボレーター事業	学校と地域（家庭）が協働（コラボレート）して学校教育の一層の充実を図るとともに、地域（家庭）の教育力再生に寄与する事業。
共食	一人で食事をする「孤食」や、同じ食卓に集まっても、それぞれが別々のものを食べる「個食」が増える中、コミュニケーションを図り、楽しく、規則正しい時間に食べることができるなどのメリットがある食事の取り方のこと。
グローバル	「地球規模の」「球状の」などを表す英語から来ており、「国境を越えて地球全体にかかわるさま」を表し、「世界的規模の」という意味でも使われる。
景観行政団体	景観法により定義される、景観行政を司る行政機構であり、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることが出来る。景観計画区域に指定された区域では、建築や建設など景観にかかわる開発を行う場合に、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じる。2013 年（平成 25 年）1 月時点では、568 の地方公共団体が景観行政団体となっている。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

健康格差	地域や社会経済状況の違いによる、集団における健康状態の差。
減災	災害による被害をできるだけ小さくする取り組みのこと。
合計特殊出生率	人口に対して生まれた子どもの数を表す指標の一つ。その年次の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。
耕作放棄地	以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地のこと。
合理的配慮	募集・採用時における、障がいのある方とない方との均等な機会の確保の支障となっている事情を改善するための措置や、採用後における、均等な待遇の確保や障がいのある労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置のこと。
サテライトオフィス	勤務先以外のオフィススペースでパソコンなどを利用した働き方のこと。
産学官連携	「産」は民間企業や NPO 等を、「学」は大学、高等専門学校等の教育機関を、「官」は国、地方公共団体を指し、それぞれが持っている人材・設備・研究成果等を、新たな製品・技術の開発や、技術力の強化等の課題解決に利用するもの。
指定管理者制度	公の施設の管理者について、「地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共的団体」といった条件が撤廃され、地方公共団体の指定する者（指定管理者）が管理を代行する制度。
シティプロモーション	地域を将来にわたって持続的に発展させていくため、地域の魅力を整理・分析し、かつ、新たな魅力を開発し、地域内外に広く PR することにより、人材・資金・情報を地域の中に引き込み、地域活性化させる取組のこと。地域の特性に応じて様々な取組内容が想定されるが、他地域との差別化を図っていくため、地域オリジナルの方向性を打ち出していくことが求められている。
社会保障費	年金、医療、介護、雇用、生活保護等の社会保障に係る経費のこと。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
食育	生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

新型インフルエンザ	季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザ。多くの人が免疫を獲得していないことから、急速なまん延により重大な影響を与えるおそれがある。
新公会計制度	平成 17 年 12 月に政府の「自治体の『資産・債務』改革」としてスタートし、平成 19 年 10 月に具体的な姿が示されたもので、従来から各地方自治体で作成・公表されてきた「貸借対照表」などの「財務諸表」について、「より詳細な管理と分析」を求めるとともに、「資産・負債」の状況をより分かりやすく伝えるための「財務書類の追加」などが盛り込まれている。
生活習慣病	不適切な食事、運動不足、ストレス過剰や休養の不足、喫煙、飲酒等の生活習慣に起因すると考えられる病気のこと。代表的な生活習慣病としては、脳血管疾患、心疾患、糖尿病、高血圧、脂質異常症、肥満等がある。
成年後見制度	契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。
生物多様性	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。
総合型地域スポーツクラブ	種目の多様性、世代や年齢の多様性、技術レベルの多様性を持ち、日常的に活動の拠点となる施設を中心に、会員である地域住民個々人のニーズに応じた活動を行う、地域に根ざした自主運営型・複合スポーツクラブのこと。
ソーシャルインクルージョン	「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員としてともに生きていくこと。
多目的トイレ	車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、オストメイト対応の設備、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えており、車いす使用者だけでなく、高齢者、内部障がい者、子ども連れなどの多様な人が利用可能としたトイレのこと。
団塊の世代	第二次大戦後、昭和 22 年～24 年に生まれた世代のこと。
地域包括ケア	団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される状態のこと。

地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の気温が上昇する現象のこと。
地産地消	国内の地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取り組み。
地方分権	住民に身近な市町村において行政サービスを行えるようにするため、国の権限や財源等を地方に移し、行政のしくみを変えていくこと。
デマンド型交通	路線定期型交通と異なり、運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由な組み合わせが可能な予約型の運行形態の輸送サービスを指し、福祉輸送（要介護者、身体障害者等であって公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に、必要な介助等と連続して、又は一体として行われる個別的な輸送サービス）や特定施設の送迎サービス等は含まない。
テレワーク	情報通信技術（ICT）を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。「tele＝離れた場所」と「work＝働く」を合わせた造語のこと。
特定公共賃貸住宅	「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、中堅所得者の方に優良な賃貸住宅の供給を促進することを目的としており、申込みには同居家族などの条件のほかに世帯所得制限がある。
内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）	おなかのまわりの内臓に脂肪が蓄積した内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せ持った状態である。 内臓脂肪は過剰にたまると、糖尿病や高血圧症、高脂血症といった生活習慣病を併発しやすくなってしまう。しかも、「血糖値がちょっと高め」「血圧がちょっと高め」といった、まだ病気とは診断されない予備群でも、併発することで、動脈硬化が急速に進行する。
二次医療圏	地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状態、交通事情等の社会的条件を考慮して一体の区域として病院における入院に係る医療を提供する体制を確保を図ることが相当であると認められる区域を単位として認定するもの。
ノーマライゼーション	「社会で日々を過ごす一人の人間として、障がい者の生活状態が、障がいのない人の生活状態と同じであることは、障がい者の権利である。障がい者は、可能な限り同じ条件のもとに置かれるべきであり、そのような状況を実現するための生活条件の改善が必要である」とする考え方。
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

パブリック コメント	市町村が計画等を制定するにあたって、事前に計画等の案を示し、その案について広く市民等から意見や情報を募集する制度。
ピアカウ ンセリ ング	仲間同志によるカウンセリング。ピアカウンセリングの目指すものは障がい者の自立生活を援助していくもので、そのために障がい者が自己を受容し、自己信頼に満ち困難に立ち向かっていけるよう精神面のサポートをすること、また自立生活上で必要な情報、社会資源の提供なども行う。何よりも大切とされていることは、相談する人もカウンセラーとなる人も対等な関係であるということである。
非核平和都 市宣言	世界の恒久平和を実現することは、人類共通の願いであり、私たちが目指す「水と緑を大切に、活力ある山県市」の実現にも必要不可欠であることから、平成 30 年 9 月 20 日、山県市は、「山県市非核平和都市宣言」をしました。
東日本大震 災	平成 23 年 3 月 11 日に三陸沖で発生したマグニチュード 9.0 の「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」のこと。この地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害を「東日本大震災」と呼ぶ。
フ ァ ミ リ ー・サポ ート・セン ター	仕事と育児の両立を支援するため、育児サービスを受けたい利用会員と育児サービスを提供できる会員による有償の相互援助組織のこと。
福祉有償運 送	福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障がい者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO、公益法人、社会福祉法人等が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員 11 人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスをいい、この福祉有償運送を行う場合には、運輸支局長等の行う登録を受ける必要がある。
フレイル	虚弱を意味し、加齢により筋力や食欲が落ち、心と体の活力が低下した状態のこと。
ベイズ推定	合計特殊出生率を小地域間の比較や経年的な動向で見る場合、標本数が少ない（出生数が少ない）と、その時々状況によって数値が大幅に変わってしまうため、当該市区町村を含むより広い地域である二次医療圏のグループの出生の情報と書く市区町村固有の出生等の情報を総合化することにより、推定値の不安定性を緩和するための推定手法。
まち美化パ ートナー	道路、河川、公園などの公共空間の環境美化活動をボランティアで行う団体、個人に対して、必要な支援を行い市民と行政が協働して、新しい環境づくりを推進することを目的としている。

民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。
メンタルヘルス	「心の健康」の意。心が健康であると、身体・知性・情緒などが良く調和して、環境に適応でき、周りの人と折り合うことができる。さらに、自分が幸福であると感じ、仕事に対しても自分の能力を発揮することができ、能率的な生活ができる。企業などの職場でのストレスが心の健康に影響すると、個人の健康はもとより、企業側にとっても、休職や生産性低下によるコスト増に繋がる。
ユニバーサルデザイン	高齢者や障がいのある人のみならず、可能な限りすべての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」デザインすること。
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」。老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。
ワーケーション	「ワーク（働く）」と「バケーション（休暇）」とを組み合わせた造語のことで、仕事と休暇を両立させる働き方として注目されている。

